

○国土交通省告示第九百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十六条第三項第二号並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項、第五条の二第一項、第六条第一項から第三項まで、第六条の二第一項及び第二項、第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六条の二の三第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件）

第一条 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表第一

一 敷地及び地盤							
(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)		
塀	敷地内の通路のうち「一」という。	以下「一」	令第二百二十八条に規定する	敷地	地盤	(イ) 調査項目	
(略)	敷地内の通路の支障物の状況	(略)	敷地内の通路の確保の状況	敷地内の排水の状況	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	(ロ) 調査方法	
	目視等により確認する。		目視等により確認する。	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	(ハ) 判定基準		
	(略)		(略)	(略)	(略)		

改正前

別表第一

一 敷地及び地盤							
(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)		
塀	敷地内の通路のうち「一」という。	以下「一」	令第二百二十八条に規定する	敷地	地盤	(イ) 調査項目	
(略)	敷地内の通路の支障物の状況	(略)	敷地内の通路の確保の状況	敷地内の排水の状況	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	(ロ) 調査方法	
	目視等により確認する。		目視等により確認する。	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	(ハ) 判定基準		
	(略)		(略)	(略)	(略)		

部 外						
(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
壁 外 等 体 軀				土台（木造に限る。）		
補強コンクリートブロック	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	(略)	土台の劣化及び損傷の状況	土台の沈下の状況	傷の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。		目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	

部 外						
(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
壁 外 等 体 軀				土台（木造に限る。）		
補強コンクリートブロック	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	(略)	土台の劣化及び損傷の状況	土台の沈下の状況	傷の状況
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	

(二)	(十)	(九)	
等 材 げ 上 仕 装 外			
モルタル、 ものを除く。 法による (乾式工 石貼り等 タイル、 開口隅部、水平打 継部、斜壁部等の うち手の届く範囲 をテストハンマー による打診等(無 人航空機による赤 外線調査であつて	鉄筋コン クリート 造及び鉄 骨鉄筋コ ンクリー ト造の外 壁躯体の 劣化及び 損傷の状 況	鉄骨造の 外壁躯体 の劣化及 び損傷の 状況	造の外壁 躯体の劣 化及び損 傷の状況
	目視等により確認 する。	目視等により確認 する。	
(略)	(略)	(略)	

(二)	(十)	(九)	
等 材 げ 上 仕 装 外			
モルタル、 ものを除く。 法による (乾式工 石貼り等 タイル、 開口隅部、水平打 継部、斜壁部等の うち手の届く範囲 をテストハンマー による打診等(無 人航空機による赤 外線調査であつて	鉄筋コン クリート 造及び鉄 骨鉄筋コ ンクリー ト造の外 壁躯体の 劣化及び 損傷の状 況	鉄骨造の 外壁躯体 の劣化及 び損傷の 状況	造の外壁 躯体の劣 化及び損 傷の状況
	必要に応じて双眼 鏡等を使用し目視 により確認する。	必要に応じて双眼 鏡等を使用し目視 により確認する。	
(略)	(略)	(略)	

等の劣化及び損傷の状況	、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は目視等により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後十年を超え、最初に実施する定期調査等にあつては、全面打診等により確認する（三年以内に実施された全面打診等の結果を確認す
-------------	--

等の劣化及び損傷の状況	、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分が必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後十年を超え、最初に実施する定期調査等にあつては、全面打診等により確認する（三年以内に実施され
-------------	--

(四)	(三)	(二)	

乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	コンクリート系パネル（帳壁）	
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	る場合、三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。
(略)	(略)	(略)	

(四)	(三)	(二)	
-----	-----	-----	--

乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	コンクリート系パネル（帳壁）	
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	た全面打診等の結果を確認する場合、三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。
(略)	(略)	(略)	

三 上 屋 及 び 屋 根					
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	
				屋上面	機 等
排水溝（ドレーン）を含む。	金属笠木の劣化及び損傷の状況	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	屋上回り（屋上面を除く。）の立ち上り面の劣化及び損傷の状況	屋上面の劣化及び損傷の状況	
目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

三 上 屋 及 び 屋 根					
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	
				屋上面	機 等
排水溝（ドレーン）を含む。	金属笠木の劣化及び損傷の状況	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	屋上回り（屋上面を除く。）の立ち上り面の劣化及び損傷の状況	屋上面の劣化及び損傷の状況	
目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

築 建 四					
(三) (一)	(九)	(八)	(七)	(六)	
画 区 火 防	告 備、却 物 び 機 塔、広 塔 設 (冷 工 器 及 等 等 等 作 器 及 の 状 況 及び損傷		屋 根		
(略)	の 状 況 及び損傷	の 状 況 及び損傷	屋 根 の 劣 化 及び損傷の 状 況	(略)	() の 劣 化 及び損傷の 状 況
	目 視 等 及 び テ ス ト ハ ン マ ー に よ る 打 診 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び テ ス ト ハ ン マ ー に よ る 打 診 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 又 は テ ス ト ハ ン マ ー に よ る 打 診 等 に よ り 確 認 す る。		る。
	(略)	(略)	(略)		

築 建 四					
(三) (一)	(九)	(八)	(七)	(六)	
画 区 火 防	告 備、却 物 び 機 塔、広 塔 設 (冷 工 器 及 等 等 等 作 器 及 の 状 況 及び損傷		屋 根		
(略)	の 状 況 及び損傷	の 状 況 及び損傷	屋 根 の 劣 化 及び損傷の 状 況	(略)	() の 劣 化 及び損傷の 状 況
	目 視 等 及 び テ ス ト ハ ン マ ー に よ る 打 診 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び テ ス ト ハ ン マ ー に よ る 打 診 等 に よ り 確 認 す る。	必 要 に 応 じ て 双 眼 鏡 等 を 使 用 し 目 視 に よ り 確 認 し 又 は テ ス ト ハ ン マ ー に よ る 打 診 等 に よ り 確 認 す る。		。
	(略)	(略)	(略)		

部 内 の 物			
(七)	(六)	(五)	(四)
分 部 る す 面 に 内 室 の 壁		部 周 外 の 画 区 火 防	
等 体 軀		部 周 外 の 画 区 火 防	
組積造の壁の室内に面する部分の軀体の劣化及び損傷	木造の壁の室内に面する部分の軀体の劣化及び損傷の状況	令第百十二条第六項に規定する外壁等及び同条第十七項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	(略)
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	

部 内 の 物			
(七)	(六)	(五)	(四)
分 部 る す 面 に 内 室 の 壁		部 周 外 の 画 区 火 防	
等 体 軀		部 周 外 の 画 区 火 防	
組積造の壁の室内に面する部分の軀体の劣化及び損傷	木造の壁の室内に面する部分の軀体の劣化及び損傷の状況	令第百十二条第六項に規定する外壁等及び同条第十七項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	(略)
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目視により確認する。	
(略)	(略)	(略)	

(十)	(九)	(八)	

の状況	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
	(略)	(略)	(略)

(十)	(九)	(八)	

の状況	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分
	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
	(略)	(略)	(略)

(四)	(三)	(三)	(二)	

耐火構造の壁又は耐火構造の壁（防火区画を構成する）					
給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合において、点検口等から目視等により確認する。	部材の劣化及び損傷の状況	(略)	分の躯体の劣化及び損傷の状況
(略)	(略)	(略)	(略)		

(四)	(三)	(三)	(二)	

耐火構造の壁又は耐火構造の壁（防火区画を構成する）					
給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合において、点検口等から目視等により確認する。	部材の劣化及び損傷の状況	(略)	分の躯体の劣化及び損傷の状況
(略)	(略)	(略)	(略)		

(三)		(四)	(五)		(六)	(七)		(八)		
床										
耐 火 構 造		軀 体 等							(略)	壁
部材の劣 化及び損	(略)	鉄筋コン クリート 造及び鉄 骨鉄筋コ ンクリー ト造の床 躯体の劣 化及び損 傷の状況	鉄筋コン クリート 造及び鉄 骨鉄筋コ ンクリー ト造の床 躯体の劣 化及び損 傷の状況	鉄骨造の 床躯体の 劣化及び 損傷の状 況	鉄骨造の 床躯体の 劣化及び 損傷の状 況	木造の床 躯体の劣 化及び損 傷の状況	木造の床 躯体の劣 化及び損 傷の状況			
目視等により確認 する。			目視等により確認 する。	目視等により確認 する。	目視等により確認 する。	目視等により確認 する。	目視等により確認 する。	目視等により確認 する。		
(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(三)		(四)	(五)		(六)	(七)	(八)	(九)	
床								(略)	壁
耐 火 構 造		軀 体 等							
劣 部 材 及 び 損 傷 の 状 況	(略)	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 及 び 鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 の 床 軀 体 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	鉄 骨 造 の 床 軀 体 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	鉄 骨 造 の 床 軀 体 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	鉄 骨 造 の 床 軀 体 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	木 造 の 床 軀 体 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況			
目 視 に よ り 確 認 す る。		目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。			
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(三)	(三)	
天 令	の床又は耐火構造の床の防火区画を構成するに限り、	
(略)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	傷の状況
	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。	
	(略)	

(三)	(三)	
天 令	の床又は耐火構造の床の防火区画を構成するに限り、	
(略)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	傷の状況
	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	
	(略)	

(三)	
井	
部るす面に内室の井天の物築建るす定規に項各五の条八十二百第	
室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	目視等又はテストハンマーによる打診等により確認する。
(略)	

(三)	
井	
部るす面に内室の井天の物築建るす定規に項各五の条八十二百第	
室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。
(略)	

(三)	(三)	
第十九項	戸（令第百十二条） 防火扉又は戸の開放方向	
目視等により確認する。	目視等及び設計図書等により確認する。	
戸の変形又は損傷により遮煙性能に支障があること。	(略)	
(三)	(三)	
した状態	常時閉鎖又は作動する。	八年建設省告示第二千五百六十三号第一号に規定する基準についての適合の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	にある防火扉又は戸（以下「常閉防火扉等」という。）にあっては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンシヨンゲージ等により測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
変形又は損傷により遮炎性能又は遮	常閉防火設備等の	省告示第二千五百六十三号第一号の規定に適合しないこと。

(三)	(三)
-----	-----

戸の閉鎖又は作動の障害となる物品	第二号に規定する戸に限る。(三十)の項及び(三十)の項において(同じ。)	戸の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な戸の閉鎖又は作動を確認する。	物品が放置されていること等により戸の閉鎖又は作動に支障があること

(三)	(三)
-----	-----

常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害	火設備又は戸(以下「常閉防火設備等」という。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとする。	煙性能(令第一百十二条第十九項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。)に支障があること。

(三十四)	(三十三)		(三十二)	
備 警報設	照明器具、懸垂物等			
の設置の	照明器具、懸垂物の落下防止対策の状況	照明器具	常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況	の放置並びに照明器具及び懸垂物の状況
書等により確認す	目視等及び設計図	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	
(略)		照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	常時閉鎖又は作動した状態にある戸が開放状態に固定されていること。	。
(三十五)	(三十四)	(三十三)	(三十二)	
備 警報設	照明器具、懸垂物等			
の設置の	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物の状況	照明器具、懸垂物の落下防止対策の状況	常閉防火扉等の固定の状況	害となる物品の放置の状況
等により確認する	目視及び設計図書	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	目視により確認する。	
(略)	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	常閉防火扉等が開放状態に固定されていること。	があること。

(三)	(三十五)	
クンリプス		
国年六和令		
の状況 備の設置 スプリン クラー設	警報設備 の劣化及 び損傷の 状況	状況
目視等及び設計図 書等により確認す る。ただし、六月 以内に実施した消 防法に基づく点検	目視等により確認 する。ただし、六 月以内に実施した 消防法に基づく点 検の記録がある場 合にあつては、当 該記録により確認 すること足りる。	る。ただし、六月 以内に実施した消 防法（昭和二十三 年法律第八十六 号）第十七条の三 の規定に基づく 点検（以下「消 防法に基づく点検 」という。）の記 録がある場合に あつては、当該記 録により確認す ること足りる。
火災の感知若しく は散水のために必 要な設備が設置さ れていないこと又 は設備の周囲の状	警報設備に著しい 腐食、変形、損傷 等があること。	
	(三十七)	
	警報設備 の劣化及 び損傷の 状況	状況
	目視により確認す る。ただし、六月 以内に実施した消 防法に基づく点検 の記録がある場合 にあつては、当該 記録により確認す ること足りる。	る。ただし、六月以 内に実施した消防 法（昭和二十三年 法律第八十六号 ）第十七条の三の の規定に基づく 点検（以下「消防 法に基づく点検」 という。）の記録 がある場合に あつては、当該記 録により確認す ること足りる。
	警報設備に著しい 腐食、変形、損傷 等があること。	

(三)	
備 設 ラ	
ス る す 定 規 に ニ 号 二 第 は 又 号 一 第 一 第 号 四 十 八 百 二 第 示 告 省 通 交 土	
の 状 況	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 の 劣 化 及 び 損 傷
。該記録により確認 すること で 足 り る	の記録がある場合 にあつては、当該 記録により確認す ること で 足 り る。
	況により火災の感 知若しくは散水に 支障があること。 スプリンクラーへ ツドに著しい腐食 、変形、損傷等が あること。

(四)		(四)	(三)	(三)	
		居室の採光及び換気			リブ・クランケット設備
換気設備の設置の状況	(略)	採光の妨げとなる物品の放置の状況	(略)		
設計図書等により確認する。		目視等により確認する。			
法第二十八条第二項若しくは第三項、令第二十條の二又は令第二十條の三の規定に適合しないこと。		(略)			
(四)	(四)	(四)	(三)	(三)	
		居室の採光及び換気			
換気設備の作動の状況	(略)	採光の妨げとなる物品の放置の状況	(略)		
各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した		目視により確認する。			
換気設備が作動しないこと。		(略)			
換気設備の設置の状況	(略)	採光の妨げとなる物品の放置の状況	(略)		
設計図書等により確認する。		目視により確認する。			
法第二十八条第二項若しくは第三項、令第二十條の二又は令第二十條の三の規定に適合しないこと。		(略)			

(四十五)		(四十四)			(四十三)・(四十二)				
		石綿等を添加した建築物材料							
又は封じ		囲い込み		状況		散防止措置の実施		(略)	
する。		目視等により確認		除去又は		若しくは			
				囲い込み		封じ込め			
				による飛		散防止措			
				置の実施		の状況			
(略)		(略)		(略)		(略)			
(四十七)		(四十六)			(四十五)・(四十四)		(四十三)		
		石綿等を添加した建築物材料							
又は封じ		囲い込み		状況		換気の妨げとなる物品の放置の状況		(略)	
鏡等を使用し目視		必要に応じて双眼鏡等を使用し目視		除去又は		目視により確認する。			
				囲い込み		換気の妨げとなる物品が放置されていること。			
				若しくは					
				封じ込め					
(略)		(略)		(略)		(略)			

五 避 難 施 設 等							
(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	
避難上有効なバルコニー	屋上広場	出入口		廊下		(略)	
避難上有効なバルコニーの確保の状況	屋上広場の確保の状況	物品の配置の状況	出入口の確保の状況	物品の配置の状況	(略)		込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況
目視等及び設計図書等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び設計図書等により確認する。	目視等により確認する。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

五 避 難 施 設 等							
(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	
避難上有効なバルコニー	屋上広場	出入口		廊下		(略)	
避難上有効なバルコニーの確保の状況	屋上広場の確保の状況	物品の配置の状況	出入口の確保の状況	物品の配置の状況	(略)		込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況
目視等及び設計図書等により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び設計図書等により確認する。	目視により確認する。			により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)
段 階								
段 階								
階段各部	物品の放 置の状況	手すりの 設置の状 況	(略)	直通階段 の設置の 状況	避難器具 の操作性 の確保の 状況	物品の放 置の状況	手すり等 の劣化及 び損傷の 状況	況
目視等、 触診及び	目視等により確認 する。	目視等により確認 する。		目視等及び設計図 書等により確認す る。	目視等及び作動に より確認する。	目視等により確認 する。	目視等及びテスト ハンマーによる打 診等により確認す る。	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)
段 階								
段 階								
階段各部	物品の放 置の状況	手すりの 設置の状 況	(略)	直通階段 の設置の 状況	避難器具 の操作性 の確保の 状況	物品の放 置の状況	手すり等 の劣化及 び損傷の 状況	況
目視、 触診、設計	目視により確認す る。	目視により確認す る。		目視及び設計図書 等により確認する 。	目視及び作動によ り確認する。	目視により確認す る。	目視及びテストハ ンマーによる打診 等により確認する 。	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

(六)		(七)	(六)
段 階 難 避 た れ ら け 設 に 外 屋		段 階 難 避 た れ ら け 設 に 内 屋	
況 確 保 開 放 性 の 状 況	の 状 況 画 の 確 保 段 と の 間 屋 内 と 階	況 構 造 の 状 況	の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況
る。 書 等 に よ り 確 認 す	る。 書 等 に よ り 確 認 す	る。 書 等 に よ り 確 認 す	設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す
(略)	(略)	(略)	

(六)		(七)	(六)
段 階 難 避 た れ ら け 設 に 外 屋		段 階 難 避 た れ ら け 設 に 内 屋	
況 確 保 開 放 性 の 状 況	の 状 況 画 の 確 保 段 と の 間 屋 内 と 階	況 構 造 の 状 況	の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況
。 等 に よ り 確 認 す	。 等 に よ り 確 認 す	。 等 に よ り 確 認 す	図 書 等 に よ り 確 認 す
(略)	(略)	(略)	

(三)	(三)		(九)
			特 別 避 難 階 段
付室等の 外気に向	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況		(略)
目視等及び作動により確認する。	目視等及び設計図書等により確認する。		
外気に向かって開くことができる窓	排煙設備が設置されていないこと。		
(三)	(三)	(三)	(九)
			特 別 避 難 階 段
付室等の 外気に向	付室等の排煙設備の作動の状況	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況	(略)
目視及び作動により確認する。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	目視及び設計図書等により確認する。	
外気に向かって開くことができる窓	排煙設備が作動しないこと。	排煙設備が設置されていないこと。	

		(四)	(五)	(五)	
		等 備 設 煙 排			
		壁 煙 防			
		防煙壁の 劣化及び 損傷の状 況	(略)	物の放 置の状 況	かつて開 くことが できる窓 の状況
		目視等により確認 する。		目視等により確認 する。	
		防煙壁にき裂、破 損、変形等がある こと。		(略)	が開閉しないこと 又は物品により排 煙に支障があるこ と。

		(三)	(五)	(五)	(五)	
		等 備 設 煙 排				
		壁 煙 防				
		可動式防 煙壁の作 動の状況	防煙壁の 劣化及び 損傷の状 況	(略)	物の放 置の状 況	かつて開 くことが できる窓 の状況
		各階の主要な可動 式防煙壁の作動を 確認する。ただし 、三年以内に実施 した定期検査の記 録がある場合に あっては、当該記録 により確認するこ とで足りる。	目視により確認す る。		目視により確認す る。	
		可動式防煙壁が作 動しないこと。	防煙壁にき裂、破 損、変形等がある こと。		(略)	が開閉しないこと 又は物品により排 煙に支障があるこ と。

排煙設備の設置状況	目視等及び設計図書等により確認する。
	令第二百二十六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の七第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(三)	(三)	(三)	(三)	
等 備 設 の 他 の そ				
非 常 用 エ レ ベ ー タ	非 常 用 の 進 入 口 等	非 常 用 の 進 入 口 等 の 設 置 の 状 況	非 常 用 の 進 入 口 等 の 設 置 の 状 況	
令 第 百 二 十 九 条 の 三 第 三 項 に 規 定 す る 乗 降 ロ ビ	令 第 百 二 十 九 条 の 三 第 三 項 に 規 定 す る 乗 降 ロ ビ	令 第 百 二 十 九 条 の 三 第 三 項 に 規 定 す る 乗 降 ロ ビ	令 第 百 二 十 九 条 の 三 第 三 項 に 規 定 す る 乗 降 ロ ビ	
目 視 等 及 び 設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び 設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び 設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び 設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(三)	(三)	(三)	(三)	
等 備 設 の 他 の そ				
非 常 用 エ レ ベ ー タ	非 常 用 の 進 入 口 等	非 常 用 の 進 入 口 等 の 設 置 の 状 況	非 常 用 の 進 入 口 等 の 設 置 の 状 況	
令 第 百 二 十 九 条 の 三 第 三 項 に 規 定 す る 乗 降 ロ ビ	令 第 百 二 十 九 条 の 三 第 三 項 に 規 定 す る 乗 降 ロ ビ	令 第 百 二 十 九 条 の 三 第 三 項 に 規 定 す る 乗 降 ロ ビ	令 第 百 二 十 九 条 の 三 第 三 項 に 規 定 す る 乗 降 ロ ビ	
目 視 等 及 び 設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び 設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び 設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び 設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	あ る 場 合 に あ っ て は 、 当 該 記 録 に よ り 確 認 す る こ と で 足 り る。
(略)	(略)	(略)	(略)	

(三)			(三)
乗降ロビー等の外気に向か	昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の排煙設備の設置の状況		の構造及び面積の確保の状況
目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	目視等及び設計図書等により確認する。		
外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと	排煙設備が設置されていないこと。		
(三)	(三)	(三)	
乗降ロビー等の外気に向か	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の排煙設備の設置の状況	の構造及び面積の確保の状況
目視により確認するとともに、開閉を確認する。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	目視及び設計図書等により確認する。	
外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと	排煙設備が作動しないこと。	排煙設備が設置されていないこと。	

他 の そ 六			
(二)	(一)		
造 構 な 殊 特			
等 材 部 付 取 、 体 膜 の 物 築 建 造 構 膜			
膜張力及びケーブルの状況	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況		
目視等により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである。	目視等により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである。		
(略)	(略)		

他 の そ 六			
(二)	(一)	(四)	
造 構 な 殊 特			
等 材 部 付 取 、 体 膜 の 物 築 建 造 構 膜			
膜張力及びケーブルの状況	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	照明の妨げとなる物品の放置の状況	
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである。	目視により確認する。	の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。
(略)	(略)	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	

(六)	(五)	(四)	(三)
煙突 建築物 に物	備 避 雷 設 置	免震構造の免震層及び免震装置	
建築物 及び建築 物の接 合部の劣		上部構造 の可動の 状況	免震装置 の劣化及 び損傷の 状況（免 震装置が 可視状態 にある場 合に限る 。）
目視等により確認 する。	目視等により確認 する。	目視等により確認 する。ただし、三 年以内に実施した 点検の記録がある 場合にあつては、 当該記録により確 認することです る。	目視等により確認 するとともに、三 年以内に実施した 点検の記録がある 場合にあつては、 当該記録により確 認する。
(略)	(略)	(略)	(略)

(六)	(五)	(四)	(三)
煙突 建築物 に物	備 避 雷 設 置	免震構造の免震層及び免震装置	
建築物 及び建築 物の接 合部の劣		上部構造 の可動の 状況	免震装置 の劣化及 び損傷の 状況（免 震装置が 可視状態 にある場 合に限る 。）
必要に応じて双眼 鏡等を使用し目視 により確認する。	必要に応じて双眼 鏡等を使用し目視 により確認する。	目視により確認す る。ただし、三年 以内に実施した点 検の記録がある場 合にあつては、当 該記録により確認 することです る。	目視により確認す るとともに、三年 以内に実施した点 検の記録がある場 合にあつては、当 該記録により確認 する。
(略)	(略)	(略)	(略)

(九)		(八)	(七)
突煙るげ掲に号一第項一第条八十三百第令		突煙るけ設	
付帯金物の劣化及び損傷の状況	煙突本体の劣化及び損傷の状況	付帯金物の劣化及び損傷の状況	化及び損傷の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	

(九)		(八)	(七)
突煙るげ掲に号一第項一第条八十三百第令		突煙るけ設	
付帯金物の劣化及び損傷の状況	煙突本体の劣化及び損傷の状況	付帯金物の劣化及び損傷の状況	化及び損傷の状況
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	
(略)	(略)	(略)	

別表第二

部 内 の 物 築 建 一												
(三)										(二)	(一)	
画 区 穴 堅 一 下 以 一 画 区 る す 定 規 に 項 一 十 第 条 二 十 百 第 令										(略)	(イ) 調査項目	
部 周 外 の 画 区 穴 堅												
令第百十 二条第十 六項に規 定する外 壁等及び 同条第十 七項に規 定する防 火設備の 劣化及び 損傷の状 況												
目視等により確認する。												
(略)										(略)	(ろ) 調査方法	
										(略)	(は) 判定基準	

別表第二

部 内 の 物 築 建 一												
(三)										(二)	(一)	
画 区 穴 堅 一 下 以 一 画 区 る す 定 規 に 項 一 十 第 条 二 十 百 第 令										(略)	(い) 調査項目	
部 周 外 の 画 区 穴 堅											(ろ) 調査方法	
令第百十 二条第十 六項に規 定する外 壁等及び 同条第十 七項に規 定する防 火設備の 劣化及び 損傷の状 況												(は) 判定基準
目視により確認する。												
(略)												

設 施 難 避 二					
(四)	(三)	(二)	(一)		
置 の 状 況 目視等により確認する。	物品の放 置の状 況 目視等により確認する。	手すり等 の劣化及 び損傷の 状況 目視等及びテストハ ンマーによる打 診等により確認する。	避難上 有効な バルコ ニーの 確保の状 況 目視等及び設計図 書等により確認する。	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		

設 施 難 避 二					
(四)	(三)	(二)	(一)	(六)	(七)
置 の 状 況 目視等により確認する。	物品の放 置の状 況 目視等により確認する。	手すり等 の劣化及 び損傷の 状況 目視等及びテストハ ンマーによる打 診等により確認する。	避難上 有効な バルコ ニーの 確保の状 況 目視等及び設計図 書等により確認する。	照明器 具、懸 垂物等 の閉鎖 の障害 となる 照明器 具、懸 垂物等 の状 況 目視により確認する。 防火設備の閉鎖に 支障があること。	常閉防火 扉の固定 の状況 目視により確認する。 常閉防火扉が開放 状態に固定され ていること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
直通階段					
状況 の劣化及び損傷の 状況	物品の 放置の 状況	設置の 状況	(略)	直通階段 の設置の 状況	避難器具 の操作性 の確保の 状況
目視等、触診及び 設計図書等により 確認する。	目視等により確認 する。	目視等により確認 する。		目視等及び設計図 書等により確認す る。	目視等及び作動に より確認する。
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
直通階段					
状況 の劣化及び損傷の 状況	物品の 放置の 状況	設置の 状況	(略)	直通階段 の設置の 状況	避難器具 の操作性 の確保の 状況
目視、触診、設計 図書等により確認 する。	目視により確認す る。	目視により確認す る。		目視及び設計図書 等により確認する 。	目視及び作動によ り確認する。
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

別記第一号（A 4）

調査結果表
（略）

番号	調査項目	(略)
(略)		
4	建築物の内部	
(1) ～ (25)	(略)	
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況
(27)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況
(28)		防火扉又は戸の開放方向
(29)		戸（令第112条第19項第2号に規

別記第一号（A 4）

調査結果表
（略）

番号	調査項目	(略)
(略)		
4	建築物の内部	
(1) ～ (25)	(略)	
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況
(27)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況
(29)		防火扉又は戸の開放方向
(30)		常閉防火設備等の本体と枠の劣化

		第1第 1号又 は第2 号ニに 規定す るスプ リンク ラー設 備					(40)		換気のための開口部の面積の確保 の状況							
							(41)		換気設備の設置の状況							
							(42)		換気設備の作動の状況							
							(43)		換気の妨げとなる物品の放置の状 況							
(38)	居室の採光及 び換気	採光のための開口部の面積の確保 の状況														
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状 況														
(40)		換気のための開口部の面積の確保 の状況														
(41)		換気設備の設置の状況														
<u>(42)</u> ～ <u>(45)</u>	(略)						<u>(44)</u> ～ <u>(47)</u>	(略)								
5	避難施設等						5	避難施設等								
(1) ～ (10)	(略)						(1) ～ (10)	(略)								

(11) ～ (18)	階段	(略)				
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況			
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況			
(21) ・ (22)			(略)			
(23)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況			
(24)			防煙壁の劣化及び損傷の状況			
(25)		排煙設備	排煙設備の設置の状況			
(26)			排煙口の維持保全の状況			
(27) ・	その他の	(略)				

(11) ～ (18)	階段	(略)				
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況			
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況			
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況			
(22) ・ (23)			(略)			
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況			
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況			
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況			
(27)	排煙設備	排煙設備	排煙設備の設置の状況			
(28)			排煙設備の作動の状況			
(29)			自然排煙口の維持保全の状況			
(30) ・	その他の	(略)				

<u>(28)</u>	設備等				
(29)	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況			
(30)		乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況			
(31)		乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(32)		物品の放置の状況			
(33)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況			
(略)					

(注意)

<u>(31)</u>	設備等				
(32)	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況			
(33)		乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況			
(34)		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況			
(35)		乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(36)		物品の放置の状況			
(37)		非常用エレベーターの作動の状況			
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況			
(39)		非常用の照明装置の作動の状況			
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況			
(略)					

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② (略)
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「ー」を記入してください。
- ⑤～⑧ (略)
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。
- ⑪～⑭ (略)

別記第二号（A4）

調査結果表
(略)

番号	調査項目	(略)
1	建築物の内部	
(1) ～ (10)	(略)	

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② (略)
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤～⑧ (略)
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪～⑭ (略)

別記第二号（A4）

調査結果表
(略)

番号	調査項目	(略)
1	建築物の内部	
(1) ～ (10)	(略)	

(11)	防火設備（堅 穴区画を構成 する防火設備 に限る。）	区画に対応した防火設備の設置の 状況			
(12)		居室から地上へ通じる主たる廊下 、階段その他の通路に設置された 防火設備におけるくぐり戸の設置 の状況			
(略)					

(11)	防火設備（堅穴区画を構成する防火設備に限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況			
(12)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況			
(13)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況			
(14)		常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況			
(15)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況			
(16)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況			
(17)		常閉防火扉等の固定の状況			
(18)	照明器具、懸垂物等	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況			
(略)					

(注意)

①・② (略)

③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。

④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「ー」を記入してください。

⑤～⑧ (略)

⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。

⑩ 3「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。

⑪～⑭ (略)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤～⑧ (略)

⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ 3「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、3は削除して構いません。

⑪～⑭ (略)

別添 1 様式

調査結果図

番号	調査項目	
1	建物及び設備	
(1)	基礎	
(2)	躯体	
(3)から(5)	躯体内の通路	
(6)から(7)	階段	
(8)から(9)	浴室	
2	建築物の外壁	
(1)から(2)	基礎	
(3)から(4)	土台（木造に限る。）	
(5)から(10)	外壁	
3	屋上及び屋根	
(1)	屋上部分の状況	
(2)から(5)	屋上部分の状況（屋上部分を除く。）	
(6)から(7)	屋根（屋上部分を除く。）	
(8)から(9)	屋根及び工作物（付設等設備、等）	
4	建築物の内壁	
(1)から(5)	防火区画	
(6)から(10)	壁の室内に面する部分	
(11)から(20)	床	
(21)から(23)	天井	
(24)から(32)	防火設備又は戸	
(33)	照明器具、警備装置	
(34)から(35)	警備設備	
(36)から(37)	エレベーター設備	
(38)から(41)	中央冷暖気及び換気	
(42)から(43)	その他を添付した建設材料	
5	避難施設等	
(1)	分類別基準2項に規定する通路	
(2)から(3)	階下	
(4)から(5)	出入口	
(6)	屋上設備	
(7)から(10)	避難用救助なぐりカッター	
(11)から(23)	避難設備	
(24)から(26)	非常階段等	
(27)から(33)	その他の設備等	
6	その他	
(1)から(4)	特殊な構造等	
(5)	構造設備	
(6)から(9)	庫内	
7	上記以外の調査項目	

注）配管図及び各層平面図を添付し、防火区画、階間のあった箇所（特記すべき事項を含む）及び撮影した写真の位置等を明記すること。

別添 1 様式

調査結果図

番号	調査項目	
1	建物及び設備	
(1)	基礎	
(2)	躯体	
(3)から(5)	躯体内の通路	
(6)から(7)	階段	
(8)から(9)	浴室	
2	建築物の外壁	
(1)から(2)	基礎	
(3)から(4)	土台（木造に限る。）	
(5)から(10)	外壁	
3	屋上及び屋根	
(1)	屋上部分の状況	
(2)から(5)	屋上部分の状況（屋上部分を除く。）	
(6)から(7)	屋根（屋上部分を除く。）	
(8)から(9)	屋根及び工作物（付設等設備、等）	
4	建築物の内壁	
(1)から(5)	防火区画	
(6)から(10)	壁の室内に面する部分	
(11)から(20)	床	
(21)から(23)	天井	
(24)から(32)	防火設備又は戸	
(33)	照明器具、警備装置	
(34)から(35)	警備設備	
(36)から(37)	エレベーター設備	
(38)から(41)	中央冷暖気及び換気	
(42)から(43)	その他を添付した建設材料	
5	避難施設等	
(1)	分類別基準2項に規定する通路	
(2)から(3)	階下	
(4)から(5)	出入口	
(6)	屋上設備	
(7)から(10)	避難用救助なぐりカッター	
(11)から(23)	避難設備	
(24)から(26)	非常階段等	
(27)から(33)	その他の設備等	
6	その他	
(1)から(4)	特殊な構造等	
(5)	構造設備	
(6)から(9)	庫内	
7	上記以外の調査項目	

注）配管図及び各層平面図を添付し、防火区画、階間のあった箇所（特記すべき事項を含む）及び撮影した写真の位置等を明記すること。

別添 1 の 2 様式

調 査 結 果 図

調査結果図	
番号	調査項目
1	建築物の内部
(1)から(3)	耐火区画
(4)から(7)	避難火構造の壁
(8)から(10)	避難火構造の床
(11)から(12)	耐火設備
2	避難施設
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	避難上有効なバルコニー
(6)から(10)	直通階段
3	上記以外の調査項目

注）配置図及び各階平面図を添付し、耐火区画、階間のあった箇所（特記すべき事項を含む）及び撮影した写真の位置等を明記すること。

別添 1 の 2 様式

調 査 結 果 図

調査結果図	
番号	調査項目
1	建築物の内部
(1)から(3)	耐火区画
(4)から(7)	避難火構造の壁
(8)から(10)	避難火構造の床
(11)から(17)	耐火設備
(18)	防火扉、巻上機等
2	避難施設
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	避難上有効なバルコニー
(6)から(10)	直通階段
3	上記以外の調査項目

注）配置図及び各階平面図を添付し、階間のあった箇所（特記すべき事項を含む）及び撮影した写真の位置等を明記すること。

（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件）

第二条 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

[illegible]

(四)	(三)	(二)				
救出装置	機械室の床の貫通部	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等				
手巻きハ	貫通部の状況	(略)	機械室の床及び機器の汚損の状況	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	昇降機以外の設備等の状況	
目視等により	機械室又はかご上において目視等により確認する。		目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	害物がある箇所を目視等により確認し又は測定する。
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

(四)	(三)	(二)					
救出装置	機械室の床の貫通部	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
手巻きハ	貫通部の状況	(略)	機械室の床及び機器の汚損の状況	天井からの漏水並びに窓の破損の状況	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	昇降機以外の設備等の状況	
目視により確認する。	機械室又はかご上において目視により確認する。		目視により確認する。		目視により確認する。	目視により確認する。	害物がある箇所を目視により確認し又は測定する。
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

(九) ・ (八)					
(略)					
階床選択機					
機 巻上					
歯車 減速					
歯の状況 (ウォーム・ホイール式のものに限る。)			潤滑油の劣化の状況	潤滑油の油量の状況	(略)
異常音及び異常な振動がないか確認し、異常音又は異常な振動が認められる場合には、歯の段差及び欠損について目視等により			色及び不純物を目視等により確認する。	オイルゲージ等を目視等により確認する。	(略)
(略)			(略)	(略)	(略)

(十)		(九) ・ (八)			
機 巻上		階床選択機			
歯車 減速					
歯の状況 (ウォーム・ホイール式のものに限る。)	潤滑油の劣化の状況	潤滑油の油量の状況	(略)	表示灯の点灯の状況	(略)
	異常音及び異常な振動がないか確認し、異常音又は異常な振動が認められる場合には、歯の段差及び欠損について目視により確認する。	色及び不純物を目視により確認する。		目視により確認する。	
	(略)			(略)	

(四)	(三)	(三)	

状況	取付けの状況	ブレーキ油の付着状況	(略)	欠損及び き裂の状況	(略)	網車と主索のかかりの状況 (巻胴式のもの を除く。)	確認し又は測定する。
	目視等及び触診により確認	目視等により確認する。		目視等により確認する。		主索及び溝の摩耗の状況を目視等により確認し又は溝と主索のすき間若しくは網車外周からの主索の出張りを測定し、主索と網車が滑らないことを確認する。	確認し又は測定する。
	(略)	(略)		(略)		(略)	

(四)	(三)	(三)	
-----	-----	-----	--

状況	取付けの状況	ブレーキ油の付着状況	(略)	欠損及び き裂の状況	(略)	網車と主索のかかりの状況 (巻胴式のもの を除く。)	確認し又は測定する。
	目視等及び触診により確認	目視等により確認する。		目視等により確認する。		主索及び溝の摩耗の状況を目視等により確認し又は溝と主索のすき間若しくは網車外周からの主索の出張りを測定し、主索と網車が滑らないことを確認する。	確認し又は測定する。
	(略)	(略)		(略)		(略)	

(七)		(六)			(五)				
電動発電機		電動機			そらせ車				
整流子の	(略)	ブラシの 摩耗の状 況	整流子の 状況	(略)	(略)	外観の状 況	作動時の 状況（電 気制動式 のものに 限る。）	のものに 限る。）	認する。
無負荷運転し		目視等により 残存長さを確 認し又は測定 する。	無負荷運転し 、目視等によ り火花を確認 する。			目視等により 確認する。	ブレーキ制動 時の状態を目 視等及び聴診 により確認す る。		
(略)		(略)	(略)			(略)	(略)		

(七)		(六)			(五)				
電動発電機		電動機			そらせ車				
整流子の	(略)	ブラシの 摩耗の状 況	整流子の 状況	(略)	(略)	外観の状 況	作動時の 状況（電 気制動式 のものに 限る。）	のものに 限る。）	する。
無負荷運転し		目視により残 存長さを確認 し又は測定す る。	無負荷運転し 、目視により 火花を確認す る。			目視により確 認する。	ブレーキ制動 時の状態を目 視及び聴診に より確認する 。		
(略)		(略)	(略)			(略)	(略)		

二 共 通					
(一)		(五)	(六)		
機 かも側調速		(略)	の 駆動装置等 耐震対策		
取付けの 状況	況 滑車の状		転倒及び 移動を防 止するた めの措置 の状況	ブラシの 摩耗の状 況	状況
目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。		駆動装置及び 制御器の取付 けの状況を目 視等又は触診 により確認す る。	目視等により 残存長さを確 認し又は測定 する。	、目視等によ り火花を確認 する。
(略)	(略)		(略)	(略)	

二 共 通					
(一)		(五)	(六)		
機 かも側調速		(略)	の 駆動装置等 耐震対策		
取付けの 状況	況 滑車の状		転倒及び 移動を防 止するた めの措置 の状況	ブラシの 摩耗の状 況	状況
目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。		駆動装置及び 制御器の取付 けの状況を目 視等又は触診 により確認す る。	目視等により 残存長さを確 認し又は測定 する。	、目視等によ り火花を確認 する。
(略)	(略)		(略)	(略)	

(三)	(二)							
主索又は鎖	釣合おもり 側調速機							
(略)	(略)	支点部の 状況	取付けの 状況	滑車の状 況	(略)	キャッチ と過速ス イッチと の整合性 の状況	(略)	支点部の 状況
		目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。		目視等により 作動の順位を 確認する。		目視等及び触 診により確認 する。
		(略)	(略)	(略)		(略)		(略)

(三)	(二)							
主索又は鎖	釣合おもり 側調速機							
(略)	(略)	支点部の 状況	取付けの 状況	滑車の状 況	(略)	キャッチ と過速ス イッチと の整合性 の状況	(略)	支点部の 状況
		目視等及び触 診により確認す る。	目視等及び触 診により確認す る。	目視により確 認する。		目視により作 動の順位を確 認する。		目視及び触診 により確認す る。
		(略)	(略)	(略)		(略)		(略)

主索の錆 及び錆び た摩耗粉 の状況	主索の素 線切れの 状況
全長の錆及び 錆びた摩耗粉 の固着の状況 を目視等によ り確認し、錆 びた摩耗粉に より谷部が赤 錆色に見える	基準階から加 速終了位置又 は減速開始位 置から基準階 の間にかごが ある場合に主 索が綱車にか かる箇所、綱 車による曲げ 回数が多い箇 所、傷のある 箇所等を目視 等により確認 し、最も摩損 の進んだ部分 については重 点的に目視等 により確認す る。
(略)	(略)

主索の錆 及び錆び た摩耗粉 の状況	主索の素 線切れの 状況
全長の錆及び 錆びた摩耗粉 の固着の状況 を目視により 確認し、錆び た摩耗粉によ り谷部が赤錆 色に見える箇	基準階から加 速終了位置又 は減速開始位 置から基準階 の間にかごが ある場合に主 索が綱車にか かる箇所、綱 車による曲げ 回数が多い箇 所、傷のある 箇所等を目視 等により確認 し、最も摩損 の進んだ部分 については重 点的に目視に より確認する。
(略)	(略)

(四)				
主索又は鎖の張り				
張りの状況	(略)	鎖の給油及び外観の状況	主索の損傷及び変形の状況	
次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又		全長を目視等により確認する。	全長を目視等により確認する。	箇所がある場合 合にあっては、 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。
(略)		(略)	(略)	

(四)				
主索又は鎖の張り				
張りの状況	(略)	鎖の給油及び外観の状況	主索の損傷及び変形の状況	
次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又		全長を目視等により確認する。	全長を目視等により確認する。	所がある場合 にあっては、 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。
(略)		(略)	(略)	

			(五)
			主索又は鎖及び調速機及びロープの取付部
止め金具	主索又は鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	
目視等により	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	は鎖の端末部のスプリングの高さを目視等により確認する。 ロ・ハ (略)
(略)	(略)	(略)	
			(五)
			主索又は鎖及び調速機及びロープの取付部
止め金具	主索又は鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	
目視により確	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	は鎖の端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ・ハ (略)
(略)	(略)	(略)	

(八)		(七)		(六)		
はかり装置 (乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであつて、特殊告示第一第六号に掲げるもの(籠の床面積が一・一平方メートル		主索又は鎖の巻過ぎ検出装置		主索又は鎖の緩み検出装置		
取付けの状況	(略)	(略)	取付けの状況	(略)	取付けの状況	及びその取付け部の損傷の状況
目視等及び触診により確認する。			目視等及び触診により確認する。		目視等及び触診により確認する。	確認する。
(略)			(略)		(略)	

(八)		(七)		(六)		
はかり装置 (乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであつて、特殊告示第一第六号に掲げるもの(籠の床面積が一・一平方メートル		主索又は鎖の巻過ぎ検出装置		主索又は鎖の緩み検出装置		
取付けの状況	(略)	(略)	取付けの状況	(略)	取付けの状況	及びその取付け部の損傷の状況
目視等及び触診により確認する。			目視等及び触診により確認する。		目視等及び触診により確認する。	確認する。
(略)			(略)		(略)	

三 かがこ 室						
(一)		(三) 〃 (二)	(十)		(九)	
かごの壁又は囲い、天井及び床		(略)	地震時等管制運転装置（特殊告示第一第四号に掲げるエレベーターを除く。）		戸開走行保護装置	ル以下のものに限り。以下同じ。以外のもに限り。
可燃物の状況	かごの構造及び設置の状況		(略)	加速度を検知する部分の取付けの状況	(略)	
目視等により確認する。	目視等により確認する。			目視等及び触診により確認する。		
(略)	(略)			(略)		

三 かがこ 室								
(一)			(三) 〃 (二)		(十)		(九)	
かこの壁又は囲い、天井及び床			(略)	地震時等管制運転装置（特殊告示第一第四号に掲げるエレベーターを除く。）		戸開走行保護装置	ル以下のものに限り。以下同じ。以外のもに限り。	
可燃物の状況	かこの構造及び設置の状況	(略)		加速度を検知する部分の取付けの状況	(略)			
目視により確認する。	目視により確認する。							
(略)	(略)							

(二)

かこの戸及び敷居				
戸及び敷居の構造及び設置の状況	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。）	敷居とドアシユアの摩耗の状況	ドアシユーのかかりの状況	戸の可燃物の状況
目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(二)

かこの戸及び敷居				
戸及び敷居の構造及び設置の状況	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。）	敷居とドアシユアの摩耗の状況	ドアシユーのかかりの状況	戸の可燃物の状況
目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(三)					
かこの戸のスイッチ					
戸の開閉の状況	戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限り）	連結ロープの状況	取付けの状況	スイッチの作動の状況	
目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かこの戸を開いた後、徐々に戸	(略)
(三)					
かこの戸のスイッチ					
戸の開閉の状況	戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限り）	連結ロープの状況	取付けの状況	スイッチの作動の状況	
目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かこの戸を開いた後、徐々に戸	(略)

(六)	(五)		(四)	
及び表示器	。タ 用エレベーターに限る	車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る）	(略)	
及び表示器	況	車止めの設置の状況		
診により確認	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。		を閉め、作動の位置を目視等により確認し又は測定する。 ロ かこの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視等により確認し又は測定する。
(略)		(略)		

(六)	(五)		(四)	
及び表示器	。タ 用エレベーターに限る	車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る）	(略)	
及び表示器	況	車止めの設置の状況		
診により確認	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。		を閉め、作動の位置を目視等により確認し又は測定する。 ロ かこの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視等により確認し又は測定する。
(略)		(略)		

(三)	(二)	(十) (七)				
停電灯装置 (乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。)	かこの照明装置	(略)				
設置、作動及び照度の状況	設置、作動及び照度の状況		破損の状況	表示器の状況	(略)	しボタン等の取付けの状況
設置の状況を目視等により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね一分	目視等により確認し又は照度計により測定する。		目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。		する。
(略)	(略)		(略)	(略)		

(三)	(二)	(十) (七)				
停電灯装置 (乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。)	かこの照明装置	(略)				
設置、作動及び照度の状況	設置、作動及び照度の状況		破損の状況	表示器の状況	(略)	しボタン等の取付けの状況
設置の状況を目視等により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね一分間	目視等により確認し又は照度計により測定する。		目視及び触診により確認する。	目視により確認する。		る。
(略)	(略)		(略)	(略)		

上 か 四 ご					
(三)	(二)		(一)	(三)	
上部ファイナルリミット	頂部安全距離確保スイッチ		(略)	かごの床先（令第百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七号に掲げるものを除く。）	
	取付けの状況	(略)		かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。
	目視等及び触診により確認する。			目視等又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	
(略)	(略)		(略)	(略)	

上 か 四 ご					
(三)	(二)		(一)	(三)	
上部ファイナルリミット	頂部安全距離確保スイッチ		(略)	かごの床先（令第百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七号に掲げるものを除く。）	
	取付けの状況	(略)		かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	
	目視及び触診により確認する。	(略)		目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。
(略)	(略)		(略)	(略)	

(六)		(五)		(四)			
プ 調速機ロー		頂部綱車		上部緩衝器 又は上部緩衝材		トスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	
素線切れの状況		(略)	外観の状況	劣化の状況	設置及び取付けの状況	取付けの状況	
基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲			目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	
(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	

(六) 調速機ロープ		(五) 頂部綱車		(四) 上部緩衝器又は上部緩衝材		トスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	
素線切れの状況	(略)	(略)	外観の状況	劣化の状況	設置及び取付けの状況	取付けの状況	目視及び触診により確認する。 (略)
			目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。		
			(略)	(略)	(略)		
基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲							

	錆及び錆 びた摩耗 粉の状況
げ回数が多い 箇所、傷のあ る箇所等を目 視等により確 認し、最も摩 損の進んだ部 分については 重点的に目視 等により確認 する。	全長の錆及び 錆びた摩耗粉 の固着の状況 を目視等によ り確認し、錆 びた摩耗粉に より谷部が赤 錆色に見える 箇所がある場 合にあつては 、錆びた摩耗 粉により谷部 が赤錆色に見 える部分の直 径及び綱車に かからない部 分の直径を測 定するととも
(略)	

	錆及び錆 びた摩耗 粉の状況
げ回数が多い 箇所、傷のあ る箇所等を目 視により確認 し、最も摩損 の進んだ部分 については重 点的に目視に より確認する	全長の錆及び 錆びた摩耗粉 の固着の状況 を目視により 確認し、錆び た摩耗粉によ り谷部が赤錆 色に見える箇 所がある場合 にあつては、 錆びた摩耗粉 により谷部が 赤錆色に見え る部分の直径 及び綱車にか からない部分 の直径を測定 するとともに
(略)	

(十)	(九)		(八)		(七)		
ガイドレール及びブレー		かご吊り車	かごのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）		(略)		
(略)	(略)	外観の状況	摩耗の状況	(略)		損傷及び変形の状況	に、当該箇所を重点的に目視等により確認する。
		目視等により確認する。	目視等、聴診及び触診により確認する。			全長を目視等により確認する。	
		(略)		(略)		(略)	

(十)		(九)		(八)		(七)		
ガイドレール及びブレー		かご吊り車		かごのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）		(略)		
(略)	(略)	外観の状況	摩耗の状況	(略)	損傷及び変形の状況		、当該箇所を重点的に目視により確認する。	
		目視により確認する。	目視、聴診及び触診により確認する。		全長を目視により確認する。			
	(略)		(略)		(略)			

(三)		(二)			(一)		
乗り場の戸及び敷居		昇降路における壁又は囲い			施錠装置		
戸相互及び戸と出入口枠とのすき間	戸及び敷居の構造及び設置の状況	可燃物の状況	設置の状況	昇降路の構造及び設置の状況	劣化の状況	(略)	取付けの状況
目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	(略)	目視等及び触診により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(三)		(二)			(一)		
乗り場の戸及び敷居		昇降路における壁又は囲い			施錠装置		
戸相互及び戸と出入口枠とのすき間	戸及び敷居の構造及び設置の状況	可燃物の状況	設置の状況	昇降路の構造及び設置の状況	劣化の状況	(略)	取付けの状況
目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	(略)	目視及び触診により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

の状況	敷居とドアシユールの状況	ドアシユールのかかりの状況	戸の可燃物の状況	戸の開閉の状況	戸の自閉の状況	連結ロープ及びドアクロップの状況	
	目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
の状況	敷居とドアシユールの状況	ドアシユールのかかりの状況	戸の可燃物の状況	戸の開閉の状況	戸の自閉の状況	連結ロープ及びドアクロップの状況	
	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(六)			(五)			(四)			
釣合おもりの各部			移動ケーブル及び取付部			昇降路内の耐震対策			
ガイドシ ュー等の	(略)	枠の状況	取付けの 状況	移動ケー ブルの損 傷の状況	移動ケー ブルの損 傷の状況	突出物の 状況	ガイドレ ールとの かかりの 状況	ロープガ ード等の 状況	昇降路内の 耐震対策
		目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認し又は測 定する。	目視等及び触 診により確認 し又は測定す る。	目視等及び触 診により確認 し又は測定す る。
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(六)			(五)			(四)			
釣合おもりの各部			移動ケーブル及び取付部			昇降路内の耐震対策			
ガイドシ ュー等の	(略)	枠の状況	取付けの 状況	移動ケー ブルの損 傷の状況	移動ケー ブルの損 傷の状況	突出物の 状況	ガイドレ ールとの かかりの 状況	ロープガ ード等の 状況	昇降路内の 耐震対策
		目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視により 確認する。	目視により 確認し又は測 定する。	目視及び触 診により確認 し又は測定す る。	目視及び触 診により確認 し又は測定す る。
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(カ)		(六)		(七)				
開閉機構	かこの戸の	釣合おもりの吊り車		置		釣合おもり非常止め装置		
	開閉の状況	(略)	外観の状況	(略)	取付けの状況	機構部の状況	釣合おもり片の脱落防止措置の状況	摩耗の状況
	目視等及び聴診により確認		目視等により確認する。		目視等、聴診及び触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。
(略)		(略)		(略)		(略)		

(カ)		(六)		(七)			
開閉機構	かこの戸の	釣合おもりの吊り車		置		釣合おもり非常止め装置	
	開閉の状況	(略)	外観の状況	(略)	取付けの状況	機構部の状況	釣合おもり片の脱落防止措置の状況
	目視及び聴診により確認する		目視、聴診及び触診により確認する。		目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

五 乗 場									
(二)	(一)				(三)				
置 非常解錠装	器 等 及び 表示 押しボタン				(略)				
(略)	況 破損の状	状 況	(略)	況 押しボタ		(略)	の 摩耗の状	況 摩耗の状	
	診により確認する。	目視等及び触	目視等により確認する。	診により確認する。			目視等及び触	目視等により確認する。	する。
	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	

五 乗 場									
(二)	(一)				(三)				
置 非常解錠装	器 等 及び 表示 押しボタン				(略)				
(略)	況 破損の状	状 況	(略)	況 押しボタ		(略)	の 摩耗の状	況 摩耗の状	
	診により確認する。	目視等及び触	目視等により確認する。	診により確認する。			目視等及び触	目視等により確認する。	る。
	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	

トピッ							
(二)	(一)	(五)	(四)	(三)			
底部安全距離確保ス	(略)	制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに 限る。）	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	乗り場の戸の遮煙構造			
		構造及び設置の状況	構造及び設置の状況	(略)	気密材の状況	気密材の状況	取付けの状況
		目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。		目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

トピッ							
(二)	(一)	(五)	(四)	(三)			
底部安全距離確保ス	(略)	制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに 限る。）	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	乗り場の戸の遮煙構造			
		構造及び設置の状況	構造及び設置の状況	(略)	気密材の状況	気密材の状況	取付けの状況
		目視等及び触診により確認する。	目視により確認する。		目視等及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視等及び触診により確認する。
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

(五)	(四)				(三)		
張り車	緩衝器及び緩衝材				下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ		ツチ
張り車の作動の状況	(略)	油量の状況（油入式のものに限る。）	劣化の状況	設置及び取付けの状況	取付けの状況	(略)	取付けの状況
目視等及び聴診により確認		目視等によりオイルゲージ等を確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。		目視等及び触診により確認する。
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

(五)	(四)				(三)		
張り車	緩衝器及び緩衝材				下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ		ツチ
張り車の作動の状況	(略)	油量の状況（油入式のものに限る。）	劣化の状況	設置及び取付けの状況	取付けの状況	(略)	取付けの状況
目視等及び聴診により確認		目視によりオイルゲージ等を確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。		目視及び触診により確認する。
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

(七)		(六)							
かご非常止 め装置		ピット床							
状況	機構部の	ピット内 機器の状 況	冠水の状 況	汚損及び 防水の状 況	タイダウ ンの取付 けの状況	(略)	張り車の 取付け及 びピット 床等との すき間の 状況	況	
確認する。	目視等により	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等及び触 診により確認 する。		目視等及び触 診により確認 する。	する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		

(七)		(六)							
かご非常止 め装置		ピット床							
状況	機構部の	ピット内 機器の状 況	冠水の状 況	汚損及び 防水の状 況	タイダウ ンの取付 けの状況	(略)	張り車の 取付け及 びピット 床等との すき間の 状況	況	
確認する。	目視により確	目視及び触診 により確認す る。	目視により確 認する。	目視により確 認する。	目視及び触診 により確認す る。		目視及び触診 により確認す る。	る。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		

(ハ)							
かご下綱車							
(略)	外観の状況	非常止めロープの状況	作動時及び復帰時の構成機器の状況	非常止め作動時のかごの水	(略)	取付けの状況	
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等、聴診及び触診により確認する。	かごの床若しくはかごの枠を目視等により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。		目視等及び触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

(ハ)							
かご下綱車							
(略)	外観の状況	非常止めロープの状況	作動時及び復帰時の構成機器の状況	非常止め作動時のかごの水	(略)	取付けの状況	
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視、聴診及び触診により確認する。	かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。		目視及び触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

(九)

釣合ロープ又は釣合鎖の取付部					
(略)	摩耗の状況	釣合鎖とピット床のすき間の状況	かご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況	止め金具及びその取付部の損傷の状況
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(九)

釣合ロープ又は釣合鎖の取付部					
(略)	摩耗の状況	釣合鎖とピット床のすき間の状況	かご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況	止め金具及びその取付部の損傷の状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(三)				(二)			(十)	
ピット内の耐震対策				移動ケーブル及び取付部			(略)	
状況	突出物の状況	ガイドレールとのかかりの状況	ロード等の状況	(略)	取付けの状況	移動ケーブルの軌跡の状況		況
目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等及び触診により確認し又は測定する。			目視等及び触診により確認する。	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視等により確認する。		
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		

(三)				(二)			(十)	
ピット内の耐震対策				移動ケーブル及び取付部			(略)	
状況	突出物の状況	ガイドレールとのかかりの状況	ロード等の状況	(略)	取付けの状況	移動ケーブルの軌跡の状況		況
目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視及び触診により確認し又は測定する。			目視及び触診により確認する。	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。		
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		

七 非常用エレベータ						
(二)			(一)		(四)	(三)
一次消防運 転			かご呼び戻 し装置		(略)	駆動装置の 主索保護力 バー（機械 室を有しな いエレベ ーターに限 る。）
						取付けの 状況
						目視等及び触 診により確認 する。
						(略)
最下階床 面以下の スイッチ の切り離 し又は防 滴処理の 状況	取付け及 び操作の 状況	目視等及び触 診により確認 する。	(略)	(略)	(略)	
目視等及び触 診により確認 する。	(略)					
目視等及び触 診により確認 する。	(略)					
(略)	(略)					

七 非常用エレベータ						
(二)			(一)		(四)	(三)
一次消防運 転			かご呼び戻 し装置		(略)	駆動装置の 主索保護力 バー（機械 室を有しな いエレベ ーターに限 る。）
取付け及 び操作の 状況		(略)	取付け及 び操作の 状況			取付けの 状況
目視及び触診 により確認す る。			目視及び触診 により確認す る。			目視及び触診 により確認す る。
(略)			(略)			(略)
最下階床 面以下の スイッチ の切り離 し又は防 滴処理の 状況						
御器で正しく						

(五)			(四)	(三)				
その他			(略)	二次消防運 転				
ピット内 の水に浮 く物の状 況	(略)	かご及び 昇降路の 可燃物の 状況		(略)	取付け及 び操作の 状況	(略)	処理されてい るか確認し、 スイッチ等に 防滴処理がさ れている場合 はその外観を 目視等により 確認する。	
								目視等により 確認する。
								(略)
目視等により 確認する。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(五)			(四)	(三)			
その他			(略)	二次消防運 転			
(略)	かご及び 昇降路の 可燃物の 状況	ピット内 の水に浮 く物の状 況		(略)	取付け及 び操作の 状況	(略)	処理されてい るか確認し、 スイッチ等に 防滴処理がさ れている場合 はその外観を 目視により確 認する。
	目視により確 認する。	目視により確 認する。		目視及び触診 により確認す る。			
(略)	(略)	(略)		(略)			

別表第二			
一 機械 室（ 機械 室を 有し ない エレ ベー ター にあ って は、 共通 ）			
	(一)		
	(イ) 検査項目		
	(ロ) 検査事項		
	(ハ) 検査方法		
	(ニ) 判定基準		

別表第二			
一 機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）			
(一)			
機械室への通路及び出入口の戸		(イ) 検査項目	
機械室の戸の設置及び施錠の状況		(ロ) 検査事項	状況 防滴処理の状況
手すりの位置及び取付けの状況		(ハ) 検査方法	目視により確認する。
機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障		(ニ) 判定基準	(略)
(略)			(略)

(二)						
機械室内の 状況並びに 照明装置及 び換気設備 等						
開口部又は換気設備の設置及び換気	(略)	昇降機以外の設備等の状況	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	機械室の床及び機器の汚損の状況	(略)	害物がある箇所を目視等により確認し又は測定する。
		目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。		
		(略)	(略)	(略)		
令第二百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が						

					(二)		
					機械室内の 状況並びに 照明装置及 び換気設備 等		
開口部又は換気設備の設置及び換気		(略)	昇降機以外の設備等の状況	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	機械室の床及び機器の汚損の状況	(略)	(略)
設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるも			目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。		
令第二百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が			(略)	(略)	(略)		

(四)	(三)		
制 御	救出装置		
(略)	(略)	手巻きハ ンドル等 又は充電 池回路等 の設置の 状況	の状況
		目視等により 確認する。	のにあつては 、その設定を 確認する。
		(略)	不適切に設定され ていること。

(四)	(三)		
制 御	救出装置		
(略)	(略)	手巻きハ ンドル等 又は充電 池回路等 の設置の 状況	の状況
		目視により確 認する。	のにあつては 、その設定を 確認する。
		(略)	不適切に設定され ていること。

(十二)		(十)		(九)	(八)・(七)	(六)	(五)				
油圧	電動機及びポンプ	階床選択機		(略)	器						
(略)					(略)	ヒューズ設置の状況	制御用基板	回転機及び継電器、回路用接点の状況	電動機主回路用接点の状況	接触器、電動機主回路用接点の状況	
ポンプの電動機と	目視等、聴診又は触診による										目視等により確認する。
(略)		(略)			(略)	(略)	(略)				

(十二)			(十)		(九)	(八)・(七)	(六)	(五)								
油圧	電動機	ポンプ	階段選択機		(略)	器										
ニッ	ピポ	ポンプ				(略)	状況	(略)	ヒューズ	基板	制御用	回転	器及び	継電器	接触器、	(略)
ン	ン	ン														
ポンプ	電動機と	は触診により	(略)	表示灯の点灯の状況	目視により確認する。	(略)	設置の状況	目視により確認する。	(略)	電動機主回路用接触器の主要接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	(略)				
(略)			(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(六)	(五) 〽 (三)	(七)	
-----	-----------	-----	--

ト

油 タ ン ク 及 び 圧 力	油 漏 れ の 状 況	(略)	計 圧 力		ポン プ の パ ッ キ ン 部 の 状 況 (油 浸 式 の も の を 除 く。)	連 結 部 の 状 況 (油 浸 式 の も の を 除 く。 。)
			損 傷 の 状 況	(略)	設 置 の 状 況	
目視等又は触	目視等により 確認する。		目視等により 確認する。		目視等により 確認する。	目視等により 確認する。
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)

(六)	(五) 〽 (三)	(七)	
-----	-----------	-----	--

ト

油 タ ン ク 及 び 圧 力	油 漏 れ の 状 況	(略)	計 圧 力		ポン プ の パ ッ キ ン 部 の 状 況 (油 浸 式 の も の を 除 く。)	連 結 部 の 状 況 (油 浸 式 の も の を 除 く。 。)
			損 傷 の 状 況	(略)	設 置 の 状 況	
目視又は触診	目視により確 認する。		目視により確 認する。		目視により確 認する。	目視により確 認する。
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)

(六)		(七)				
ストップバルブ						
	作動油温度抑制装置		配管状況			
作動の状況	起動設定温度の状況	(略)	作動油の油量の状況		配管状況	
ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視等により確認する。	目視等により確認する。		かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視等により確認する。		診により確認する。	
(略)	(略)		(略)		(略)	

(六)		(七)			
ストップバルブ					
		作動温度抑制装置	配管状況		
作動の状況	起動設定温度の状況	(略)	作動油の油量の状況	配管状況	
ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視により確認する。	目視により確認する。		かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視により確認する。	により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(二)		(六)				
の耐震対策	駆動装置等	高圧ゴムホース				
止するた	転倒及び移動を防	可動部との接触の状況	曲げの状況	油漏れ及び損傷の状況	変形の状況	油漏れの状況
けの状況を目	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目	目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認する。	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストップパーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視等により確認する。	目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(二)		(六)				
の耐震対策	駆動装置等	高圧ゴムホース				
止するた	転倒及び移動を防	可動部との接触の状況	曲げの状況	油漏れ及び損傷の状況	変形の状況	油漏れの状況
けの状況を目	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストップパーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視により確認する。	目視により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二 共通									
(一)					(二)				
圧力配管					調速機（間接式のエレベーターに限る。）				
めの措置 の状況	取付けの 状況	劣化の状 況	油漏れの 状況	浸水の状 況	滑車の状 況	取付けの 状況	支点部の 状況	(略)	
視等又は触診 により確認す る。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

二 共通									
(一)					(二)				
圧力配管					調速機（間接式のエレベーターに限る。）				
めの措置 の状況	取付けの 状況	劣化の状 況	油漏れの 状況	浸水の状 況	滑車の状 況	取付けの 状況	支点部の 状況	(略)	
視等又は触診 により確認す る。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(三)				
主索の素線 切れの状況				
主索の素 線切れの 状況	(略)	(略)	キャッチ と過速ス イッチと の整合性 の状況	目視等により 作動の順位を 確認する。
基準階から加 速終了位置又 は減速開始位 置から基準階 の間にかごが ある場合に主 索が綱車にか かる箇所、綱 車による曲げ 回数が多い箇 所、傷のある 箇所等を目視 等により確認 し、最も摩損 の進んだ部分 については重 点的に目視等 により確認す			(略)	
(略)			(略)	

(三)				
主索の素線 切れの状況				
主索の素 線切れの 状況	(略)	(略)	キャッチ と過速ス イッチと の整合性 の状況	目視により作 動の順位を確 認する。
基準階から加 速終了位置又 は減速開始位 置から基準階 の間にかごが ある場合に主 索が綱車にか かる箇所、綱 車による曲げ 回数が多い箇 所、傷のある 箇所等を目視 等により確認 し、最も摩損 の進んだ部分 については重 点的に目視に よ確認する。			(略)	
(略)			(略)	

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況
主索の損傷及び変形の状態	全長を目視等により確認する。	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況
主索の損傷及び変形の状態	全長を目視等により確認する。	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)

(五)		(四)			
主索又は鎖及び調速機ロープの取付部（間接式のエレベーターに限る。）		主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）			
主索又は	主索又は鎖の給油及び外観の状況	張りの状況	(略)	(略)	
目視等及び触	目視等及び触診により確認する。	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の端末部のスプリングの高さを目視等により確認する。 ロ・ハ (略)		全長を目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)	

(五)		(四)			
主索又は鎖及び調速機ロープの取付部（間接式のエレベーターに限る。）		主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）			
主索又は	主索又は鎖の給油及び外観の状況	張りの状況	(略)	(略)	
目視及び触診	目視及び触診により確認する。	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ・ハ (略)		全長を目視により確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)	

(七)		(六)					
はかり装置 (乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第一第六号に		主索又は鎖の緩み検出装置(間接式のエレベーターに限る。)					
取付けの状況	(略)	(略)	取付けの状況	止め金具及びその取付け部の損傷の状況	止め金具の取付けの状況	プの端部における止め金具の取付けの状況	鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況
目視等及び触診により確認する。			目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。		診により確認する。	
(略)			(略)	(略)	(略)		

(七)		(六)			
はかり装置 (乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第一第六号に		主索又は鎖の緩み検出装置(間接式のエレベーターに限る。)			
取付けの状況	(略)	(略)	取付けの状況	止め金具及びその取付け部の損傷の状況	鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況
目視及び触診により確認する。			目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
(略)			(略)	(略)	(略)

(十)		(九)	(八)		
シリリンダー		(略)	プランジャ		掲げるもの 以外のもの に限る。)
パッキン 及びエア 抜き部か らの油漏	劣化の状 況		劣化の状 況	取付けの 状況	
目視等により 確認する。	目視等により 確認する。		かご上又はピ ットにおいて 目視等又は触 診により確認 し、シリリン ダーパッキン からの著しい油 漏れがある場 合にあつては 、全長を詳細 に確認する。	目視等及び触 診により確認 する。	
(略)	(略)		(略)	(略)	

(十)		(九)	(八)		
シリリンダー		(略)	プランジャ		掲げるもの 以外のもの に限る。)
パッキン 及びエア 抜き部か らの油漏	劣化の状 況		劣化の状 況	取付けの 状況	
目視により確 認する。	目視により確 認する。		かご上又はピ ットにおいて 目視又は触診 により確認し 、シリリン ダーパッキン からの著しい油 漏れがある場 合にあつては 、全長を詳細に 確認する。	目視及び触診 により確認す る。	
(略)	(略)		(略)	(略)	

三 室 か ごと				
(一)		(二)		
かこの壁又は かこの構造及び設置の状況		かこの戸及び敷居の構造及び設置の状況		
目視等により確認する。	目視等により確認する。	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第一第七号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	敷居とドアシユアの摩耗の	目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三 室 か ごと				
(一)		(二)		
かこの壁又は かこの構造及び設置の状況		かこの戸及び敷居の構造及び設置の状況		
目視等により確認する。	目視等により確認する。	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第一第七号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	敷居とドアシユアの摩耗の	目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(三)							
かこの戸のスイッチ							
状況	ドアシュー ーのか りの状 況	戸の可 燃物 の状 況	戸の開 閉 の状 況	戸の反 転 作動 の状 況 (動力 により 閉する ものに 限る 。)	連結ロー プの状 況	取付け の状 況	
	目視等により 確認し又は測 定する。	目視等により 確認する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(三)							
かこの戸のスイッチ							
状況	ドアシュー ーのか りの状 況	戸の可 燃物 の状 況	戸の開 閉 の状 況	戸の反 転 作動 の状 況 (動力 により 閉する ものに 限る 。)	連結ロー プの状 況	取付け の状 況	
	目視により確 認し又は測定 する。	目視により確 認する。	目視及び触診 により確認す る。	目視及び触診 により確認す る。	目視及び触診 により確認す る。	目視及び触診 により確認す る。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

・ (五)	
(略)	
	スイッチの作動の状況
次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視等により確認し又は測定する。	ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの位置を目視等により確認し又は測定する。
	(略)

・ (五)	
(略)	
	スイッチの作動の状況
次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視等により確認し又は測定する。	ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの位置を目視等により確認し又は測定する。
	(略)

(三)	(二) 〃 (九)	(八)				(七)	(六)
かごの照明	(略)	かご操作盤及び表示器				車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）	(略)
設置及び		破損の状況	表示器の状況	(略)	かご操作盤及び押しボタンの取付けの状況	車止めの設置の状況	
目視等により		目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。		目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	
(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	

(三)	(二) 〃 (九)	(八)				(七)	(六)
かごの照明	(略)	かご操作盤及び表示器				車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）	(略)
設置及び		破損の状況	表示器の状況	(略)	かご操作盤及び押しボタンの取付けの状況	車止めの設置の状況	
目視により確		目視及び触診により確認する。	目視により確認する。		目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	
(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	

上 四 かご					
(六)	(五)	(四)		(三)	(二)
頂部綱車（ 間接式のエ レベーター	(略)	プランジャ ーリミット スイッチ（ 間接式のエ レベーター に限る。）		上部リミッ ト（強制停 止）スイッ チ（間接式 のエレベ ーターに限 る。）	頂部安全距 離確保スイ ッチ
外観の状 況		取付けの 状況	(略)	取付けの 状況	取付けの 状況
目視等により 確認する。		目視等及び触 診により確認 する。		目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。
(略)		(略)		(略)	(略)

上 四 かご					
(六)	(五)	(四)		(三)	(二)
頂部綱車（ 間接式のエ レベーター	(略)	プランジャ ーリミット スイッチ（ 間接式のエ レベーター に限る。）		上部リミッ ト（強制停 止）スイッ チ（間接式 のエレベ ーターに限 る。）	頂部安全距 離確保スイ ッチ
外観の状 況		取付けの 状況	(略)	取付けの 状況	取付けの 状況
目視により確 認する。		目視及び触診 により確認す る。		目視及び触診 により確認す る。	目視及び触診 により確認す る。
(略)		(略)		(略)	(略)

(九)		(八)		(七)			
調速機ロープ		プランジャのガイドシュー等		プランジャー頂部綱車又は鎖車（間接式のエレベーターに限る。）			に限る。）
素線切れの状況	(略)	摩耗の状況	(略)	鎖車と鎖のかみ合いの状況	(略)	外観の状況	(略)
		目視等、聴診及び触診により確認する。		目視等及び聴診により確認する。		目視等により確認する。	
		(略)		(略)		(略)	
基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い		(略)		(略)			

(九)		(八)		(七)			
調速機ロープ		プランジャのガイドシュー等		プランジャー頂部綱車又は鎖車（間接式のエレベーターに限る。）			に限る。）
素線切れの状況	(略)	摩耗の状況	(略)	鎖車と鎖のかみ合いの状況	(略)	外觀の状況	(略)
		目視、聴診及び触診により確認する。		目視及び聴診により確認する。		目視により確認する。	
		(略)		(略)		(略)	
基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い		(略)		(略)			

	錆及び錆 びた摩耗 粉の状況
箇所、傷のあ る箇所等を目 視等により確 認し、最も摩 損の進んだ部 分については 重点的に目視 等により確認 する。	全長の錆及び 錆びた摩耗粉 の固着の状況 を目視等によ り確認し、錆 びた摩耗粉に より谷部が赤 錆色に見える 箇所がある場 合にあつては 、錆びた摩耗 粉により谷部 が赤錆色に見 える部分の直 径及び綱車に かからない部 分の直径を測 定するととも に、当該箇所
	(略)

	錆及び錆 びた摩耗 粉の状況
箇所、傷のあ る箇所等を目 視により確認 し、最も摩損 の進んだ部分 については重 点的に目視に より確認する	全長の錆及び 錆びた摩耗粉 の固着の状況 を目視により 確認し、錆び た摩耗粉によ り谷部が赤錆 色に見える箇 所がある場合 にあつては、 錆びた摩耗粉 により谷部が 赤錆色に見え る部分の直径 及び綱車にか からない部分 の直径を測定 するとともに 、当該箇所
	(略)

(三)			(二)		(一)		(十)									
の戸を除く 路の開口部 屋上の昇降 ベーターの 掲げるエレ	(略)	施錠装置（ 特殊告示第 一第八号に 掲げるエレ	取付けの 状況	目視等及び触 診により確認 する。	(略)	ガイドレール 及びブレー クブラケッ ト	劣化の状 況	目視等により 確認する。	(略)	かこのガイ ドシュー等	摩耗の状 況	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。	(略)	(略)	損傷及び 変形の状 況	を重点的に目 視等により確 認する。
		劣化の状 況	目視等により 確認する。	(略)												
		(略)	(略)	(略)												

(三)			(二)		(一)		(十)									
の戸を除く 路の開口部 屋上の昇降 ベーターの 掲げるエレ	(略)	施錠装置（ 特殊告示第 一第八号に 掲げるエレ	取付けの 状況	目視及び触診 により確認す る。	(略)	ガイドレール 及びブレー クブラケッ ト	劣化の状 況	目視により確 認する。	(略)	かこのガイ ドシュー等	摩耗の状 況	目視、聴診及 び触診により 確認する。	(略)	(略)	損傷及び 変形の状 況	重点的に目視 により確認す る。
		劣化の状 況	目視により確 認する。	(略)												
		(略)	(略)	(略)												

(五)					(四)		
乗り場の戸及び敷居（特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）					昇降路における壁又は囲い		。
可燃物の状況	戸及び敷居の構造及び設置の状況	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	敷居とドアシユアの摩耗の状況	ドアシユアの状況	昇降路の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(五)					(四)		
乗り場の戸及び敷居（特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）					昇降路における壁又は囲い		。
可燃物の状況	戸及び敷居の構造及び設置の状況	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	敷居とドアシユアの摩耗の状況	ドアシユアの状況	昇降路の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(六)							
昇降路内の耐震対策							
突出物の状況	ガイドレールとのかかりの状況	ロープガイド等の状況	連結ロープ及びドアクローザの状況	戸の自閉の状況	戸の開閉の状況	戸の可燃物の状況	
目視等により	目視等により確認し又は測定する。	目視等及び触診により確認し又は測定する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(六)							
昇降路内の耐震対策							
突出物の状況	ガイドレールとのかかりの状況	ロープガイド等の状況	連結ロープ及びドアクローザの状況	戸の自閉の状況	戸の開閉の状況	戸の可燃物の状況	
目視により確認	目視により確認し又は測定する。	目視及び触診により確認し又は測定する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

五 乗 場									
(一)		(カ)	(六)				(七)		
押しボタン 等及び表示 器		(略)	かこの戸の 開閉機構				移動ケーブ ル及び取付 部		
押しボタ ン等の取 付けの状 況			(略)	構成部材 の取付け の状況	摩耗の状 況	開閉の状 況	取付けの 状況	移動ケー ブルの損 傷の状況	状況
目視等及び触 診により確認 する。				目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等及び聴 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	確認する。
(略)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

五 乗 場									
(一)		(カ)		(六)				(七)	
押しボタン 等及び表示 器		(略)	かこの戸の 開閉機構				移動ケーブ ル及び取付 部		
押しボタ ン等の取 付けの状 況			(略)	構成部材 の取付け の状況	摩耗の状 況	開閉の状 況	取付けの 状況	移動ケー ブルの損 傷の状況	状況
目視及び触診 により確認す る。				目視及び触診 により確認す る。	目視により確 認する。	目視及び聴診 により確認す る。	目視及び触診 により確認す る。	目視により確 認する。	認する。
(略)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(四)	(三)			(二)					
昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の状況	乗り場の戸の遮煙構造の状況			非常解錠装置の状況					
構造及び設置の状況	(略)	気密材の取付けの状況	気密材の状況	取付けの状況	(略)	破損の状況	表示器の状況	(略)	
目視等により確認する。		目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。		目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。		
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		

(四)	(三)			(二)					
昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の状況	乗り場の戸の遮煙構造の状況			非常解錠装置の状況					
構造及び設置の状況	(略)	気密材の取付けの状況	気密材の状況	取付けの状況	(略)	破損の状況	表示器の状況	(略)	
目視により確認する。		目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。		目視及び触診により確認する。	目視により確認する。		
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		

ト ピ ッ								
(三)		(二)		(一)	(七)	(六)	(五)	構造
下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット		底部安全距離確保スイッチ		(略)	制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに限る。）	(略)	屋上の昇降路の開閉部の戸（ヘリポート用エレベーターに限る。）	
取付けの状況	(略)	取付けの状況	構造及び設置の状況		可燃物の状況			
目視等及び触診により確認		目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。		目視等により確認する。			
(略)		(略)			(略)		(略)	

ト ピ ッ								
(三)		(二)		(一)	(七)	(六)	(五)	
下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット		底部安全距離確保スイッチ		(略)	制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに限る。）	(略)	屋上の昇降路の開閉部の戸（ヘリポート用エレベーターに限る。）	構造
取付けの状況	(略)	取付けの状況	構造及び設置の状況		可燃物の状況			
目視及び触診により確認する		目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。		目視により確認する。			
(略)		(略)			(略)		(略)	

(五)		(四)				
張り車（間接式のエレベーターに限る。）		緩衝器及び緩衝材				ト（強制停止）スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）
取付け及びピット床等との	作動の状況	油量の状況（油入式のものを限る。）	(略)	劣化の状況	設置及び取付けの状況	
目視等及び触診により確認する。	目視等及び聴診により確認する。	目視等によりオイルゲージ等を確認する。		目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。	する。
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	

(五)		(四)				
張り車（間接式のエレベーターに限る。）		緩衝器及び緩衝材				ト（強制停止）スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）
取付け及びピット床等との	作動の状況	油量の状況（油入式のものを限る。）	(略)	劣化の状況	設置及び取付けの状況	
目視等及び触診により確認する。	目視等及び聴診により確認する。	目視によりオイルゲージ等を確認する。		目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	る。
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	

(七)				(六)				
かご非常止 め装置（間 接式のエレ ベーターに 限る。）				ピット床				
非常止め	作動の状 況	取付けの 状況	機構部の 状況	ピット内 機器の状 況	冠水の状 況	汚損及び 防水の状 況	すき間の 状況	
かごの床若し	主索又は鎖が 緩んだことを 目視等又は緩 み検出装置の 作動により確 認する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(七)				(六)				
かご非常止 め装置（間 接式のエレ ベーターに 限る。）				ピット床				
非常止め	作動の状 況	取付けの 状況	機構部の 状況	ピット内 機器の状 況	冠水の状 況	汚損及び 防水の状 況	すき間の 状況	
かごの床若し	主索又は鎖が 緩んだことを 目視等又は緩 み検出装置の作 動により確認 する。	目視等及び触 診により確認す る。	目視により確 認する。	目視等及び触 診により確認す る。	目視により確 認する。	目視により確 認する。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(十)		(九)		(八)			
部 移動ケー ブル及び 取付	移動ケー ブルの軌 跡の状況	(略)	外観の状 況	(略)	外観の状 況	作動時及 び復帰時 の構成部 材の状況	作動時の かこの水 平度
	かこの昇降時 の移動ケー ブルの振れを 目視等により 確認		目視等により 確認する。		目視等により 確認する。	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。	くはかこの 枠を目視等 により確認 し又はかこ の床の傾き を精密水準 器により測 定する。
	(略)		(略)		(略)	(略)	

(十)		(九)		(八)			
部 移動ケー ブル及び 取付	移動ケー ブルの軌 跡の状況	(略)	外観の状 況	(略)	外観の状 況	作動時及 び復帰時 の構成部 材の状況	作動時の かこの水 平度
	かこの昇降時 の移動ケー ブルの振れを 目視等により 確認		目視等により 確認する。		目視等により 確認する。	目視、聴診及 び触診によ り確認する。	くはかこの 枠を目視に より確認し 又はかこの 床の傾きを 精密水準器 により測定 する。
	(略)		(略)		(略)	(略)	

別表第三

(三)	(一)					
(略)	ピット内の耐震対策				(略)	取付けの状況
	突出物の状況	ガイドレールとのかかりの状況	ガイドレールとのかかりの状況	ロープガイド等の状況（間接式のエレベーターに限る。）		
	目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等及び触診により確認する。		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

別表第三

(三)	(一)					
(略)	ピット内の耐震対策				(略)	取付けの状況
	突出物の状況	ガイドレールとのかかりの状況	ガイドレールとのかかりの状況	ロープガイド等の状況（間接式のエレベーターに限る。）		
	目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等及び触診により確認し又は測定する。		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

一 駆動装置（油圧式以外）										
(一)					(二)					(三)
(略)					減速機					(い) 検査項目
(略)					(略)					(ろ) 検査事項
(略)					潤滑油の油量の状況					(は) 検査方法
(略)					オイルゲージ等を目視等により確認する。					(に) 判定基準
(略)					色及び不純物を目視等により確認する。					
(略)					目視等により確認する。					
(略)					目視等及び聴診により確認する。					
(略)					油の付着の状況					
(略)					パッドとドラム及びディスクとの接触の状況					

一 駆動装置（油圧式以外）										
(一)					(二)					(三)
(略)					減速機					(い) 検査項目
(略)					(略)					(ろ) 検査事項
(略)					潤滑油の油量の状況					(は) 検査方法
(略)					オイルゲージ等を目視等により確認する。					(に) 判定基準
(略)					色及び不純物を目視等により確認する。					
(略)					目視等により確認する。					
(略)					目視及び聴診により確認する。					
(略)					油の付着の状況					
(略)					パッドとドラム及びディスクとの接触の状況					

(四)			
駆動方式（該当するものを選択する。）			
ロープ・巻胴式			
主索の素線切れの状況	(略)	(略)	(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)
基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等	(略)	(略)	

(四)			
駆動方式（該当するものを選択する。）			
ロープ・巻胴式			
主索の素線切れの状況	(略)	(略)	(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)
基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視によ	(略)	(略)	

	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)
主索の損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	(略)	(略)

ロープ式 における スプロケ	主索と昇 降路の横 架材並び にかご及 び釣合お もりにお ける止め 金具の取 付けの状 況	目視等及び触 診により確認 する。	(略)
	主索の端 部におけ る止め金 具の取付 けの状況	目視等及び触 診により確認 する。	
	止め金具 及びその 取付部の 損傷の状 況	目視等により 確認する。	
	(略)	(略)	

ロープ式 における スプロケ	主索と昇 降路の横 架材並び にかご及 び釣合お もりにお ける止め 金具の取 付けの状 況	目視及び触診 により確認す る。	(略)
	主索の端 部におけ る止め金 具の取付 けの状況	目視及び触診 により確認す る。	
	止め金具 及びその 取付部の 損傷の状 況	目視により確 認する。	
	(略)	(略)	

二 駆動装置 (油)												
(二)	(一)											
油圧 パワー	(略)											
油圧 パワー		(略)	ラックピニオン式									
パワーユニットの			(略)	取付けの状況	(略)	綱車又は巻胴の欠損及びき裂の状況	(略)	ット型綱車の歯の欠損及びき裂の状況				
目視等により確認する。				目視等及び触診により確認する。		目視等により確認する。						
(略)				(略)		(略)		(略)				

二 駆動装置 (油)												
(二)	(一)											
油圧 パワー	(略)											
油圧 パワー		(略)	ラックピニオン式									
パワーユニットの			歯の欠損及びき裂の状況	取付けの状況	(略)	綱車又は巻胴の欠損及びき裂の状況	(略)	ット型綱車の歯の欠損及びき裂の状況				
目視により確認する。			目視により確認する。	目視及び触診により確認する。		目視により確認する。						
(略)			(略)	(略)		(略)						

圧式									
(四)			(三)						
ト ニ ュ									
計 圧力	ン プ び ポ 機 及 電 動					状 況 け の 取 付 ト の ニ ュ			
況 設 置 の 状	除 く の も の を (油 浸 式 部 の 状 況	ポン プ の パ ッ キ ン	。 の を 除 く	浸 式 の も の	状 況 (油 浸 式 の も の を 除 く	電 動 機 と ポ ン プ の 連 結 部 の 状 況 (油	油 圧 配 管 貫 通 部 の 状 況	油 圧 配 管 の 状 況	状 況
目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。		目 視 等 、 聴 診 に よ り 確 認 す る。			目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。		
(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)	

ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									
ト ニ ュ									

(九)	(八)	(七) (五)
-----	-----	---------

作動	油タ ンク 及び 圧力 配管	損傷の状 況	(略)
(略)	油漏れの 状況	目視等により 確認する。	(略)
作動油の 油量の状 況	作動油の 状況	目視等又は触 診により確認 する。	(略)
かごを最上階 若しくは最下 階に停止させ 、油面計を確 認し又はかご を最上階に停 止させ、作動 油の油面の高 さを目視等に より確認する。	(略)	(略)	(略)

(九)	(八)	(七) (五)
-----	-----	---------

作動	油タ ンク 及び 圧力 配管	損傷の状 況	(略)
(略)	油漏れの 状況	目視により確 認する。	(略)
作動油の 油量の状 況	作動油の 状況	目視又は触診 により確認す る。	(略)
かごを最上階 若しくは最下 階に停止させ 、油面計を確 認し又はかご を最上階に停 止させ、作動 油の油面の高 さを目視によ り確認する。	(略)	(略)	(略)

(一)				(二)			
油漏れ及び損傷の 確認する。		高圧ゴムホース 変形の状況		油漏れの状況		ストップバルブ 作動の状況	
油漏れ及び損傷の 確認する。		高圧ゴムホース 変形の状況		油漏れの状況		ストップバルブ 作動の状況	
目視等により確認する。		目視等により確認する。		目視等により確認する。		目視等により確認する。	
(略)		(略)		(略)		(略)	

(一)				(二)			
油漏れ及び損傷の 確認する。		高圧ゴムホース 変形の状況		油漏れの状況		ストップバルブ 作動の状況	
油漏れ及び損傷の 確認する。		高圧ゴムホース 変形の状況		油漏れの状況		ストップバルブ 作動の状況	
目視等により確認する。		目視等により確認する。		目視等により確認する。		目視等により確認する。	
(略)		(略)		(略)		(略)	

(三)		(三)							
パンタグラフ フ式（下枠 及びアーム		圧力配管							
かごの保 持の状況		浸水の状 況	油漏れの 状況	劣化の状 況	取付けの 状況	可動部と の接触の 状況	曲げの状 況	状況	
上部乗り場 において、かご の前後又は左 右に概ね六十 五キログラム の偏荷重をか		目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認し又は測 定する。		
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(三)		(三)							
パンタグラフ フ式（下枠 及びアーム		圧力配管							
かごの保 持の状況		浸水の状 況	油漏れの 状況	劣化の状 況	取付けの 状況	可動部と の接触の 状況	曲げの状 況	状況	
上部乗り場 において、かご の前後又は左 右に概ね六十 五キログラム の偏荷重をか		目視により確 認する。	目視により確 認する。	目視により確 認する。	目視及び触診 により確認す る。	目視により確 認する。	目視により確 認し又は測定 する。		
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(六)	(五)	(四)			
シリンドー	(略)	プランジャ			
劣化の状		劣化の状	取付けの状況	(略)	
目視等により		かご上又はピットにおいて目視等又は触診により確認し、シリンドーパッキンからの著しい油漏れがある場合、全長を詳細に確認する。	目視等及び触診により確認する。		け、かごの床の傾きを目視等により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。
(略)		(略)	(略)		

(六)	(五)	(四)			
シリンドー	(略)	プランジャ			
劣化の状		劣化の状	取付けの状況	(略)	
目視により確		かご上又はピットにおいて目視等又は触診により確認し、シリンドーパッキンからの著しい油漏れがある場合、全長を詳細に確認する。	目視及び触診により確認する。		け、かごの床の傾きを目視等により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。
(略)		(略)	(略)		

(七)					
主索又は鎖 (間接式の エレベータ ーに限る。)					
主索の素 線切れの 状況	(略)	(略)	パッキン 及びエア 抜き部か らの油漏 れの状況	況	確認する。
			目視等により 確認する。		
			(略)		
基準階から加 速終了位置又 は減速開始位 置から基準階 の間にかごが ある場合に主 索が綱車にか かる箇所、綱 車による曲げ 回数が多い箇 所、傷のある 箇所等を目視 等により確認 し、最も摩損 の進んだ部分 については重 点的に目視等		(略)			

(七)					
主索又は鎖（間接式のエレベーターに限る。）					
主索の素線切れの状況	(略)	(略)	パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	況	認する。
			目視により確認する。		
			(略)		
基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視によ		(略)			

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況
主索の損傷及び変形の状態	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	により確認する。
(略)	(略)	

主索の損傷及び変形の状態	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況
主索の損傷及び変形の状態	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	り確認する。
(略)	(略)	

(三)					(五)・(六)				
主索又は鎖の取付部（間接式のエレベーターに限る。）					(略)				
止め金具	の状況	の取付け	止め金具	鎖の端部における	主索又は鎖の端部	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	主索又は鎖の取付部（間接式のエレベーターに限る。）
目視等により					目視等及び触診により確認する。				
(略)					(略)				
(三)					(五)・(六)				
主索又は鎖の取付部（間接式のエレベーターに限る。）					(略)				
止め金具	の状況	の取付け	止め金具	鎖の端部における	主索又は鎖の端部	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	主索又は鎖の取付部（間接式のエレベーターに限る。）
目視により確認					目視等及び触診により確認する。				
(略)					(略)				

		三 共 通					
(三)	(二)	(一)			(三)		
器、 接 触	制 御 (略)	救出装置 手巻きハ ンドル等 又は充電 池回路等 の設置の 状況			主索又は鎖 の緩み検出 装置（間接 式のエレベ ーターに限 る。）		及びその 取付部の 損傷の状 況
(略)		専用救出 用具の設 置の状況	(略)	目視等により 確認する。	取付けの 状況	目視等及び触 診により確認 する。	確認する。
		目視等により 確認する。		確認する。			
		(略)		(略)	(略)		

		三 共 通					
(三)	(二)	(一)			(三)		
器、 接 触	制 御 (略)	救出装置 手巻きハ ンドル等 又は充電 池回路等 の設置の 状況			主索又は鎖 の緩み検出 装置（間接 式のエレベ ーターに限 る。）		及びその 取付部の 損傷の状 況
(略)		専用救出 用具の設 置の状況	(略)	目視等により 確認する。	取付けの 状況	目視及び触 診により確認 する。	確認する。
		目視等により 確認する。		確認する。			
		(略)		(略)	(略)		

(七)					(六) ・ (五)		(四)									
耐震対策					(略)											
移動を防		転倒及び		状況	突出物の	状況	ガイドレールとの	状況	ロープガイド等の	目視等及び触診により確認し又は測定する。	(略)		目視等により確認する。		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		
(七)					(六) ・ (五)		(四)									
耐震対策					(略)											
移動を防		転倒及び		状況	突出物の	状況	ガイドレールとの	状況	ロープガイド等の	目視等及び触診により確認し又は測定する。	(略)		目視等により確認する。		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		

四 かい 室						
(三)		(二)		(一)	(ハ)	
かこの戸又は可動式の手すりのス イッチ（かこの戸又は		かこの戸又は可動式の手すり		かこの壁又は囲い、天井及び床	(略)	
取付けの状況	(略)	戸又は可動式の手すりの開閉の状況	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	かこの構造及び設置の状況		止するための措置の状況
目視等及び触診により確認する。		目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。		けの状況を目視等又は触診により確認する。
(略)	(略)	(略)	特殊告示第一第九号イ(二)の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。	(略)		

四 かい 室						
(三)		(二)		(一)	(ハ)	
かこの戸又は可動式の手すりのス イッチ（かこの戸又は		かこの戸又は可動式の手すり		かこの壁又は囲い、天井及び床	(略)	
取付けの状況	(略)	戸又は可動式の手すりの開閉の状況	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	かこの構造及び設置の状況		止するための措置の状況
目視及び触診により確認する。		目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。		けの状況を目視又は触診により確認する。
(略)	(略)	(略)	特殊告示第一第九号ロの規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。	(略)		

(五)		(四)				
リモートコントロールスイッチ		かご操作盤及び表示器				可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。）
(略)	押しボタンの取付けの状況	破損の状況	表示器の状況	(略)	かごの操作盤及び押しボタンの取付けの状況	
	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。		目視等及び触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)		(略)	

(五)		(四)				
リモートコントロールスイッチ		かご操作盤及び表示器				可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。）
(略)	押しボタンの取付けの状況	破損の状況	表示器の状況	(略)	かごの操作盤及び押しボタンの取付けの状況	
	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視により確認する。		目視及び触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)		(略)	

(六)	(七)		(八)	(九)	(十)	(十一)
(略)	非常停止ス イッチ		(略)	車止め	かこの床先 と出入口の 床先との水 平距離	かご非常止
	(略)	取付けの 状況		取付けの 状況	かこの床 先と出入 口の床先 とのすき 間の状況	渡し板の 劣化の状 況及び作 動の状況
		目視等及び触 診により確認 する。		目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認し又はか ごの床先と昇 降路壁及び出 入口の床先と の水平距離を 測定する。	目視等により 確認し及び作 動の状況を確認する。
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

(六)	(七)		(八)	(九)	(十)	(十一)
(略)	非常停止ス イッチ		(略)	車止め	かごの床先 と出入口の 床先との水 平距離	かご非常止
	(略)	取付けの 状況		取付けの 状況	かごの床 先と出入 口の床先 とのすき 間の状況	渡し板の 劣化の状 況及び作 動の状況
		目視及び触診 により確認す る。		目視及び触診 により確認す る。	目視により確 認し又はかご の床先と昇降 路壁及び出入 口の床先との 水平距離を測 定する。	目視により確 認し及び作動 の状況を確認 する。
		(略)		(略)	(略)	(略)

五 乗 場 及 乗 場													
(一)		(五)	(四)		(三)	(二)							
乗 場 操 作 盤		(略)	かこの着脱機構（かこが着脱するものに限る。）		(略)	かこのガイドシュー等		め装置（かご非常止め装置が必要なものに限る。）					
押しボタンの取付けの状			(略)	機構部の状況		(略)	摩耗の状況	(略)	(略)	劣化の状況			
目視等及び触診により確認する。											目視等により確認する。	目視等、聴診及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。
(略)													

五乗場及									
(一)		(五)	(四)			(三)	(二)		
乗作盤		(略)	かこの着脱機構（かこが着脱するものに限る。）			(略)	かこのガイドシュー等		め装置（かご非常止め装置が必要なものに限る。）
押しボタンの取付けの状			機構部の状況		(略)		摩耗の状況		劣化の状況
目視及び触診により確認する。			目視により確認する。				目視、聴診及び触診により確認する。		目視により確認する。
(略)			(略)				(略)		(略)

降路								び昇	
(三)		(二)							
ドアロック		乗りの戸又は可動式のスイッチ（乗りの戸又は可動式のスイッチが手すりの必要なものに限る。）							
(略)	取付けの状況	取付けの状況		(略)	破損の状況	表示器の状況	(略)	況	
	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。			目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。			
	(略)	(略)			(略)	(略)			

び昇 降路								
(三)			(二)					
ドアロック			乗りの戸又は可動式のスイッチ（乗りの戸又は可動式のスイッチが手すりの必要なものに限る。）					
(略)	取付けの状況		取付けの状況	(略)	破損の状況	表示器の状況	(略)	況
	目視及び触診により確認する。		目視及び触診により確認する。		目視及び触診により確認する。	目視により確認する。		
	(略)		(略)		(略)	(略)		

(七)		(六)		(五)		(四)	
移動ケーブル及びトリ		ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）		乗り場の戸又は可動式の手すり		非常停止スイッチ	
取付けの	移動ケーブルの軌跡の状況	取付けの状況	(略)	戸又は可動式の手すりの開閉の状況	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	取付けの状況	(略)
目視等及び触	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。		目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

(七)		(六)		(五)		(四)	
移動ケーブル及びトリ		ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）		乗り場の戸又は可動式の手すり		非常停止スイッチ	
取付けの	移動ケーブルの軌跡の状況	取付けの状況	(略)	戸又は可動式の手すりの開閉の状況	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	取付けの状況	(略)
目視及び触診	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。		目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

(三)		(二)	(十)	(九)		(八)	
折りたたみ レール		(略)	ガイドレール、駆動装置等のカバー	ガイドレール及びレールブラケット		昇降路側壁等の囲い	
進入防止用ストップパールの状況（機械式のものをに限る。）	(略)		取付けの状況	劣化の状況	(略)	囲いの構造及び設置の状況	状況
			目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。		目視等により確認する。	診により確認する。
(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	

(三)		(二)	(十)	(九)		(八)	
折りたたみ レール		(略)	ガイドレール、駆動装置等のカバー	ガイドレール及びレールブラケット		昇降路側壁等の囲い	
進入防止用ストップパールの状況（機械式のものをに限る。）	(略)		取付けの状況	劣化の状況	(略)	囲いの構造及び設置の状況	状況
			目視及び触診により確認する。	目視により確認する。		目視により確認する。	により確認する。
(略)				(略)	(略)	(略)	

別表第四

装置 駆動							一			
(七)	(六)	(五)・(四)	(三)	(二)		(一)				
減速機	(略)	制御器						(イ) 検査項目		
		(略)	ヒューズ	基板	制御	及び	継電器、接触		(ロ) 検査事項	
			設置の状況	用基	運転	回路用接	電動機主			(ハ) 検査方法
			目視等により確認する。							
(略)										

別表第四

装置 駆動 一											
(七)	(六)	(五) ・ (四)	(三)	(二)						(一)	
減速機	(略)	器 制 御								(い) 検査項目	
		(略)	ヒューズ	板 用 基	運 転	及 び	電 器	継 器、	接 触	(略)	(ろ) 検査事項
			況 設 置 の 状		況	接 点 の 状	回 路 用 接	電 動 機 主	(略)		(は) 検査方法
			認 目 視 に よ り 確 認 する。				認 目 視 に よ り 確 認 する。	(略)			(に) 判定基準

(ハ)							
ブレーキ							
潤滑油の 油量の状 況	潤滑油の 劣化の状 況	油漏れの 状況	(略)	油の付着 の状況	パッドと ドラム及 びディス クとの接 触の状況 (同心軸 上にて回 転するパ ッドによ り制動す るものを 除く。)		
オイルゲージ 等を目視等に より確認する。	色及び不純物 を目視等によ り確認する。	目視等により 確認する。		目視等により 確認する。	目視等及び聴 診により確認 する。		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		
(ハ)							
ブレーキ							
潤滑油の 油量の状 況	潤滑油の 劣化の状 況	油漏れの 状況	(略)	油の付着 の状況	パッドと ドラム及 びディス クとの接 触の状況 (同心軸 上にて回 転するパ ッドによ り制動す るものを 除く。)		
オイルゲージ 等を目視によ り確認する。	色及び不純物 を目視によ り確認する。	目視により確 認する。		目視により確 認する。	目視及び聴診 により確認す る。		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		

(三)			(二)	(十)	(九)					
かご非常止め装置（か） ご非常止め装置が必要なものに限る。）			駆動装置等のカバー	(略)	駆動方式（該） 当すもるものを 選択する。）					(略)
					(略)	ラックピニオン式				
						取付けの状況	歯の欠損及びき裂の状況			
							目視等により確認する。			
取付けの	劣化の状況	(略)	取付けの状況		目視等及び触診により確認する。	(略)	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。		(略)
目視等及び触	目視等により確認する。		目視等及び触診により確認する。		目視等及び触診により確認する。					
(略)	(略)		(略)		(略)					

(三)			(二)	(十)	(九)					
かご非常止め装置（か） ご非常止め装置が必要なものに限る。）			駆動装置等のカバー	(略)	駆動方式（該） 当すもるものを 選択する。）					(略)
					(略)	ラックピニオン式			(略)	
						取付けの状況	歯の欠損及びき裂の状況	目視及び触診により確認する。		
劣化の状況	(略)	取付けの状況	目視及び触診により確認する。		(略)					
						目視により確認する。	(略)			
取付けの	目視及び触診	(略)								(略)

()		(五)		(四)		(三)				
		充電池		ファイナル リミットス イッチ及び リミット（ 強制停止） スイッチ		かこのガイ ドシュー等				
給電部の 絶縁処置 の状況		(略)	外観の状 況	(略)	取付けの 状況	(略)	摩耗の状 況	(略)	(略)	状況
目視等により 確認する。			目視等により 確認する。		目視等及び触 診により確認 する。		目視等、聴診 及び触診によ り確認する。			診により確認 する。
(略)			(略)		(略)		(略)			

()		(五)			(四)		(三)			
		充電池			ファイナル リミットス イッチ及び リミット（ 強制停止） スイッチ		かこのガイ ドシュー等			
給電部の 絶縁処置 の状況		(略)	外観の状 況	(略)	取付けの 状況	(略)	摩耗の状 況	(略)	(略)	状況
目視により確 認する。			目視及び触診 により確認す る。		目視、聴診及 び触診により 確認する。		により確認す る。			
(略)			(略)		(略)		(略)			

二 い す 関 係							
(八)	(七)			(六) 〽 (二)	(一)	(七)	大
いたすの折り たたみ機構	安全ベルト			(略)	いたす部	(略)	駆動装置 等の耐震 対策
	(略)	取付けの 状況	安全ベル トの状況		いたす部の 構造及び 設置の状 況		転倒及び 移動を防 止するた めの措置 の状況
		目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。		目視等により 確認する。		駆動装置及び 制御器の取付 けの状況を目 視等又は触診 により確認す る。
	(略)				(略)		(略)

二 い す 関 係							
(八)	(七)			(六) 〽 (二)	(一)	(七)	大
いたすの折り たたみ機構	安全ベルト			(略)	いたす部	(略)	駆動装置 等の耐震 対策
	(略)	取付けの 状況	安全ベル トの状況		いたす部の 構造及び 設置の状 況		転倒及び 移動を防 止するた めの措置 の状況
		目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。		目視等により 確認する。		駆動装置及び 制御器の取付 けの状況を目 視等又は触診 により確認す る。
	(略)				(略)		(略)

三 乗 場 及 び 段						
(五)	(四)		(三)		(二)	(一)
移動ケーブル及びトロ	折りたたみ レール		ガイドレール及びレールブラケット		リモートコントロールスイッチ	(略)
移動ケーブルの軌	進入防止用ストッパの状況(機械式的ものに限る。)		劣化の状況	(略)	押しボタン等の取付けの状況	損傷の状況
目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。		目視等により確認する。	(略)	目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

三 乗 場 及 び 段						
(五)	(四)		(三)		(二)	(一)
移動ケーブル及びトロ	折りたたみ レール		ガイドレール及びレールブラケット		リモートコントロールスイッチ	(略)
移動ケーブルの軌	進入防止用ストッパの状況(機械式的ものに限る。)		劣化の状況	(略)	押しボタン等の取付けの状況	損傷の状況
目視により確認する。	目視及び触診により確認する。		目視により確認する。	(略)	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五								
		(七)			(六)			
(い)検査項目		耐震対策			充電装置		リー	
(ろ)検査事		突出物の 状況	ガイドレ ールとの かかりの 状況	ロープガ ード等の 状況	接触子の 状況	(略)	取付けの 状況	跡の状況
(は)検査方法		目視等により 確認する。	目視等により 確認し又は測 定する。	目視等及び触 診により確認 し又は測定す る。	目視等により 確認する。		目視等及び触 診により確認 する。	
(に)判定基準		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

別表第五								
		(七)			(六)			
(い)検査項目		耐震対策			充電装置		リー	
(ろ)検査事		突出物の 状況	ガイドレ ールとの かかりの 状況	ロープガ ード等の 状況	接触子の 状況	(略)	取付けの 状況	跡の状況
(は)検査方法		目視により確 認する。	目視により確 認し又は測定 する。	目視及び触診 により確認し 又は測定する 。	目視により確 認する。		目視及び触診 により確認す る。	
(に)判定基準		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

一 機械室										
(四)	(三)					(二)	(一)			
器 制 御							機械室内の状況			
ヒューズ	接触器、继电器、电动机及运转制御用基板					(略)				項
設置の状況	ブレーキ用接触器の接点の状況		電動機主回路用接触器の接点の状況		(略)		汚損の状況	昇降機以外の設備等の状況		
目視等により確認する。	目視等により確認し、交換基準に従っているか確認する。		目視等により確認し、交換基準に従っているか確認する。				目視等により確認する。	目視等により確認する。		
(略)	(略)		(略)				(略)	(略)		

一 機械室										
(四)	(三)					(二)	(一)			
器 制 御							機械室内の状況			
ヒューズ	接触器、继电器、电动机及运转制御用基板				(略)	(略)			項	
設置の状況	ブレーキ用接触器の接点の状況	電動機主回路用接触器の接点の状況			(略)	汚損の状況	昇降機以外の設備等の状況			
目視により確認する。	目視により確認し、交換基準に従っているか確認する。	目視により確認し、交換基準に従っているか確認する。				目視により確認する。	目視により確認する。			
(略)	(略)	(略)				(略)	(略)			

(八)				(七)			(六)・(五)
ブレーキ				電動機			(略)
パッドと ドラム及 びデイス クとの接 触の状況 (同心軸 上にて回	(略)	油の付着 の状況	ブラシの 摩耗の状 況	整流子の 状況	(略)	無負荷運転し 、目視等によ り火花を確認 する。	(略)
目視等及び聴 診により確認 する。		目視等により 確認する。	目視等により 残存長さを確 認し又は測定 する。				
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	

(八)				(七)			(六)・(五)
ブレーキ				電動機			(略)
パッドと ドラム及 びデイス クとの接 触の状況 (同心軸 上にて回	(略)	油の付着 の状況	ブラシの 摩耗の状 況	整流子の 状況	(略)	無負荷運転し 、目視により 火花を確認す る。	(略)
目視等及び聴 診により確認 する。		目視により確 認する。	目視により残 存長さを確認 し又は測定す る。				
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	

(九)									
減速機									
(略)	油漏れの状況	潤滑油の劣化の状況	潤滑油の油量の状況	(略)	ブレーキ制動時のプランジヤーの状況	転するパッドにより制動するものを除く。)			
	目視等により確認する。	色及び不純物を目視等により確認する。	オイルゲージ等を目視等により確認する。		踏段を保持している状態において目視等により確認し、ストロークを測定する。				
	(略)	(略)	(略)		(略)				

(九)									
減速機									
(略)	油漏れの状況	潤滑油の劣化の状況	潤滑油の油量の状況	(略)	ブレーキ制動時のプランジヤーの状況	転するパッドにより制動するものを除く。)			
	目視等により確認する。	色及び不純物を目視等により確認する。	オイルゲージ等を目視等により確認する。		踏段を保持している状態において目視等により確認し、ストロークを測定する。				
	(略)	(略)	(略)		(略)				

(十)		(十一)			
駆動鎖（駆動鎖を設けたものに限る。）		（略）			
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	

(十)		(十一)			
駆動鎖（駆動鎖を設けたものに限る。）		（略）			
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）	

二 昇 降 口								
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)				
(略)	インレット ガード	くし板及び 踏段のかみ 合い	くし板	ランデイン グプレート				
	取付けの 状況	かみ合い の状況	欠損の状 況	劣化の状 況	踏段鎖の 張りの状 況（ベル トのもの を除く。）	反転装置 の作動の 状況	を 除く。	
	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等及び聴 診により確認 する。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

二 昇 降 口								
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)				
(略)	インレット ガード	くし板及び 踏段のかみ 合い	くし板	ランデイン グプレート				
	取付けの 状況	かみ合い の状況	欠損の状 況	劣化の状 況	踏段鎖の 張りの状 況（ベル トのもの を除く。）	反転装置 の作動の 状況	を 除く。	
	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等及び聴 診により確認 する。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

三 中 間 部					
(一)					(七) 5
ハンドレール駆動装置					
ハンドレールの駆動力の状況	ハンドレール駆動装置の摩耗の状況（狭圧式のものに限る。）	ハンドレール駆動装置摺動部の摩耗の状況（狭圧式のものに限る。）	駆動鎖の給油の状況	スプロケットと駆動鎖との噛み合いの状況	
踏段の下降中に上部乗り場においてハンドレールを手で水平に引張ることによ		目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び聴診により確認する。	
(略)		(略)	(略)	(略)	

三 中 間 部					
(一)					(七) 5
ハンドレール駆動装置					
ハンドレールの駆動力の状況	ハンドレール駆動装置の摩耗の状況（狭圧式のものに限る。）	ハンドレール駆動装置摺動部の摩耗の状況（狭圧式のものに限る。）	駆動鎖の給油の状況	スプロケットと駆動鎖との噛み合いの状況	
踏段の下降中に上部乗り場においてハンドレールを手で水平に引張ることによ		目視等又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び聴診により確認する。	
(略)		(略)	(略)	(略)	

(五)	(四)		(三)	(二)		
踏段レール	踏段		内側板	ハンドレール		
劣化及び	ローラーゴムの劣化の状況	踏面とライザー面の劣化の状況	劣化の状況	劣化の状況	(略)	ばね秤等を用しハンドレールが停止する力を測定するとともに、駆動装置の劣化の状況を目視等及び聴診により確認する。
目視等により	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(五)	(四)		(三)	(二)		
踏段レール	踏段		内側板	ハンドレール		
劣化及び	ローラーゴムの劣化の状況	踏面とライザー面の劣化の状況	劣化の状況	劣化の状況	(略)	ばね秤等を用しハンドレールが停止する力を測定するとともに、駆動装置の劣化の状況を目視及び聴診により確認する。
目視により確認	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

安全							
・ (一)	(七)		(六)				
(略)	ス カー ト ガ ー ド		踏 段 鎖、 ベ ルト 又 は 踏 段 相 互 の す き 間			又 は ロー ラ	
	踏 段 と ス カー ト ガ ー ド の す き 間	劣 化 の 状 況	(略)	ベ ルト の 劣 化 の 状 況	踏 段 鎖 の 給 油 の 状 況	取 付 け の 状 況	振 動 の 状 況
	全 長 に わ た り 目 視 等 に よ り 確 認 し 又 は 測 定 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。		目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び 触 診 に よ り 確 認 す る。	確 認 し、 踏 段 上 で の 振 動 の 有 無 を 確 認 す る。
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

安全							
・ (一)	(七)		(六)				
(略)	ス カー ト ガ ー ド		踏 段 鎖、 ベ ルト 又 は 踏 段 相 互 の す き 間			又 は ロー ラ	
	踏 段 と ス カー ト ガ ー ド の す き 間	劣 化 の 状 況	(略)	ベ ルト の 劣 化 の 状 況	踏 段 鎖 の 給 油 の 状 況	取 付 け の 状 況	振 動 の 状 況
	全 長 に わ た り 目 視 等 に よ り 確 認 し 又 は 測 定 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。		目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 及 び 触 診 に よ り 確 認 す る。	認 し、 踏 段 上 で の 振 動 の 有 無 を 確 認 す る。
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

装置			
(二)		(三)	(四)
可動部の 目視等及び触	スカートガイドスイッチ		踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ
	設置及び作動の状況		設置及び作動の状況
	設置の状況を目視等により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。		設置の状況を目視等により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。
	(略)		(略)

装置			
(二)		(三)	(四)
可動部の 目視及び触診	スカートガイドスイッチ		踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ
	設置及び作動の状況		設置及び作動の状況
	設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。		設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。
	(略)		(略)

五 安全 対策									
(二)	(一)		(七)	(六)			(五)		
転落防止柵	交差部固定 保護板		(略)	駆動鎖切断 時停止装置			踏段浮上り 検出装置		
ハンドレ	破損の状 況	取付けの 状況		(略)	可動部の 状況	(略)	可動部の 状況	(略)	状況
ハンドレール	目視等により 確認する。	目視等及び触 診により確認 し又は設置寸 法を測定する。			目視等及び触 診により確認 する。		目視等及び触 診により確認 する。		診により確認 する。
(略)	(略)	(略)		(略)			(略)		

五 安全 対策									
(二)	(一)		(七)	(六)			(五)		
転落防止柵	交差部固定 保護板		(略)	駆動鎖切断 時停止装置			踏段浮上り 検出装置		
ハンドレ	破損の状 況	取付けの 状況		(略)	可動部の 状況	(略)	可動部の 状況	(略)	状況
ハンドレール	目視により確 認する。	目視及び触診 により確認し 又は設置寸法 を測定する。			目視及び触診 により確認す る。		目視及び触診 により確認す る。		により確認す る。
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	

、進入防止用仕切板及び誘導柵			
間	ハンドレールと誘導柵とのすき間	ハンドレールと誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間
の外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	の外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	の外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	の外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。
(略)	(略)	(略)	(略)

、進入防止用仕切板及び誘導柵			
間	ハンドレールと誘導柵とのすき間	ハンドレールと誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間
の外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	の外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	の外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	の外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。
(略)	(略)	(略)	(略)

(三)			
網 落下物防止			
況 破損の状	況 破損の状	取付けの 状 況	での距離
ハンドレールの 外縁又は先端 から周囲五 百ミリメート ル以内の範囲	ハンドレールの 外縁又は先端 から周囲五 百ミリメート ル以内の範囲 を目視等により 確認する。	ハンドレールの 外縁又は先端 から周囲五 百ミリメート ル以内の範囲 を目視等及び 触診により確認 する。	百ミリメート ル以内の範囲 を目視等により 確認し又は 距離を測定する。
(略)	(略)	(略)	

(三)			
網 落下物防止			
況 破損の状	況 破損の状	取付けの 状 況	での距離
ハンドレールの 外縁又は先端 から周囲五 百ミリメート ル以内の範囲	ハンドレールの 外縁又は先端 から周囲五 百ミリメート ル以内の範囲 を目視等により 確認する。	ハンドレールの 外縁又は先端 から周囲五 百ミリメート ル以内の範囲 を目視及び触 診により確認 する。	百ミリメート ル以内の範囲 を目視により 確認し又は距 離を測定する。
(略)	(略)	(略)	

(七)		(六)		(五)		(四)	
仕切り防止用 切板		踏段面注意 標識		交差部可動 警告板		踏段上直部 の障害物	
破損の状 況	取付けの 状況	設置の状 況	標識の状 況	破損の状 況	取付けの 状況	障害物の 状況	
目視等により 確認する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認し又は測 定する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等及び触 診により確認 し又は設置寸 法を測定する。	目視等により 確認し又は測 定する。	目視等により 確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(七)		(六)		(五)		(四)	
仕切り防止用 切板		踏段面注意 標識		交差部可動 警告板		踏段上直部 の障害物	
破損の状 況	取付けの 状況	設置の状 況	標識の状 況	破損の状 況	取付けの 状況	障害物の 状況	
目視により確 認する。	目視及び触 診により確認 する。	目視により確 認し又は測 定する。	目視により確 認する。	目視により確 認する。	目視及び触 診により確認 し又は設置寸 法を測定する。	目視により確 認し又は測 定する。	目視により 確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

別表第六		別表第六	
機 機 一		他 そ の 六	
(一)		(一)	(八)
機械室への 経路及び点 検口の戸	(い)検査項目	車いす搬送 用階段(車 いす搬送用 階段が必要 なものに限 る。)	防火区画を 形成するシ ャッター又 は戸との連 動停止装置 (連動停止 装置が必要 なものに限 る。)
状況	(ろ)検査事 項	車いすを 搬送する 運転の状 況	設置及び 連動停止 の作動の 状況
目視等により 確認する。	(は)検査方法	目視等により 確認する。	設置の状況を 目視等により 確認し並びに シャッター及 び戸の閉鎖を 検出する信号 を入力し、作 動の状況を確認 する。
機械室への経路が 確保されていない こと。	(に)判定基準	(略)	(略)
機 機 一		他 そ の 六	
(一)		(一)	(八)
機械室への 経路及び点 検口の戸	(い)検査項目	車いす搬送 用階段(車 いす搬送用 階段が必要 なものに限 る。)	防火区画を 形成するシ ャッター又 は戸との連 動停止装置 (連動停止 装置が必要 なものに限 る。)
状況	(ろ)検査事 項	車いすを 搬送する 運転の状 況	設置及び 連動停止 の作動の 状況
目視により確 認する。	(は)検査方法	目視により確 認する。	設置の状況を 目視により確 認し並びにシ ャッター及び 戸の閉鎖を検 出する信号を 入力し、作動 の状況を確認 する。
機械室への経路が 確保されていない こと。	(に)判定基準	(略)	(略)

室									
(四)		(三)	(二)						
器 制 御		(略)	点検用コンセント						
接 触 器、 継電器及 び運 転 制 御 用	(略)		設置の状 況	破損の状 況	通電の状 況	点検口の 戸の設置 及び施錠 の状況	設置の状 況		
電動機主 回路用接 触器の主 接点の状 況	目視により確 認し、交換基 準に従って交 換されている か確認する。		目視により確 認する。	目視により確 認する。	点検灯、作業 灯、テスター 等により通電 の状況を確認 する。	設置の状況を 目視により確 認し、施錠の 状況を戸を解 錠及び施錠し て確認する。	設置の状況		
(略)			コンセントが設置 されていないこと	破損していること	通電していないこ と。	戸がないこと、戸 が破損しているこ と又は解錠若しく は施錠ができない こと。			

(七)				(六)・(五)	(四)		
機 卷 上							
歯車 減速				(略)	ヒ ュ ー ズ	基 板	
油漏れの 状況	潤滑油の 劣化の状 況	潤滑油の 油量の状 況	(略)		設置の状 況	ブレーキ 用接触器 の接点の 状況	
目視等により 確認する。	色及び不純物 を目視等によ り確認する。	オイルゲージ 等を目視等に より確認する。			目視等により 確認する。	目視等により 確認し、交換 基準に従って 交換されてい るか確認する。	
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	

(八)				(七)・(六)		(五)			
機 卷 上									
歯車 減速				(略)	ヒ ュ ー ズ	基 板			
油漏れの 状況	潤滑油の 劣化の状 況	潤滑油の 油量の状 況	設置の状 況		ブレーキ 用接触器 の接点の 状況				
目視により確 認する。	色及び不純物 を目視により 確認する。	オイルゲージ 等を目視によ り確認する。	目視により確 認する。		目視により確 認し、交換基 準に従って交 換されている か確認する。				
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)				

(十)		(九)	(八)	
-----	--	-----	-----	--

状態	取付けの状態	ブレイキの油の付着状況	(略)	欠損及び き裂の状況	(略)	網車又は巻胴の状況 (巻胴式のもの を除く。)	(略)
目視等及び触診により確認	目視等により確認する。	目視等により確認する。	(略)	目視等により確認する。	(略)	主索及び溝の摩耗の状況を目視等により確認し又は溝と主索のすき間若しくは網車外周からの主索の出張りを測定し、主索と網車が滑らないことを確認する。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(十二)		(十一)	(九)	
------	--	------	-----	--

状態	取付けの状態	ブレイキの油の付着状況	(略)	欠損及び き裂の状況	(略)	網車又は巻胴の状況 (巻胴式のもの を除く。)	(略)
目視等及び触診により確認	目視等により確認する。	目視等により確認する。	(略)	目視等により確認する。	(略)	主索及び溝の摩耗の状況を目視等により確認し又は溝と主索のすき間若しくは網車外周からの主索の出張りを測定し、主索と網車が滑らないことを確認する。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

作動時の 状況（電 気制動式 のものに よ）	（略）	ブレーキ 制動時の プランジ ヤーの状 況	（同心軸 上にて回 転するパ ッドによ り制動す るものを 除く。）	（略）	（略）	する。
		かごを保持し ている状態に おいて目視等 又は触診によ り確認する。				
		（略）	（略）			

作動時の 状況（電 気制動式 のものに よ）	（略）	ブレーキ 制動時の プランジ ヤーの状 況	（同心軸 上にて回 転するパ ッドによ り制動す るものを 除く。）	（略）	（略）	する。
		かごを保持し ている状態に おいて目視又 は触診によ り確認する。				
		（略）	（略）			

二 か ご 室										
(一)	(五)	(六)		(七)		(八)	(九)			
井及び床 は囲い、天 造及び設 置の状況	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	
かごの壁又 かごの構 造及び設 置の状況										
目視等により 確認する。										
(略)										

二 か ご 室										
(一)	(七)	(六)		(七)		(八)	(九)			
井及び床 は囲い、天 造及び設 置の状況	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	
かごの壁又 かごの構 造及び設 置の状況										
目視等により 確認する。										
(略)										

三 最上階出入口					
(一)		(四)	(三)	(二)	
主索		かこの戸	搭乗禁止の標識	(略)	
素線切れの状況	(略)	戸の開閉の状況	設置の状況		可燃物の状況
		目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。		目視等により確認する。
出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し		(略)	(略)		(略)

三 最上階出入口					
(一)		(四)	(三)	(二)	
主索		かこの戸	搭乗禁止の 標識	(略)	
素線切れ の状況	(略)	戸の開閉 の状況	設置の状 況		可燃物の 状況
		目視及び触診 により確認す る。	目視により確 認する。		目視により確 認する。
(略)		(略)	(略)		(略)

、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。
錆及び錆びた摩耗粉の状況	(略)
最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。
錆及び錆びた摩耗粉の状況	(略)

		(三)	(二)	
		主索の取付部	(略)	
昇降路の 横架材並 びにかご 及び釣合 おもりに おける止 め金具の 取付けの 状況	主索の端 部におけ る止め金 具の取付 けの状況	止め金具 及びその 取付部の 損傷の状 況	損傷及び 変形の状 況	損傷及び 変形の状 況
目視等及び触 診により確認 する。	目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	全長を目視等 により確認す る。	全長を目視等 により確認す る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(三)	(二)	
		主索の取付部	(略)	
昇降路の 横架材並 びにかご 及び釣合 おもりに おける止 め金具の 取付けの 状況	主索の端 部におけ る止め金 具の取付 けの状況	止め金具 及びその 取付部の 損傷の状 況	損傷及び 変形の状 況	
	目視及び触診 により確認す る。	目視により確 認する。	全長を目視に より確認する 。	
(略)	(略)	(略)	(略)	

四 各 階 出 入 口																			
(二)		(一)			(六)		(五)			(四)									
出し入れ口 の戸及び出 し入れ口枠		昇降路にお ける壁又は 囲い			かご吊り車		かごのガイ ドシュー等			ト（強制停 止）スイッ チ									
戸及び出 し入れ口 枠の構造 及び設置		可燃物の 状況	昇降路の 構造及び 設置の状 況		(略)	外観の状 況	摩損の状 況		(略)	取付けの 状況		(略)							
目視等により 確認する。		目視等により 確認する。	目視等により 確認する。			目視等により 確認する。	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。			目視等及び触 診により確認 する。									
(略)		(略)	(略)			(略)	(略)			(略)									

四 各 階 出 入 口										
(二)		(一)		(六)		(五)			(四)	
出し入れ口 の戸及び出 し入れ口枠		昇降路にお ける壁又は 囲い		かご吊り車		かごのガイ ドシュー等			ト（強制停 止）スイッ チ	
戸及び出 し入れ口 枠の構造 及び設置		可燃物の 状況		昇降路の 構造及び 設置の状 況		(略)	摩損の状 況		取付けの 状況	
目視により確 認する。		目視により確 認する。		目視により確 認する。			目視、聴診及 び触診により 確認する。		目視及び触診 により確認す る。	
(略)		(略)		(略)			(略)		(略)	

の状況	戸相互及び戸と出し入れ口	敷居とドアシユーの摩耗の状況	ドアシユーのかかりの状況	戸の可燃物の状況	戸の開閉の状況	連結ロープ及びドアクロザー
	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認し又は測定する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診により確認する。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

の状況	戸相互及び戸と出し入れ口	敷居とドアシユーの摩耗の状況	ドアシユーのかかりの状況	戸の可燃物の状況	戸の開閉の状況	連結ロープ及びドアクロザー
	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(十二)	(十一)	(九) 〽 (七)	(六)			(五)		(四) ・ (三)	
ガイドレー	標識 搭乗禁止の	(略)	ドアロック			ドアスイッチ		(略)	プ の 状 況
(略)	況 設置の状		況 劣化の状	(略)	状 況 取付けの	(略)	状 況 取付けの		
	目視等により 確認する。		目視等により 確認する。		目視等及び触 診により確認 する。		目視等及び触 診により確認 する。		
	(略)		(略)		(略)		(略)		

(十二)	(十一)	(九) 〽 (七)	(六)			(五)		(四) ・ (三)	
ガイドレー	標識 搭乗禁止の	(略)	ドアロック			ドアスイッチ		(略)	プ の 状 況
(略)	況 設置の状		況 劣化の状	(略)	状 況 取付けの	(略)	状 況 取付けの		
	目視により確 認する。		目視により確 認する。		目視及び触診 により確認す る。		目視及び触診 により確認す る。		
	(略)		(略)		(略)		(略)		

五 最下階出入しれ口										
(四)	(三)			(二)			(一)			
釣合おもり	釣合おもり 底部すき間			ピット床			下部リミット（強制停止）スイッチ			ル及びレールブラケット
取付けの	すき間の状況			ピット内機器の状況	冠水の状況	汚損及び防水の状況	取付けの状況	(略)	劣化の状況	
目視等及び触	ピット床又は緩衝器と釣合おもり底部のすき間を目視等により確認する。			目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。		目視等により確認する。	
(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

五 最下階出入しれ口										
(四)	(三)			(二)			(一)			
釣合おもり	釣合おもり 底部すき間			ピット床			下部リミット（強制停止）スイッチ			ル及びレールブラケット
取付けの	すき間の状況			ピット内機器の状況	冠水の状況	汚損及び防水の状況	取付けの状況	(略)	劣化の状況	
目視及び触診	ピット床又は緩衝器と釣合おもり底部のすき間を目視等により確認する。			目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。		目視により確認する。	
(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

(七)				(六)				(五)							
かご非常止 め装置				移動ケーブ ル及び取付 部				釣合おもり の吊り車				の各部			
(略)	取付けの 状況	機構部の 状況	目視等及び触 診により確認 する。	取付けの 状況	移動ケー ブルの損 傷の状況	目視等により 確認する。	(略)	外観の状 況	目視等により 確認する。	ガイドシ ュー等の 摩耗の状 況	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。	状況	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(七)				(六)				(五)							
かご非常止 め装置				移動ケーブ ル及び取付 部				釣合おもり の吊り車				の各部			
(略)	取付けの 状況	機構部の 状況	目視等及び触 診により確認 する。	取付けの 状況	移動ケー ブルの損 傷の状況	目視等により 確認する。	(略)	外観の状 況	目視等により 確認する。	ガイドシ ュー等の 摩耗の状 況	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。	状況	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。	目視等、聴診 及び触診によ り確認する。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(ハ)						
置 釣合おもり 非常止め装						
復帰時の 状況	(略)	取付けの 状況	機構部の 状況	復帰時の 状況		
目視等により 確認する。		目視等及び触 診により確認 する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。		
(略)		(略)	(略)	(略)		

(ハ)						
置 釣合おもり 非常止め装						
復帰時の 状況	(略)	取付けの 状況	機構部の 状況	復帰時の 状況		
目視により確 認する。		目視及び触診 により確認す る。	目視により確 認する。	目視により確 認する。		
(略)		(略)	(略)	(略)		

別記第一号（A 4）

検査結果表
第 1 第 1 項第 1 号に規定する昇降機
(略)

		昇降機番号				
番号	検査項目		(略)			
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(1) ～ (4)	(略)					
(5)	制	(略)				
(6)	御 器 接 触 器 、 継 電 器 及 び 運 転	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を <u>目視等</u> により確認 (略)				
		ブレーキ用接触器の接点 接点を <u>目視等</u> により確認 (略)				
		(略)				

別記第一号（A 4）

検査結果表
(第 1 第 1 項第 1 号に規定する昇降機)
(略)

		昇降機番号				
番号	検査項目		(略)			
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(1) ～ (4)	(略)					
(5)	制	(略)				
(6)	御 器 接 触 器 、 継 電 器 及 び 運 転	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を <u>目視</u> により確認 (略)				
		ブレーキ用接触器の接点 接点を <u>目視</u> により確認 (略)				
		(略)				

	制 御 用 基 板						
(7) ～(19)	(略)						
2 ～ 8	(略)						
(略)							

(注意)

- ①・② (略)
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤～⑨ (略)
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を

	制 御 用 基 板						
(7) ～(19)	(略)						
2 ～ 8	(略)						
(略)							

(注意)

- ①・② (略)
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤～⑨ (略)
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を

行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

- ⑪ 1 (6)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視等により確認し、別表第1 (に) 欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。
- ⑫ 1 (8)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1 (12)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。

行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

- ⑪ 1 (6)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第1 (に) 欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲ってください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲ってください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲ってください。さらに、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。
- ⑫ 1 (8)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1 (12)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。ま

。また、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。

- ⑭ 1(14)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑮ 1(14)「ブレーキ」の「保持力」には、該当する検査方法を選択し、「イ。」から「ハ。」のうち該当するものを○で選択した上で、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑯ 1(14)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑰ 1(14)「ブレーキ」の「プランジャーストローク」には、「イ。」又は「ロ。」のうち該当するものを○で選択してください。「ロ。」を○で選択した場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定し

た、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

- ⑭ 1(14)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ⑮ 1(14)「ブレーキ」の「保持力」には、該当する検査方法を選択し、「イ。」から「ハ。」のうち該当するものを○で囲んだ上で、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ⑯ 1(14)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑰ 1(14)「ブレーキ」の「プランジャーストローク」には、「イ。」又は「ロ。」のうち該当するものを○で囲んでください。「ロ。」を○で囲んだ場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法

た寸法を記入してください。

⑮～⑳ (略)

㉑ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 (略)

㉒ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 (略)

㉓～㉖ (略)

㉗ 4(17)「釣合おもり非常止め装置」及び6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また「作動の状況」には、該当する確認方法を選択し、「イ。」から「ニ。」のうち該当するものを○で選択してください。

を記入してください。

⑮～⑳ (略)

㉑ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲んでください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 (略)

㉒ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 (略)

㉓～㉖ (略)

㉗ 4(17)「釣合おもり非常止め装置」及び6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また「作動の状況」には、該当する確認方法を選択し、「イ。」から「ニ。」のうち該当するものを○で囲んでください。

- ⑳ 6(4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ㉑ 6(10)「釣合おもり底部すき間」には、該当する緩衝器形式及び制御方式を○で選択した上で、前回の定期検査時の値を(mm)に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「－」を記入してください。
- ㉒ (略)
- ㉓ 8「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。
- ㉔・㉕ (略)

別記第二号(A4)

検査結果表 (第1第1項第2号に規定する昇降機) (略)		
		昇降機番号
番号	検査項目	(略)

- ⑳ 6(4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ㉑ 6(10)「釣合おもり底部すき間」には、該当する緩衝器形式及び制御方式を○で囲んだ上で、前回の定期検査時の値を(mm)に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「－」を記入してください。
- ㉒ (略)
- ㉓ 8「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、8は削除して構いません。
- ㉔・㉕ (略)

別記第二号(A4)

検査結果表 (第1第1項第2号に規定する昇降機) (略)		
		昇降機番号
番号	検査項目	(略)

1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)				
(1) ～ (3)	(略)				
(4)	制 御	(略)			
(5)	接 触 器 、 継 電 器 及 び 運 転 制 御 用 基 板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 (略)	(略)		
(6) ～ (8)	(略)				
(9)	(略)				

1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)				
(1) ～ (3)	(略)				
(4)	制 御	(略)			
(5)	接 触 器 、 継 電 器 及 び 運 転 制 御 用 基 板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 (略)	(略)		
(6) ～ (8)	(略)				
(9)	(略)				

～(20)						
2 ～ 7	(略)					
(略)						

(注意)

- ①・② (略)
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤～⑨ (略)
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1(5)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を目視等により確認し、別表第2(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェー

～(20)						
2 ～ 7	(略)					
(略)						

(注意)

- ①・② (略)
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤～⑨ (略)
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(5)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を目視により確認し、別表第2(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設

ルセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。

- ⑫ 1 (7)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑬～⑮ (略)

- ⑯ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 (略)

- ⑰ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に

計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。

- ⑫ 1 (7)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑬～⑮ (略)

- ⑯ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲んでください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 (略)

- ⑰ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に

見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 (略)

⑮～⑳ (略)

㉓ 6(4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第2(に)欄に掲げる判断基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。

㉔ (略)

㉕ 6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。

㉖ 7「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。

㉗・㉘ (略)

別記第三号(A4)

見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 (略)

⑮～⑳ (略)

㉓ 6(4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第2(に)欄に掲げる判断基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

㉔ (略)

㉕ 6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。

㉖ 7「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。

㉗・㉘ (略)

別記第三号(A4)

検査結果表
(略)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑤～⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑪ (略)

⑫ 1(3)「ブレーキ」の「制動力」には、かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で選択し、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で選択し、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。

⑬・⑭ (略)

⑮ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じ

検査結果表
(略)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤～⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ (略)

⑫ 1(3)「ブレーキ」の「制動力」には、かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で囲み、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。

⑬・⑭ (略)

⑮ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じ

た部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 (略)

- ⑩ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 (略)

- ⑪～⑫ (略)
- ⑬ 3(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑭ (略)
- ⑮ 4(11)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。
- ⑯ 6「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査

た部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲んでください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 (略)

- ⑩ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 (略)

- ⑪～⑫ (略)
- ⑬ 3(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑭ (略)
- ⑮ 4(11)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。
- ⑯ 6「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査

の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。

⑳・㉑ (略)

別記第四号 (A 4)

検査結果表
(略)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「—」を記入してください。

⑤～⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑪ 1(4)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑫ 1(8)「ブレーキ」欄の「制動力」には、いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○で選択し、積載荷重の1.25倍

の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、6は削除して構いません。

⑳・㉑ (略)

別記第四号 (A 4)

検査結果表
(略)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤～⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ 1(4)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑫ 1(8)「ブレーキ」欄の「制動力」には、いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で囲み、積載荷重の1.25倍

の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○で選択し、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。

⑬ (略)

⑭ 1(12)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。

⑮ (略)

⑯ 4「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。

⑰・⑱ (略)

別記第五号(A4)

検査結果表
(第1第1項第5号に規定する昇降機)
(略)

		昇降機番号	
番号	検査項目	(略)	
1	機械室		

の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。

⑬ (略)

⑭ 1(12)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。

⑮ (略)

⑯ 4「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、4は削除して構いません。

⑰・⑱ (略)

別記第五号(A4)

検査結果表
(第1第1項第5号に規定する昇降機)
(略)

		昇降機番号	
番号	検査項目	(略)	
1	機械室		

(1)	(略)					
(2)	制	(略)				
(3)	器	接	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を <u>目視等</u> により確認 (略)	(略)		
		触				
(4)	、	繼	ブレーキ用接触器の接点 接点を <u>目視等</u> により確認 (略)	(略)		
		電				
(6)	及	び	(略)			
		運				
(7)	制	御	(略)			
(9)						
(10)	駆	(略)				
()	動	鎖	駆動スプロケットと従動スプロケットの 芯ずれ イ～ハ (略)			

(1)	(略)					
(2)	制	(略)				
(3)	器	接	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を <u>目視</u> により確認 (略)	(略)		
		触				
(4)	、	繼	ブレーキ用接触器の接点 接点を <u>目視</u> により確認 (略)	(略)		
		電				
(6)	及	び	(略)			
(7)	制	御	(略)			
(9)						
(10)	駆	(略)				
()	動	鎖	駆動スプロケットと従動スプロケットの 芯ずれ イ～ハ (略)			

	ニ 歯面を <u>目視等</u> により確認					
	(略)					
(11)	(略)					
2	(略)					
～						
7						
(略)						

(注意)

- ①・② (略)
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該エスカレーターの検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤～⑨ (略)
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1(3)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を

	ニ 歯面を <u>目視</u> により確認					
	(略)					
(11)	(略)					
2	(略)					
～						
7						
(略)						

(注意)

- ①・② (略)
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該エスカレーターの検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤～⑨ (略)
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(3)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を

目視等により確認し、別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的に踏段を制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。

- ⑫ 1(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(8)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑭ 1(8)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検

目視により確認し、別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的に踏段を制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。

- ⑫ 1(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(8)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ⑭ 1(8)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び

及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

- ⑮ 1(8)「ブレーキ」の「プランジャストローク」には、「イ。」又は「ロ。」の該当するものを○で選択してください。「ロ。」を○で選択した場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

⑯ (略)

- ⑰ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の張りの状況」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。

- ⑱ 1(10)「駆動鎖」の「スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で選択してください。

- ⑲ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の伸び」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準を記入し、右欄に検査で測定した値と単位

要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

- ⑮ 1(8)「ブレーキ」の「プランジャストローク」には、「イ。」又は「ロ。」の該当するものを○で囲んでください。「ロ。」を○で囲んだ場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

⑯ (略)

- ⑰ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の張りの状況」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。

- ⑱ 1(10)「駆動鎖」の「スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で囲んでください。

- ⑲ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の伸び」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記

を記入してください。

- ⑳ 1 (10) 「駆動鎖」の「駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ」には、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造を用いており、駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は「イ。」を○で選択してください。「イ。」に該当しない場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。歯面を目視等により確認した場合は、「ニ。」を○で選択した上で、別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で選択してください。

㉑ （略）

- ㉒ 3 (6) 「踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間」の「踏段鎖の給油の状況」及び「ベルトの劣化の状況」には別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。また、「踏段相互のすき間」には、右欄に検査で測定した踏段相互のすき間を記入してください。

- ㉓ 4 (6) 「駆動鎖切断時停止装置」の「作動の状況」、「可動部の状況」及び「設定の状況」には、別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。

- ㉔ 7 「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。

入してください。

- ⑳ 1 (10) 「駆動鎖」の「駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ」には、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造を用いており、駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は「イ。」を○で囲んでください。「イ。」に該当しない場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。歯面を目視により確認した場合は、「ニ。」を○で囲んだ上で、別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で囲んでください。

㉑ （略）

- ㉒ 3 (6) 「踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間」の「踏段鎖の給油の状況」及び「ベルトの劣化の状況」には別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。また、「踏段相互のすき間」には、右欄に検査で測定した踏段相互のすき間を記入してください。

- ㉓ 4 (6) 「駆動鎖切断時停止装置」の「作動の状況」、「可動部の状況」及び「設定の状況」には、別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

- ㉔ 7 「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これ

②⑤・②⑥ (略)

別記第六号 (A 4)

検査結果表
(第 1 第 1 項第 6 号に規定する昇降機)
(略)

		昇降機番号			
番号	検査項目			(略)	
1	機械室				
(1)	機械室への経路及び点検口の戸				
<u>(2)</u>	(略)				
<u>(3)</u>	制 御 器	接 触 器 、 継 電 器 及 び	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を <u>目視等</u> により確認 (略)	(略)	
			ブレーキ用接触器の接点 接点を <u>目視等</u> により確認 (略)	(略)	
<u>(4)</u>			(略)		

らの項目がない場合は、7は削除して構いません。

②⑤・②⑥ (略)

別記第六号 (A 4)

検査結果表
(第 1 第 1 項第 6 号に規定する昇降機)
(略)

			昇降機番号				
番号	検査項目				(略)		
1	機械室						
(1)	機械室への経路及び点検口の戸						
(2)	点検用コンセント						
<u>(3)</u>	制	(略)					
<u>(4)</u>	御器	接 触 器 、 継 電 器 及 び	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を <u>目視</u> により確認 (略)		(略)		
			ブレーキ用接触器の接点 接点を <u>目視</u> により確認 (略)		(略)		
<u>(5)</u>			(略)				

～ <u>(6)</u>	運 転 制 御 用 基 板					
<u>(7)</u> ～ <u>(15)</u>	(略)					
2 ～ 6	(略)					
(略)						

(注意)

- ①・② (略)
- ③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の小荷物専用昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤～⑨ (略)

～ <u>(7)</u>	運 転 制 御 用 基 板					
<u>(8)</u> ～ <u>(16)</u>	(略)					
2 ～ 6	(略)					
(略)						

(注意)

- ①・② (略)
- ③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の小荷物専用昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤～⑨ (略)

- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1(4)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視等により確認し、別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。
- ⑫ 1(6)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(9)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情によ

- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(4)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲ってください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲ってください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲ってください。さらに、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。
- ⑫ 1(6)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(9)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により

り、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入し、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。

⑭ 1(11)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。

⑮ 1(11)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

⑯・⑰ （略）

⑱ 3(1)「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れの判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入し、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

⑭ 1(11)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

⑮ 1(11)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

⑯・⑰ （略）

⑱ 3(1)「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲んでください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れの判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表 1 (略)

- ①⑨ 3(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉の判定基準の記号を記入してください。

表 2 (略)

- ②⑩ (略)
- ②⑪ 6「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。

②②・②③ (略)

表 1 (略)

- ①⑨ 3(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉の判定基準の記号を記入してください。

表 2 (略)

- ②⑩ (略)
- ②⑪ 6「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、6は削除して構いません。

②②・②③ (略)

（遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件）

第三条 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第一							改 正 後
							改 正 前
別表第一							

一 構 造 部 分							
(一)	(二)					(三)	
地盤	基礎					道床	(い)検査項目
遊戯施設付近の地盤の陥没、土砂の流出及び地割れ等の状況	(略)					道床付近の地盤の陥没、土砂の流出及び地割れ等の状況	(ろ)検査事項
目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	目視等により確認する。					目視等により確認する。	(は)検査方法
(略)	(略)					(略)	(に)判定基準

一 構 造 部 分							
(一)	(二)					(三)	
地盤	基礎					道床	(い)検査項目
遊戯施設付近の地盤の陥没、土砂の流出及び地割れ等の状況	(略)					道床付近の地盤の陥没、土砂の流出及び地割れ等の状況	(ろ)検査事項
目視により確認する。	目視により確認する。					目視により確認する。	(は)検査方法
(略)	(略)					(略)	(に)判定基準

(四)										
基礎と構造物を定着させる部分										
没、土	砂流出	及び地	割れ等	並びに	道床の	不同沈	下、傾	斜及び	移動等	の状況
アンカ	ーボル	ト及び	ベース	プレー	トのき	裂、破	損及び	変形の	状況	ベース プレー トの錆 及び腐 食の状 況
目視等により確認する。										目視等により確認し、腐食が認められた場合には、腐食を除く
(略)										(略)

(四)										
基礎と構造物を定着させる部分										
没、土	砂流出	及び地	割れ等	並びに	道床の	不同沈	下、傾	斜及び	移動等	の状況
アンカ	ーボル	ト及び	ベース	プレー	トのき	裂、破	損及び	変形の	状況	ベース プレー トの錆 及び腐 食の状 況
目視により確認する。										目視により確認し、腐食が認められた場合には、腐食を除く
(略)										(略)

止めの緩みのナット	アンカ ーボ ルト 及び ナット の緩 みの 状況	アン カ ーボ ルト 及び ナット の錆 及び 腐食 の状 況	
目視等により確認する。	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	目視等により確認する。	去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。
(略)	(略)	(略)	

止めの緩みのナット	アンカ ーボ ルト 及び ナット の緩 みの 状況	アン カ ーボ ルト 及び ナット の錆 及び 腐食 の状 況	
目視により確認する。	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	目視により確認する。	して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。
(略)	(略)	(略)	

				(五)			
				構造物			
構造部	材の腐	食の状	況	構造部 材及び 補助部 材の取 付けの 状況	根巻き コンク リート のき裂 及び剥 離の状 況	き裂の幅が 最も大きい 箇所を目視 等により確 認し、測定 する。	状況
目視等によ り確認し、腐 食が認めら れた場合に あっては、腐 食を除				テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他ナットの 緩みを確認 できる方法 により確認 する。			
(略)				(略)			(略)

				(五)			
				構造物			
構造部	材の腐	食の状	況	構造部 材及び 補助部 材の取 付けの 状況	根巻き コンク リート のき裂 及び剥 離の状 況	き裂の幅が 最も大きい 箇所を目視 等により確 認し、測定 する。	状況
目視により 確認し、腐 食が認めら れた場合に あっては、腐 食を除				テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他ナットの 緩みを確認 できる方法 により確認 する。			
(略)				(略)			(略)

補助部材の腐食の状況	構造部材の変形、偏位、き裂及び破損の状況	構造部材の接合部分の緩み及びき
目視等により確認し、腐食が認められた場合には、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	目視等により確認する。	き裂を目視等により確認するとともに、テストハンマー
(略)	(略)	(略)

補助部材の腐食の状況	構造部材の変形、偏位、き裂及び破損の状況	構造部材の接合部分の緩み及びき
目視により確認し、腐食が認められた場合には、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	目視により確認する。	き裂を目視等により確認するとともに、テストハンマーに
(略)	(略)	(略)

(六)			
床 舞台及び			
舞台及び び床の 接合部 の緩み の状況	舞台の 構造部 材及び 床の破 損、腐 食及び 変形の 状況	(略)	裂の状 況
テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置	目視等によ り確認する 。		による打検 又は目視等 による緩み 確認マーク の位置の確 認その他ナ ットの緩み を確認でき る方法によ り確認する 。
(略)	(略)		

(六)			
床 舞台及び			
舞台及び び床の 接合部 の緩み の状況	舞台の 構造部 材及び 床の破 損、腐 食及び 変形の 状況	(略)	裂の状 況
テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置	目視によ り確認する 。		による打検又 は目視によ る緩み確認 マークの位 置の確認そ の他ナット の緩みを確 認できる方 法により確 認する。
(略)	(略)		

(七)				
天井 屋根及び				
材及び	屋根の構造部	安全柵及び手すりの破損の状況	回転舞台と床が接触すること又は隙間若しくは段差が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合）にあっては、すき間にあっては三十ミリメートル、段差にあっては十ミリメートル）を超えていること。	目視等により確認する。
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。	回転舞台と床が接触すること又は隙間若しくは段差が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合）にあっては、すき間にあっては三十ミリメートル、段差にあっては十ミリメートル）を超えていること。	の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
(七)				
天井 屋根及び				
材及び	屋根の構造部	安全柵及び手すりの破損の状況	回転舞台と床が接触すること又は隙間若しくは段差が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合）にあっては、すき間にあっては三十ミリメートル、段差にあっては十ミリメートル）を超えていること。	目視により確認する。
目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	回転舞台と床が接触すること又は隙間若しくは段差が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合）にあっては、すき間にあっては三十ミリメートル、段差にあっては十ミリメートル）を超えていること。	の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。

二 軌道 部分					
(-)					
軌条、軌道、水路及び滑走路					
軌条、軌道及び	目視等により確認し、	軌条、軌道及び水路のき裂及び変形の状況	天井の破損、腐食及び変形の状況	屋根及び天井の接合部の緩みの状況	目視等により確認し、腐
（略）	（略）	目視等により確認する。	テストハンマーによる打検又は目視等による確認マ	緩み確認マ	の位置
（略）		他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。			
（略）		（略）			

二 軌道 部分					
(-)					
軌条、軌道、水路及び滑走路					
軌条、軌道及び	目視等により確認し、腐	軌条、軌道及び水路のき裂及び変形の状況	天井の破損、腐食及び変形の状況	屋根及び天井の接合部の緩みの状況	目視等により確認し、腐
（略）	（略）	目視等により確認する。	テストハンマーによる打検又は目視等による確認マ	緩み確認マ	の位置
（略）		他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。			
（略）		（略）			

	(略)	び水路 の錆及 び腐食 の状況
		腐食が認め られた場合 にあつては 、腐食を除 去して部材 の厚さが最 も薄い箇所 を測定する 。
	(略)	軌条、 軌道及 び水路 の接合 部の緩 み及び き裂の 状況
		き裂を目視 等により確 認すると もに、テス トハンマー による打検 又は目視等 による緩み 確認マーク の位置の確 認その他ナ ットの緩み を確認でき る方法によ り確認する 。

	(略)	び水路 の錆及 び腐食 の状況
		食が認めら れた場合に あつては、 腐食を除去 して部材の 厚さが最も 薄い箇所を 測定する。
	(略)	軌条、 軌道及 び水路 の接合 部の緩 み及び き裂の 状況
		き裂を目視 により確認 するとも に、テスト ハンマーに よる打検又 は目視によ る緩み確認 マークの位 置の確認そ の他ナット の緩みを確 認できる方 法により確 認する。

ソフト マット	軌条、 軌道及 び水路 の接合 部の緩 衝用ゴ ム材の 破損及 び劣化 の状況	軌条の 軌間寸 法及び カント (高架 を走行 する子 供汽車 その他 これに 類する ものに 限る。 況 の状	目視等 により 確認す る。	軌条の軌 間寸法及 びカント を目視 等により 確認し、 異常が 認められ た場合には 測定する。	(略)	(略)	(略)
------------	--	--	-------------------------	--	-----	-----	-----

ソフト マット	軌条、 軌道及 び水路 の接合 部の緩 衝用ゴ ム材の 破損及 び劣化 の状況	軌条の 軌間寸 法及び カント (高架 を走行 する子 供汽車 その他 これに 類する ものに 限る。 況 の状	目視に より 確認す る。	軌条の軌 間寸法及 びカント を目視 等により 確認し、 異常が 認められ た場合には 測定する。	(略)	(略)	(略)
------------	--	--	------------------------	--	-----	-----	-----

コン クリ ート	金属製 滑走路 の劣化 及び損 傷の状 況	繊維強 化ブラ スチッ ク製滑 走路の 劣化及 び損傷 の状況	製滑走 路その 他これ に類す る滑走 路の劣 化及び 損傷の 状況	確認する。	目視等及び触診により確認する。	（略）	（略）	（略）	目視等及び触診により測定する。
----------------	--------------------------------------	--	--	-------	-----------------	-----	-----	-----	-----------------

コン クリ ート	金属製 滑走路 の劣化 及び損 傷の状 況	繊維強 化ブラ スチッ ク製滑 走路の 劣化及 び損傷 の状況	製滑走 路その 他これ に類す る滑走 路の劣 化及び 損傷の 状況	確認する。	目視等及び触診により確認する。	（略）	（略）	（略）	目視等及び触診により測定する。
----------------	--------------------------------------	--	--	-------	-----------------	-----	-----	-----	-----------------

滑走路 張出し 部分、 飛出防 止壁の 取付け	滑走路 の接合 部の取 付け及 び漏水 の状況	製滑走 路の劣 化及び 損傷の 状況
き裂等を目 視等により 確認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打	漏水を目視 等により確 認すると もに、テス トハンマー による打検 又は目視等 による緩み 確認マーク の位置の確 認その他ナ ットの緩み を確認でき る方法によ り確認する 。	確認すると ともに、必 要に応じ てき裂を測 定する。
(略)	(略)	

滑走路 張出し 部分、 飛出防 止壁の 取付け	滑走路 の接合 部の取 付け及 び漏水 の状況	製滑走 路の劣 化及び 損傷の 状況
き裂等を目 視等により確 認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打	漏水を目視 等により確 認すると もに、テス トハンマー による打検 又は目視に よる緩み確 認マークの 位置の確認 その他ナッ トの緩みを 確認できる 方法により 確認する。	確認すると ともに、必 要に応じ てき裂を測 定する。
(略)	(略)	

		(二)	
		支持部材	
支持部材の腐食の状況	支持部材のき裂及び変形の状況	水路及びその接合部の漏水の状況	の状況並びにき裂、破損及び変形の状況
目視等により確認し、腐食が認められた場合には、腐食を除く。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	検査又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
(略)	(略)	(略)	
		(二)	
		支持部材	
支持部材の腐食の状況	支持部材のき裂及び変形の状況	水路及びその接合部の漏水の状況	の状況並びにき裂、破損及び変形の状況
目視により確認し、腐食が認められた場合には、腐食を除去	目視により確認する。	目視により確認する。	又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
(略)	(略)	(略)	

軌条、軌道、水路及び滑走部と支持部材及び支柱との取付けの状況	支持部材の取付け部の緩みの状況	去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。
テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
(略)	(略)	

軌条、軌道、水路及び滑走部と支持部材及び支柱との取付けの状況	支持部材の取付け部の緩みの状況	去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。
テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
(略)	(略)	

三 駆 装 及 伝 装 動 置 動 置					
(一)					(二)
電動機及び制動機					軸継手
電動機 の取付 けの状 況	電動機 の作動 の状況	(略)	軸継手 の取付 けの状 況		
テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ーカーの位置 の確認その 他ナットの 緩みを確認 できる方法 により確認 する。	目視等、触 診及び聴診 により確認 する。		目視等及び 聴診により 確認すると ともに、作 動の状況を 確認する。		
(略)			(略)		

三 駆 装 置 及 伝 動 装 置					
(一)			(二)		
電動機及び制動機			軸継手		
電動機	の取付	況	(略)	軸継手の取付	況
テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マーカーの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	目視、触診及び聴診により確認する。	(略)		目視及び聴診により確認するとともに、作動の状況を確認する。	
(略)	(略)	(略)			

軸継手の結合の状況	油及び粉体の量及び劣化の状況	ローラーチェーン、ゴム等の継手の媒体の摩耗、変形及び劣化の状況	クラッチの作動の状況
目視等及び聴診により確認するとともに、作動の状況を確認する。	目視等及び触診により確認する。	運転状態において目視等により確認し、異常が認められた場合には分解して確認する。	運転状態において目視等により確認し、滑り等がある場合
(略)	(略)	(略)	(略)

軸継手の結合の状況	油及び粉体の量及び劣化の状況	ローラーチェーン、ゴム等の継手の媒体の摩耗、変形及び劣化の状況	クラッチの作動の状況
目視及び聴診により確認するとともに、作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。	運転状態において目視等により確認し、異常が認められた場合には分解して確認する。	運転状態において目視等により確認し、滑り等がある場合
(略)	(略)	(略)	(略)

		(三)
		減速機
開放型 減速機 の歯車	減速機の取付状況	減速機
片当たり及び偏摩耗を目視等、触	確認する方法により確認する。	合にあっては摩擦板の摩耗、表面の傷及び破損の状況を目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)
		(三)
		減速機
開放型 減速機 の歯車	減速機の取付状況	減速機
片当たり及び偏摩耗を目視、触診	確認する方法により確認する。	にあっては摩擦板の摩耗、表面の傷及び破損の状況を目視により確認する。
(略)	(略)	(略)

減速機 の作動 の状況	密閉型 減速機 の潤滑 油の量 及び劣 化の状 況	減速機 の軸受 部の給 油の状 況及び 軸受の 破損の 状況	の歯面 の摩耗 の状況
運転状態に おいて目視 等、触診及	油量を油面 計等により 確認すると ともに、油 を少量抜き 取り、目視 等及び触診 により確認 する。	運転状態に おいて目視 等、触診及 び聴診によ り確認する 。	診及び聴診 により確認 するととも に、歯の厚 さを測定す る。
(略)	(略)	(略)	

減速機 の作動 の状況	密閉型 減速機 の潤滑 油の量 及び劣 化の状 況	減速機 の軸受 部の給 油の状 況及び 軸受の 破損の 状況	の歯面 の摩耗 の状況
運転状態に おいて目視 等、触診及	油量を油面 計等により 確認すると ともに、油 を少量抜き 取り、目視 等及び触診 により確認 する。	運転状態に おいて目視 等、触診及 び聴診によ り確認する 。	及び聴診に より確認す るとともに 、歯の厚さ を測定する 。
(略)	(略)	(略)	

			(四)
			伝動装置
ローラ ーチェ ーン及 びVベ ルトの 設置及 び摩耗	目視等及び 運転状態に おいて聴診 により確認 する。	取付部及び 給油の状況 を目視等に より確認す るとともに 、テストハ ンマーによ る打検又は 目視等によ る緩み確認 マークの位 置の確認そ の他ナットの 緩みを確 認できる方 法により確 認する。	伝動装 置の取 付け及 び給油 の状況
(略)	(略)	。聴診によ り確認する	
			(四)
			伝動装置
ローラ ーチェ ーン及 びVベ ルトの 設置及 び摩耗	目視及び運 転状態にお いて聴診に より確認す る。	取付部及び 給油の状況 を目視によ り確認する とともに、 テストハン マーによる 打検又は目 視による緩 み確認マー クの位置の 確認その他 ナットの緩 みを確認で きる方法に より確認す る。	伝動装 置の取 付け及 び給油 の状況
(略)	(略)	聴診により 確認する。	

			(五)	
			軸及び軸 受装置	
損傷の 化及び 置の劣 軸受装 軸及び	軸受装 置の給 油の状 況	軸受装 置の給 油の状 況	軸受装 置の取 付け 並びに 劣化及 び損傷 の状況	の状況
り確認する	び聴診によ	等、触診及	おいて目視 運転状態に	損傷等を目 視等により 確認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打 検又は目視 等による緩 み確認マー クの位置の 確認その他 ナットの緩 みを確認で きる方法に より確認す る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(五)	
			軸及び軸 受装置	
損傷の 化及び 置の劣 軸受装 軸及び	軸受装 置の給 油の状 況	軸受装 置の給 油の状 況	軸受装 置の取 付け 並びに 劣化及 び損傷 の状況	の状況
り確認する	び聴診によ	等、触診及	おいて目視 運転状態に	損傷等を目 視等により 確認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打 検又は目視 等による緩 み確認マー クの位置の 確認その他 ナットの緩 みを確認で きる方法に より確認す る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

				(六)	
				駆動用歯車装置	
歯面の歯の	歯車の片当たり及び偏摩耗を	駆動用歯車装置の劣化及び損傷の状況	駆動用歯車装置の設置状況	駆動用歯車装置の目視等及び触診により確認する方法による確認。	状況
		。目視等により確認する。	軸及び歯車を目視等及び触診により確認する。とともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	軸及び歯車を目視等及び触診により確認する。とともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

				(六)	
				駆動用歯車装置	
歯面の歯の	歯車の片当たり及び偏摩耗を	駆動用歯車装置の劣化及び損傷の状況	駆動用歯車装置の設置状況	駆動用歯車装置の目視等及び触診により確認する方法による確認。	状況
		確認する。	軸及び歯車を目視等及び触診により確認する。とともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	軸及び歯車を目視等及び触診により確認する。とともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(七)			
駆動車輪装置			
車輪の取付け及び給油の状況	歯車の劣化及び損傷の状況	歯車の給油の状況	摩耗の状況
運転状態において心ずれを目視等により確認するとともに、軸受部の給油状況を聴診により確認する。	目視等により確認する。	運転状態において目視等、聴診及び聴診により確認する。	目視等、聴診及び聴診により確認するとともに、歯の厚さを測定する。
(略)	(略)	(略)	

(七)			
駆動車輪装置			
車輪の取付け及び給油の状況	歯車の劣化及び損傷の状況	歯車の給油の状況	摩耗の状況
運転状態において心ずれを目視等により確認するとともに、軸受部の給油状況を聴診により確認する。	目視により確認する。	運転状態において目視、聴診及び聴診により確認する。	目視、聴診及び聴診により確認するとともに、歯の厚さを測定する。
(略)	(略)	(略)	

軸受の劣化及び損傷の状況	（略）	車輪表面の劣化及び損傷の状況	溝付きタイヤの溝深さの状況	空気入りタイヤの空気圧の状況
。運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	（略）	。目視等により確認する。	。目視等により確認し、又は溝深さを測定する。	。運転状態で目視等及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

軸受の劣化及び損傷の状況	（略）	車輪表面の劣化及び損傷の状況	溝付きタイヤの溝深さの状況	空気入りタイヤの空気圧の状況
。運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	（略）	。目視により確認する。	。目視により確認し、又は溝深さを測定する。	。運転状態で目視及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定す
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

四 巻 上 装 置																			
(一)																			
チエーンコンベア巻上装置																			
巻上チエーン用																			
巻上用チエーン軸、リン	目視等により確認し、異常が認められた場合	油の状況	びに給	損傷並	化及び	ンの劣	チエーン	巻上用チエーン	車軸の劣化及び損傷の状況	車輪の取付金具及び取付ボルトの劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。								
(略)																			

四 巻 上 装 置																			
(一)																			
チエーンコンベア巻上装置																			
巻上チエーン用																			
巻上用チエーン軸、リン	目視により確認し、異常が認められた場合に	油の状況	びに給	損傷並	化及び	ンの劣	チエーン	巻上用チエーン	車軸の劣化及び損傷の状況	車輪の取付金具及び取付ボルトの劣化及び損傷の状況	目視により確認する。								
(略)																			

軸 及 び 軸 受 装 置									
ク 孔 及	び リン	ク 板 の	摩 耗 の	状 況	(略)				
にあつては	、二リンク	以上抜き取り、	摩耗量を測定する。	また、目視等により異常が確認されない場合は、一年以内に行った測定の結果により確認する。	損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他	ス プ ロ	ケ ット	軸 受 装	置 の 取
					(略)				

軸 及 び 軸 受 装 置									
ク 孔 及	び リン	ク 板 の	摩 耗 の	状 況	(略)				
あつては、	二リンク以上抜き取り、	摩耗量を測定する。	また、目視等により異常が確認されない場合は、一年以内に行った測定の結果により確認する。	損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナツ	ス プ ロ	ケ ット	軸 受 装	置 の 取	付 部 の
					(略)				

チエ ガン																			
チェー ンガイ ドの取 付け及 び変形					軸受装 ケット スプロ 軸及び ケット スプロ					置の給 油の状 況									
目視等により確認する。					。確認する び聴診に 等、触診 において 運転状態					。確認する 目視等により確認する					ナットの緩みを確認できる方法により確認する。				
(略)					(略)					(略)									

チエ ィン ガン																					
チェー ンガイ ドの取 付け及 び変形					状況	損傷の	化及び	置の劣	軸受装	ケット	スプロ	軸及び	ケット	スプロ	状況	油の状	置の給	軸受装	ケット	スプロ	
目視により 確認する。										確認する。	聴診により	、触診及び	において目視	運転状態に				確認する。	目視により		トの緩みを 確認できる 方法により 確認する。
(略)					(略)										(略)						

駆動用部品及びロッドラ			況
駆動用 プーリ	及びラ 腐食 のき裂	グの摩 耗の状 況	況
取付部を目視等により確認する。	目視等により確認する。		
(略)	(略)		

駆動用部品及びロッドラ			況
駆動用 プーリ	及びラ 腐食 のき裂	グの摩 耗の状 況	況
取付部を目視等により確認する。	目視等により確認する。		
(略)	(略)		

(三)		
ワイヤロープ巻上装置		
主 索		
乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	(略)	置の劣化及び損傷の状況
	(略)	

(三)		
ワイヤロープ巻上装置		
主 索		
乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	(略)	置の劣化及び損傷の状況
	(略)	

	錆及び 錆びた 摩耗粉 の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を肉眼等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に肉眼等により確認する。	認する。
		(略)	

	錆及び 錆びた 摩耗粉 の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を肉眼等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に肉眼等により確認する。	る。
		(略)	

主 索 及 び 取 付 部 止 め 金				主 索 の 張 り		
主索の 端部に おける 止め金 具の取 付けの 状況	止め金 具の取 付けの 状況	目視等又は 触診により 確認する。	目視等及び 触診により 確認する。	張りの 状況	損傷及 び変形 の状況	全長を目視 等により確 認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

主 索 及 び 取 付 部 止 め 金				主 索 の 張 り		
主索の 端部に おける 止め金 具の取 付けの 状況	止め金 具の取 付けの 状況	目視、触診 等により確 認する。	目視及び触 診により確 認する。	張りの 状況	損傷及 び変形 の状況	全長を目視 等により確 認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

網 車			具 あ る も の に 限 る 。				
網車の 軸受の 劣化及 び損傷	網車の 劣化及 び損傷 の状況	網車の 配列の 状況	目視等 による 確認す る。	目視等 による 確認す る。	目視等 による 確認す る。	目視等 による 確認す る。	状況
運転状態に おいて目視 、触診及 び聴診によ	網車のき裂 及び摩耗を 目視等によ り確認する とともに運 転時に滑り の有無を確 認する。	目視等によ り確認する 。					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

網 車			具 あ る も の に 限 る 。				
網車の 軸受の 劣化及 び損傷	網車の 劣化及 び損傷 の状況	網車の 配列の 状況	目視等 による 確認す る。	目視等 による 確認す る。	目視等 による 確認す る。	目視等 による 確認す る。	状況
運転状態に おいて目視 、触診及 び聴診によ	網車のき裂 及び摩耗を 目視等によ り確認する とともに運 転時に滑り の有無を確 認する。	目視等によ り確認する 。					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(四)				
緊張装置				
	ド ガ プ ロ			
緊張装置の劣化及び損傷の状況	ロープの状況	駆動ドラムの劣化及び損傷の状況		
目視等により確認する。	目視等及び触診により確認するとともに、滑車の索に面する部分の端部との距離を測定する。	目視等により確認する。	み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
(略)	(略)	(略)		

(四)				
緊張装置				
	ド ガ プ ロ			
緊張装置の劣化及び損傷の状況	ロープの状況	駆動ドラムの劣化及び損傷の状況		
目視により確認する。	目視及び触診により確認するとともに、滑車の索に面する部分の端部との距離を測定する。	目視により確認する。	認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
(略)	(略)	(略)		

(五)					
り 釣合おも					
況 枠の状	釣合おもりの	緊張装置の機能の状況	緊張装置の取付けの状況		
確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視等及び触診で確認する。	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。		
(略)		(略)	(略)		

(五)					
り 釣合おも					
況 枠の状	釣合おもりの	緊張装置の機能の状況	緊張装置の取付けの状況		
確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診で確認する。	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。		
(略)		(略)	(略)		

五 安全 装置							
(一)							
非常止め 装置							
非常止 め装置 の取付	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	(略)	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	(略)
目視等により 確認する	目視等により 確認する		目視等により 確認する	目視等により 確認する	目視等により 確認する	目視等、聴 診及び触診 により確認 する。	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

五 安全 装置							
(一)							
非常止め 装置							
非常止 め装置 の取付	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	(略)	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	非常止 め装置 の劣化 及び損 傷の状 況	(略)
目視等により 確認する	目視等により 確認する		目視等により 確認する	目視等により 確認する	目視等により 確認する	目視、聴 診及び触診 により確認 する。	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(二)						
緩衝装置						
状況	緩衝装置の取り付け	(略)	キャッチと過速スイッチの整合性の状況	(略)	けの状況	
とともに、テ	取付部を目視等により確認するとともに、テ		目視等により作動の順位を確認する。		ともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩衝マークの位置の確認その他の確認方法により確認する。	
(略)			(略)			

(二)						
緩衝装置						
状況	緩衝装置の取り付け状況	(略)	キャッチと過速スイッチの整合性の状況	(略)	けの状況	
もに、テスト	取付部を目視により確認するとともに、テスト		目視により作動の順位を確認する。		もに、テストハンマーによる打検又は目視による緩衝マークの位置の確認その他ナツトの緩みを確認できる方法により確認する。	
(略)			(略)			

(三)						
乗物逆行防止装置						
乗物側	乗物逆行防止装置の	乗物逆行防止装置の	緩衝装置の腐食の状況	油量（油入式に限る。）	(略)	ストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
	損傷等を目視等により確認するとともに、テ		目視等により確認する。	目視等により確認する。		
(略)		(略)		(略)		
(三)						
乗物逆行防止装置						
乗物側	乗物逆行防止装置の	乗物逆行防止装置の	緩衝装置の腐食の状況	油量（油入式に限る。）	(略)	トハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
	損傷等を目視等により確認するとともに、テ		目視等により確認する。	目視等により確認する。		
(略)		(略)		(略)		

乗物逆 行防止 装置の 固定側 の取付 並びに 劣化及 び損傷 の状況	の取付 並びに 劣化及 び損傷 の状況
損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	ストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
(略)	

乗物逆 行防止 装置の 固定側 の取付 並びに 劣化及 び損傷 の状況	の取付 並びに 劣化及 び損傷 の状況
損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	トハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
(略)	

(五)		(四)		
制動装置		乗物急激 降下防止 装置		
制動装 置の取 付けの 状況	(略)	乗物急 激降下 防止装 置の取 付け並 びに劣 化及び 損傷の 状況		(略)
	取付部を目 視等により 確認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打 検又は目視	損傷等を目 視等により 確認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打 検又は目視 等による緩 み確認マー クの位置の 確認その他 ナットの緩 みを確認で きる方法に より確認す る。		
	(略)	(略)		

(五)		(四)		
制動装置		乗物急激 降下防止 装置		
制動装 置の取 付けの 状況	(略)	乗物急 激降下 防止装 置の取 付け並 びに劣 化及び 損傷の 状況		(略)
	取付部を目 視等により 確認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打 検又は目視	損傷等を目 視等により 確認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打 検又は目視 等による打 検又は目視 による緩み 確認マーク の位置の確 認その他ナ ットの緩み を確認でき る方法によ り確認する。		
	(略)	(略)		

ブレーキ ライニング の取付	表面の傷を 目視等によ り確認する とともに、	(略)	制動装 置本体 、ブレ ーキ イン グ及び 乗物の 制動板 の劣化 及び損 傷の状 況	目視等によ り確認する	等による緩 み確認マー クの位置の 確認その他 ナットの緩 みを確認で きる方法に より確認す る。
			(略)	(略)	

ブレーキ ライニング の取付	表面の傷を 目視により 確認すると ともに、テ	(略)	制動装 置本体 、ブレ ーキ イン グ及び 乗物の 制動板 の劣化 及び損 傷の状 況	目視により 確認する。	よる緩み確 認マークの 位置の確認 その他ナッ トの緩みを 確認できる 方法により 確認する。
			(略)	(略)	

(略)	けの状 況及び 表面の 傷の状 況
	テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他ナットの 緩みを確認 できる方法 により確認 する。
制動用 ばねの 取付の 状況及 び緩み 止めの 状況	目視等によ り確認する とともに、 テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他ナットの 緩みを確認 できる方法 により確認 する。
(略)	

(略)	けの状 況及び 表面の 傷の状 況
	ストハンマ ーによる打 検又は目視 等による緩 み確認マ ークの位置 の確認その 他ナット の緩みを 確認でき る方法に より確認 する。
制動用 ばねの 取付の 状況及 び緩み 止めの 状況	目視により 確認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打 検又は目視 等による緩 み確認マ ークの位置 の確認その 他ナット の緩みを 確認でき る方法に より確認 する。
(略)	

空圧シ	リンク装置の取付け状況及び給油の状況	(略)	制動装置のセンサーの取付け状況	目視等及び触診により確認する。	する。
目視等による	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)				

空圧シ	リンク装置の取付け状況及び給油の状況	(略)	制動装置のセンサーの取付け状況	目視及び触診により確認する。	。
目視により	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)				

(七)		(六)			
水位検出装置		追突防止装置			
水位検出装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	(略)	(略)	追突防止装置のセンサーの取付けの状況	(略)	リンダーその他のアクチュエーターの取付けの状況
目視等により確認する。	(略)	(略)	目視等及び触診により確認する。	(略)	り確認する。
(略)			(略)		

(七)		(六)			
水位検出装置		追突防止装置			
水位検出装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	(略)	(略)	追突防止装置のセンサーの取付けの状況	(略)	リンダーその他のアクチュエーターの取付けの状況
目視により確認する。	(略)	(略)	目視及び触診により確認する。	(略)	確認する。
(略)			(略)		

六乗物 関係				
(一)				
乗物				
座席、手すり等		構造部材	外装及び床	
乗物の座席、手すり、握り棒、全棒等の取付け並びに劣化及び損傷の状況	乗物の構造部材及び接合部の劣化及び損傷の状況	乗物の外装及び劣化及び損傷の状況	乗物の外装及び劣化及び損傷の状況	況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	

六乗物 関係				
(一)				
乗物				
座席、手すり等		構造部材	外装及び床	
乗物の座席、手すり、握り棒、全棒等の取付け並びに劣化及び損傷の状況	乗物の構造部材及び接合部の劣化及び損傷の状況	乗物の外装及び劣化及び損傷の状況	乗物の外装及び劣化及び損傷の状況	況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	

客席部 分を吊 るワイ ヤロー プの素	(略)	客席部 分を吊 る丸鋼 、リン クチェ ーン等 の劣化 の状況	(略)	客席部 分を吊 る丸鋼 、リン クチェ ーン等 の取付 けの状 況	打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他ナットの 緩みを確認 できる方法 により確認 する。
乗降位置か ら加速終了 位置又は減 速開始位置 から乗降位	(略)	目視等によ り確認する。	(略)		

客席部 分を吊 るワイ ヤロー プの素	(略)	客席部 分を吊 る丸鋼 、リン クチェ ーン等 の劣化 の状況	(略)	客席部 分を吊 る丸鋼 、リン クチェ ーン等 の取付 けの状 況	打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他ナットの 緩みを確認 できる方法 により確認 する。
乗降位置か ら加速終了 位置又は減 速開始位置 から乗降位	(略)	目視により 確認する。	(略)		

客席部分を吊るワイヤロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に	線の切れの状況	置の間に客席部分がある場合にワイヤロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。
(略)			

客席部分を吊るワイヤロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見	線の切れの状況	置の間に客席部分がある場合にワイヤロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。
(略)			

客席部分を吊るワイヤロープ端部の止め金具及びその取付部の損傷の状況	網車の配列の状況	ワイヤロープの張りの状況
客席部分を目視により確認する。	網車の配列を目視により確認する。	ワイヤロープの張り、ワイヤロープの末端部のスプリングの高さを目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)

客席部分を吊るワイヤロープ端部の止め金具及びその取付部の損傷の状況	網車の配列の状況	ワイヤロープの張りの状況
客席部分を目視により確認する。	網車の配列を目視により確認する。	ワイヤロープの張り、ワイヤロープの末端部のスプリングの高さを目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)

網車の劣化及び損傷の状況	網車の軸受の劣化及び損傷並びに給油の状況	網車の取付けの状況
網車のき裂及び摩耗を目視等により確認するとともに運転時に滑りの有無を確認する。	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩
(略)	(略)	(略)

網車の劣化及び損傷の状況	網車の軸受の劣化及び損傷並びに給油の状況	網車の取付けの状況
網車のき裂及び摩耗を目視等により確認するとともに運転時に滑りの有無を確認する。	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを
(略)	(略)	(略)

(三)	
走行台	
車台	
走行台 車枠の 劣化及 び損傷 の状況	目視等により確認し、異常が認められた場合には、探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷又は浸透液探傷のいずれか適した方法による。以下同じ。）により確認する。また、目視等により異常が認められない場合には、分解検査等において実施した探傷試験の結果
(略)	確認できる方法により確認する。
(三)	
走行台	
車台	
走行台 車枠の 劣化及 び損傷 の状況	目視により確認し、異常が認められた場合には、探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷又は浸透液探傷のいずれか適した方法による。以下同じ。）により確認する。また、目視等により異常が認められない場合には、分解検査等において実施した探傷試験の結果
(略)	確認できる方法により確認する。

軸 端 先 車 台		
走行台 車先端 軸のき 裂の状 況	(略)	結果（人力 で走行する ものは五年 以内、それ 以外で定常 走行速度が 毎時四十キ ロメートル 以下のもの は三年以内 、それら以 外のものは 一年以内に 行ったもの により確認 する。
目視等によ り確認し、 異常が認め られた場合 にあつては 、探傷試験 により確認 する。また 、目視等に より異常が	(略)	

軸 端 先 車 台		
走行台 車先端 軸のき 裂の状 況	(略)	(人力で走 行するもの は五年以内 、それ以外 で定常走行 速度が毎時 四十キロメ ートル以下 のものは三 年以内、そ れら以外の ものは一年 以内に行っ たもの)に より確認す る。
目視により 確認し、異 常が認めら れた場合に あつては、 探傷試験に より確認す る。また、 目視により 異常が認め	(略)	

軸 心 中 車 台			
軸のき	走行台車中心	(略)	
目視等により確認し、異常が認め	(略)		認められない場合には、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル以下のものは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。

軸 心 中 車 台			
軸 の き	走 行 台 車 中 心	(略)	
目視により 確認し、異 常が認めら			られない場 合にあつて は、分解検 査等におい て実施した 探傷試験の 結果（人力 で走行する ものは五年 以内、それ 以外で定常 走行速度が 毎時四十キ ロメートル 以下のもの は三年以内 、それら以 外のものは 一年以内に 行ったもの ）により確 認する。
	(略)		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

				(四)
				車輪装置
				車輪
車輪の 回転及 び軸受 の給油 の状況	車輪（ 溝付き タイヤ を除く 。）の 摩耗並 びに劣 化及び 損傷の 状況	溝付き タイヤ の溝深 さの状 況	空気入 りタイ ヤの空 気圧の	
目視等、触 診及び聴診 により確認 する。	目視等によ り確認する とともに、 車輪（溝付 きタイヤを 除く。）の 径を測定す る。	目視等によ り確認し、 又は溝深さ を測定する 。	運転状態で 目視等及び 聴診により 確認すると	。
				(略)
				(四)
				車輪装置
				車輪
車輪の 回転及 び軸受 の給油 の状況	車輪（ 溝付き タイヤ を除く 。）の 摩耗並 びに劣 化及び 損傷の 状況	溝付き タイヤ の溝深 さの状 況	空気入 りタイ ヤの空 気圧の	
目視、触診 及び聴診に より確認す る。	目視により 確認すると ともに、車 輪（溝付き タイヤを除 く。）の径 を測定する 。	目視により 確認し、又 は溝深さを 測定する。	運転状態で 目視及び聴 診により確 認すると	
				(略)

、軸輪主（軸輪車			
の 状 況	車輪軸 のき裂	車輪の 取付け の状況	状況
目視等によ り確認し、 異常が認め られた場合 にあっては 、探傷試験	(略)	取付部を目 視等により 確認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打 検又は目視 等による緩 み確認マー クの位置の 確認その他 ナットの緩 みを確認で きる方法に より確認す る。	ともに、空 気圧を測定 する。
	(略)	(略)	

、軸輪主（軸輪車			
の 状 況	車輪軸 のき裂	車輪の 取付け の状況	状況
目視により 確認し、異 常が認めら れた場合に あっては、 探傷試験に	(略)	取付部を目 視により確 認すると ともに、テ ストハンマ ーによる打 検又は目視 による緩み 確認マーク の位置の確 認その他ナ ットの緩み を確認でき る方法によ り確認す る。	もに、空 気圧を測定 する。
	(略)	(略)	

車	側輪軸及び受輪軸
車輪取	
目視等による	により確認する。また、目視等により異常が確認されない場合は、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル以下のもは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。
(略)	

車	側輪軸及び受輪軸
車輪取	
目視により	により確認する。また、目視により異常が確認されない場合は、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル以下のもは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。
(略)	

(五)	
乗物引上げ金具	
引上げ金具の取付け状況	
テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認	おいて実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル以下のもは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。
(略)	
(五)	
乗物引上げ金具	
引上げ金具の取付け状況	
テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認	て実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル以下のもは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。
(略)	

(六)				
器 車 両 結 連 結				
車 両 連 結 器 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況		(略)	(略)	できる方法 により確認 する。
取 付 部 を 目 視 等 に よ り 確 認 す る。				
車 両 連 結 器 の 取 付 の 状 況		(略)	(略)	できる方法 により確認 する。
取 付 部 を 目 視 等 に よ り 確 認 す る。				
(六)				
器 車 両 結 連 結				
車 両 連 結 器 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況		(略)	(略)	できる方法 により確認 する。
取 付 部 を 目 視 等 に よ り 確 認 す る。				
車 両 連 結 器 の 取 付 の 状 況		(略)	(略)	できる方法 により確認 する。
取 付 部 を 目 視 等 に よ り 確 認 す る。				

七 ガイ ドシ ユ 等				
(一)		(二)		
ガイドシ ユ等 (ガイドロ ーラーを 除く。)		ガイドロ ーラー		
取付け の状況		ガイド ローラ ーの取 付け及 び給油 の状況		
テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他ナットの 緩みを確認 できる方法 により確認 する。		目視等、聴 診及び触診 により確認 する。		る。
(略)		(略)		

七 ガイ ドシ ユ 等				
(一)		(二)		
ガイドシ ユ等 (ガイドロ ーラーを 除く。)		ガイドロ ーラー		
取付け の状況		ガイド ローラ ーの取 付け及 び給油 の状況		
テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他ナットの 緩みを確認 できる方法 により確認 する。		目視等、聴 診及び触診 により確認 する。		
(略)		(略)		

軸受の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)	ガイドローラの表面の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	溝付きタイヤの溝深さの状況	空気入りタイヤの空気圧の確認
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

軸受の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)	ガイドローラの表面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	溝付きタイヤの溝深さの状況	空気入りタイヤの空気圧の確認
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(三)				
ガイド レール 及び ラケット				
取付け の状況	車軸の 劣化及 び損傷 の状況	付ボルトの劣 化及び 損傷の 状況	ガイド ローラ の取 付金具 及び取 付け	状況
テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他のナットの 緩みを確認	目視等によ り確認する 。		目視等によ り確認する 。	ともに、空 気圧を測定 する。
(略)	(略)		(略)	

(三)				
ガイド レール 及び ラケット				
取付け の状況	車軸の 劣化及 び損傷 の状況	付ボルトの劣 化及び 損傷の 状況	ガイド ローラ の取 付金具 及び取 付け	状況
テストハン マーによる 打検又は目 視等による 緩み確認マ ークの位置 の確認その 他のナットの 緩みを確認	目視により 確認する 。		目視により 確認する 。	もに、空気 圧を測定す る。
(略)	(略)		(略)	

(五)		(四)		
ガイドロ ープ		ガイドシ ュー等と ガイドレ ールの接 合部		
素線切 れの状 況	(略)	ガイド シユー 等とガ イドレ ールの 接合部 の状況	劣化の 状況	できる方法 により確認 する。
		ガイドシ ュー等がガ イドロ ープを 移動する範 囲内で傷の ある箇所等 を目視等に より確認し 、最も摩損	目視等によ り確認する。	
		(略)	(略)	

(五)		(四)		
ガイドロ ープ		ガイドシ ュー等と ガイドレ ールの接 合部		
素線切 れの状 況	(略)	ガイド シユー 等とガ イドレ ールの 接合部 の状況	劣化の 状況	きる方法に より確認す る。
		ガイドシ ュー等がガ イドロ ープを 移動する範 囲内で傷の ある箇所等 を目視によ り確認し、 最も摩損の	目視により 確認する。	
		(略)	(略)	

	錆及び 錆びた 摩耗粉 の状況
の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、
(略)	(略)

	錆及び 錆びた 摩耗粉 の状況
進んだ部分については重点的に目視により確認する。	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当
(略)	(略)

止め金 具の取 付けの 状況		張りの 状況	損傷及 び変形 の状況	
目視等及び 触診により 確認する。	ロ・ハ (略)	次に掲げる 方法のい れかによる 。イ ガイド ロープ端 末部のス プリング の高さを 目視等に より確認 する。	全長を目視 等により確 認する。	当該箇所を 重点的に目 視等により 確認する。
(略)		(略)	(略)	

止め金 具の取 付けの 状況		張りの 状況	損傷及 び変形 の状況	
目視及び触 診により確 認する。	ロ・ハ (略)	次に掲げる 方法のい れかによる 。イ ガイド ロープ端 末部のス プリング の高さを 目視によ り確認す る。	全長を目視 により確認 する。	当該箇所を重 点的に目視 により確認 する。
(略)		(略)	(略)	

八 油 圧 装 置 、 空 装 置 及 圧 装 置 び 揚 水 装 置								
		(一)						
		油 圧 装 置						
安 全 弁	油 圧 装 置	パ ン プ	ワ ー ク	ユ ニ ッ ト	ニ ッ ト	の 取 付	け 及 び	作 動 の 状 況
安 全 弁 の 状 況	油 圧 パ ン プ の 状 況	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

八 油 圧 装 置 、 空 装 置 及 圧 装 置 び 揚 水 装 置								
		(一)						
		油 圧 装 置						
安 全 弁	油 圧 装 置	パ ン プ	ワ ー ク	ユ ニ ッ ト	ニ ッ ト	の 取 付	け 及 び	作 動 の 状 況
安 全 弁 の 状 況	油 圧 パ ン プ の 状 況	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。	目 視 等、 触 診 及 び 聴 診 により 確 認 する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

クンタ油	弁御制		計力圧		
量の及び劣化の作動油	の状況の作動	の制御弁の取付けの状況	の破損及び作動の状況	（略）	
、油の状況ととも	油量を油面計で確認する。油の状況ととも	油漏れを目視等により確認する。同時に、作動の状況を確認する。	目視等により確認する。		るとともに、作動の状況を確認する。
（略）	（略）	（略）	（略）		

クンタ油	弁御制		計力圧		
量の及び劣化の作動油	の状況の作動	の制御弁の取付けの状況	の破損及び作動の状況	（略）	
、油の状況ととも	油量を油面計で確認する。油の状況ととも	油漏れを目視等により確認する。同時に、作動の状況を確認する。	目視等により確認する。		るとともに、作動の状況を確認する。
（略）	（略）	（略）	（略）		

(二)				
装置 空圧				
プ ン コ		等 温 油		
の レ 取	コン プ	冷却水 の配管 の設置 状況	油温	況 油圧タ の劣化及 び損傷 の状況
診及び聴診 により確認	目視等、触 診及び聴診	目視等により 確認する。	油温を制御 する装置の 設定値を目 視等で確認 するととも に、作動の 状況を確認 する。	を目視等及 び触診によ り確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(二)				
装置 空圧				
プ ン コ		等 温 油		
の レ 取	コン プ	冷却水 の配管 の設置 状況	油温	況 油圧タ の劣化及 び損傷 の状況
より確認す	目視、触診 及び聴診に	目視により 確認する。	油温を制御 する装置の 設定値を目 視等で確認 するととも に、作動の 状況を確認 する。	を目視及び 触診により 確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

制	計 力 圧		弁 全 安	レ ッ サ	
制御弁	況 動 及 の 圧 の 状 び 損 力 計	(略)	の 機 安 状 能 弁	状 劣 量 滑 レ コ 況 化 の 油 の ッ プ	の び 付 状 作 け 況 動 及
目視等及び	。 目視等により確認する		る。 況を確認する、作動の状況とともに、等で確認する。 安全弁の設置値を目視	。 目視等により確認する	する。
(略)	(略)		(略)	(略)	

制	計 力 圧		弁 全 安	レ ッ サ	
制御弁	況 動 及 の 圧 の 状 び 損 力 計	(略)	の 機 安 状 能 弁	状 劣 量 滑 レ コ 況 化 の 油 の ッ プ	の び 付 状 作 け 況 動 及
目視及び触	確認する。 目視により		。 を確認する作動の状況とともに、で確認する 安全弁の設置値を目視	確認する。 目視により	る。
(略)	(略)		(略)	(略)	

(三)						
揚水装置						
弁	(略)	揚水ポンプ		エアタンク	御弁	
弁類の		グラブドパッキンの摩耗状況	(略)	エアタンクの劣化及び損傷の状況	制御弁の作動の状況	の取付の状況
目視等によ		目視等により確認する。		目視等により確認する。	空気漏れを目視等により確認する	触診により確認する。
(略)		(略)		(略)	(略)	

(三)						
揚水装置						
弁	(略)	揚水ポンプ		エアタンク	御弁	
弁類の		グラブドパッキンの摩耗状況	(略)	エアタンクの劣化及び損傷の状況	制御弁の作動の状況	の取付の状況
目視により		目視により確認する。		目視により確認する。	空気漏れを目視により確認するとともに、作動の状況を確認する。	診により確認する。
(略)		(略)		(略)	(略)	

(四)						
アクチュエーター						
		圧力計		集毛器	類	
アクチュエーターの取付け状況	アクチュエーターの取付け状況	圧力計の破損及び作動の状況	(略)	集毛器の損傷状況	取付け及び破損の状況	
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。		目視等により確認する。	とり確認するとともに、作動の状況を確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)		

(四)						
アクチュエーター						
		圧力計		集毛器	類	
アクチュエーターの取付け状況	アクチュエーターの取付け状況	圧力計の破損及び作動の状況	(略)	集毛器の損傷状況	取付け及び破損の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。		目視により確認する。	確認するとともに、作動の状況を確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)		

(六)					(五)				
配管及び耐震対策					離脱防止装置				
配管の劣化及び損傷	配管の状況	油、空気、水の漏れ	配管の状況	配管の固定の状況	配管の劣化及び損傷	配管の状況	油、空気、水の漏れ	配管の状況	配管の固定の状況
目視等により確認する。	目視等、触診及び聴診により確認する。	目視等、触診及び聴診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(六)					(五)				
配管及び耐震対策					離脱防止装置				
配管の劣化及び損傷	配管の状況	油、空気、水の漏れ	配管の状況	配管の固定の状況	配管の劣化及び損傷	配管の状況	油、空気、水の漏れ	配管の状況	配管の固定の状況
目視により確認する。	目視、触診及び聴診により確認する。	目視、触診及び聴診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

九 電 気 設 備						
(一)				(七)		
受電盤、制御盤及び操作盤				油圧ゴムホース		
盤の取付け並びに劣化及び損傷の状況	盤内環境の状況	受電盤の設置位置の状況	油圧ゴムホースの劣化及び損傷の状況	配管の耐震措置の状況	目視等及び触診により確認する。	の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等及び触診により確認する。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

九 電 気 設 備						
(一)				(七)		
受電盤、制御盤及び操作盤				油圧ゴムホース		
盤の取付け並びに劣化及び損傷の状況	盤内環境の状況	受電盤の設置位置の状況	油圧ゴムホースの劣化及び損傷の状況	配管の耐震措置の状況	目視等及び触診により確認する。	の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(三)			(二)					
配電線及び配管			電圧計、電流計及び表示灯					
(略)	電線の劣化及び損傷の状況	盤内の計器及び表示灯の破損の状況	(略)	盤内の計器及び表示灯の動作の状況	盤内の計器及び表示灯の破損の状況	(略)	盤内の各機器の取付けの状況	盤内の各機器の取付けの状況
	目視等により確認する。	目視等により確認する。		目視等により確認する。	目視等により確認する。		目視等により確認する。	目視等により確認する。
	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)

(三)			(二)					
配電線及び配管			電圧計、電流計及び表示灯					
(略)	電線の劣化及び損傷の状況	盤内の計器及び表示灯の破損の状況	(略)	盤内の計器及び表示灯の動作の状況	盤内の計器及び表示灯の破損の状況	(略)	盤内の各機器の取付けの状況	盤内の各機器の取付けの状況
	目視により確認する。	目視により確認する。		目視により確認する。	目視により確認する。		目視により確認する。	目視により確認する。
	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)

(五)					(四)				
照明電飾					避雷設備				
照明電 飾器具 の取付 の状況	(略)	変圧器 の取付 の状況	照明器具 の取付 及び破損 の状況	照明器具 の取付 及び破損 の状況	(略)	突針、 支持金 物、引 下げ導 線の 取付け の状況	突針、 支持金 物、引 下げ導 線の 取付け の状況	突針、 支持金 物、引 下げ導 線の 取付け の状況	突針、 支持金 物、引 下げ導 線の 取付け の状況
		目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。		目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。	目視等により 確認する。
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(五)					(四)				
照明電飾					避雷設備				
照明電 飾器具 の取付 の状況	(略)	変圧器 の取付 の状況	照明器具 の取付 及び破損 の状況	照明器具 の取付 及び破損 の状況	(略)	突針、 支持金 物、引 下げ導 線の 取付け の状況	突針、 支持金 物、引 下げ導 線の 取付け の状況	突針、 支持金 物、引 下げ導 線の 取付け の状況	突針、 支持金 物、引 下げ導 線の 取付け の状況
		目視により 確認する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。		目視により 確認する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(七)		(六)			
リミット スイッチ 及びセン サー		給電線及 び集電装 置			
の状況	取付け の状況	給電線 及び集 電装置 の破損 の状況	(略)	集電装 置の取 付け及 び接触 の状況	給電線 の取付 けの状 況
	目視等 及び触 診により 確認する。	目視等 により 確認する。		目視等 により 確認する とともに、 集電装置側 の電圧を測 定する。	目視等 により 確認する。
	(略)	(略)		(略)	(略)

(七)		(六)			
リミット スイッチ 及びセン サー		給電線及 び集電装 置			
の状況	取付け の状況	給電線 及び集 電装置 の破損 の状況	(略)	集電装 置の取 付け及 び接触 の状況	給電線 の取付 けの状 況
	目視等 及び触 診により 確認する。	目視等 により 確認する。		目視等 により 確認する とともに、 集電装置側 の電圧を測 定する。	目視等 により 確認する。
	(略)	(略)		(略)	(略)

十のその他設備									
(一)				(ハ)					
乗降場及びスタート台				非常停止ボタン					
点検用はしご	状況	乗降場の劣化及び損傷の状況	乗降場の劣化及び損傷の状況	非常停止ボタンの設置状況	(略)	(略)	リミットスイッチ及びセンサの錆及び腐食並びに破損の状況	リミットスイッチ及びセンサの錆及び腐食並びに破損の状況	リミットスイッチ及びセンサの錆及び腐食並びに破損の状況
取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十のその他設備									
(一)				(ハ)					
乗降場及びスタート台				非常停止ボタン					
点検用はしご	状況	乗降場の劣化及び損傷の状況	乗降場の劣化及び損傷の状況	非常停止ボタンの設置状況	(略)	(略)	リミットスイッチ及びセンサの錆及び腐食並びに破損の状況	リミットスイッチ及びセンサの錆及び腐食並びに破損の状況	リミットスイッチ及びセンサの錆及び腐食並びに破損の状況
取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。	取付部を目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

劣化及び床の階段	スタート台及び階段	スタート台及び階段の構造部材の劣化及び損傷の状況	、踊場の取付け並びに劣化及び損傷の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
(略)	(略)		

劣化及び床の階段	スタート台及び階段の構造部材の劣化及び損傷の状況	、踊場の取付け並びに劣化及び損傷の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
(略)	(略)	

(四)		
安全柵		
安全柵の取付け及び劣化及び損傷の状況	安全柵の構造及び寸法の状況	クの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
目視等及び触診により取付部を確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認する方法による方法	目視等及び採寸により確認する。	
(略)	(略)	

(四)		
安全柵		
安全柵の取付け及び劣化及び損傷の状況	安全柵の構造及び寸法の状況	位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
目視等及び触診により取付部を確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認する方法による方法	目視等及び採寸により確認する。	
(略)	(略)	

(六)					(五)	
機械室					運転室	
及び損 の劣化 機械室	況 動の状 及び作 の破損 レビ等 ターテ 、モニ ミラー カーブ	の状 況 運 転室 の設 置 の状 況	運 転室 の設 置 の状 況	運 転室 の設 置 の状 況	運 転室 の劣 化 及び 損 傷並 びに 窓及 び扉 の 施錠 の 状況	運 転室 の劣 化 及び 損 傷並 びに 窓及 び扉 の 施錠 の 状況
。目視等により確認する	。目視等により確認する とともに、 作動の状 況を確認 する。	。目視等により確認する	。目視等により確認する	。目視等により確認する	。目視等により確認する	。目視等により確認する
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(六)					(五)	
機械室					運転室	
及び損 の劣化 機械室	況 動の状 及び作 の破損 レビ等 ターテ 、モニ ミラー カーブ	の状 況 運 転室 の設 置 の状 況	運 転室 の設 置 の状 況	運 転室 の設 置 の状 況	運 転室 の劣 化 及び 損 傷並 びに 窓及 び扉 の 施錠 の 状況	運 転室 の劣 化 及び 損 傷並 びに 窓及 び扉 の 施錠 の 状況
目視により確認する。	目視により確認する とともに、 作動の状 況を確認 する。	目視により確認する	目視により確認する	目視により確認する	目視により確認する	目視により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(九)	(八)			(七)	
風速計	等の使用制限の表示			(略)	
発信器	状況表示の証等の報告済期検査者、運転管理者の運行の運転室	使用制限の表示の状況	定員の表示の状況		傷並びに窓及び扉の機能の状況
目視等による	目視等による確認する。	目視等による確認する。	目視等による確認する。		
(略)	(略)	(略)	(略)		

(九)	(八)			(七)	
風速計	等の使用制限の表示			(略)	
発信器	状況表示の証等の報告済期検査者、運転管理者の運行の運転室	使用制限の表示の状況	定員の表示の状況		傷並びに窓及び扉の機能の状況
目視により	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。		
(略)	(略)	(略)	(略)		

(一)			(十)						
装飾物			非常救出装置						
装飾物の取付けの状況			移動式の救出用具の設置及び破損の状況	バッテリーのリールの機能の状況	(略)	(略)	の取付け及び作動の状況		
取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認			目視等により確認する。	目視等により確認する。			り確認する。		
(略)			(略)	(略)					
(一)			(十)						
装飾物			非常救出装置						
装飾物の取付けの状況			移動式の救出用具の設置及び破損の状況	バッテリーのリールの機能の状況	(略)	(略)	の取付け及び作動の状況		
取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認			目視により確認する。	目視により確認する。			確認する。		
(略)			(略)	(略)					

装飾物の取付部の劣化及び損傷の状況	
目視等により確認する。	み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
(略)	

装飾物の取付部の劣化及び損傷の状況	
目視により確認する。	認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
(略)	

別記第一号

検査結果表
(略)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の10様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ (略)

⑤ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の遊戯施設に適用されないことが明らかなものについては、その項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑥～⑩ (略)

⑪ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑫・⑬ (略)

⑭ 2(1)「軌条、軌道、水路及び滑走路」の「摩耗部分」及び「滑走路」は、該当するレールの型式を○で選択し、「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。なお、「腐食部分」の「現在厚さ」には、腐食部分を除去した後に測定した結果を記入してください。

⑮ (略)

⑯ 3(1)「電動機及び制動機」の「制動片の残存厚み」には、製造

別記第一号

検査結果表
(略)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の10様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ (略)

⑤ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の遊戯施設に適用されないことが明らかなものについては、その項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥～⑩ (略)

⑪ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑫・⑬ (略)

⑭ 2(1)「軌条、軌道、水路及び滑走路」の「摩耗部分」及び「滑走路」は、該当するレールの型式を○で囲み、「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。なお、「腐食部分」の「現在厚さ」には、腐食部分を除去した後に測定した結果を記入してください。

⑮ (略)

⑯ 3(1)「電動機及び制動機」の「制動片の残存厚み」には、製造

者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ.」を○で選択した上で、要重点点検（基準が定められていない場合は、（ mm）内に「－」を記入。）及び要是正となる残存厚み基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、「イ.」に該当しないものにあつては、「ロ.」を○で選択した上で、要重点点検（要重点点検の基準が定められていない場合を除く。）及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ.」を○で選択して、前回定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入して下さい。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（ mm）内に「－」を記入してください。

⑰ （略）

⑱ 3(7)「駆動車輪装置」、6(4)「車輪装置」の「車輪」及び7(2)「ガイドローラー」には、鋼製、ライニング、溝無しソリッドタイヤ、溝付きタイヤ、空気入りタイヤのうち該当する車輪を○で選択してください。鋼製又はライニングされた車輪にあつては、「基準値」に、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤの場合は設置時直径の2.5%又は6mmのうちいずれか小さい値を記入してください。ライニングされた車輪の場合はライニング厚さの25%又は5mmのうちいずれか小さい値を記入してください。

「現在値」には、検査で測定した摩耗量を記入してください。右欄に現在値の基準値に対する割合を記入してください。溝付きタイヤにあつては、「設置時溝深さ」には、新品時の溝深さを記入してください。「現在溝深さ」には、検査で測定した溝深さを記入してください。右欄に現在溝深さの設置時溝深さに対する割合を記入してください。なお、車輪又はタイヤが複数ある場合は、最も摩耗の進行している車輪について記入してください。空気入りタイヤにあつては、「基準空気圧」に、製造者設計基準値を記入してください。

者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ.」を○で囲んだ上で、要重点点検（基準が定められていない場合は、（ mm）内に「－」を記入。）及び要是正となる残存厚み基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、「イ.」に該当しないものにあつては、「ロ.」を○で囲んだ上で、要重点点検（要重点点検の基準が定められていない場合を除く。）及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ.」を○で囲んで、前回定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入して下さい。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（ mm）内に「－」を記入してください。

⑰ （略）

⑱ 3(7)「駆動車輪装置」、6(4)「車輪装置」の「車輪」及び7(2)「ガイドローラー」には、鋼製、ライニング、溝無しソリッドタイヤ、溝付きタイヤ、空気入りタイヤのうち該当する車輪を○で囲んでください。鋼製又はライニングされた車輪にあつては、「基準値」に、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤの場合は設置時直径の2.5%又は6mmのうちいずれか小さい値を記入してください。ライニングされた車輪の場合はライニング厚さの25%又は5mmのうちいずれか小さい値を記入してください。「現在値」には、検査で測定した摩耗量を記入してください。右欄に現在値の基準値に対する割合を記入してください。溝付きタイヤにあつては、「設置時溝深さ」には、新品時の溝深さを記入してください。「現在溝深さ」には、検査で測定した溝深さを記入してください。右欄に現在溝深さの設置時溝深さに対する割合を記入してください。なお、車輪又はタイヤが複数ある場合は、最も摩耗の進行している車輪について記入してください。空気入りタイヤにあつては、「基準空気圧」に、製造者設計基準値を記入してください。「

「現在空気圧」には、検査で測定した空気圧を記入してください。
右欄に現在空気圧の基準空気圧に対する割合を記入してください。

⑭～⑳ (略)

㉔ 4(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び7(5)「ガイドロープ」の「素線切れ」には、最も摩損した主索等の番号を記入するとともに、該当する遊戯施設素線切れ判定基準を記入し、素線切れが生じた部分の断面積の割合を○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。

㉕・㉖ (略)

㉗ 5(5)「制動装置」の「ブレーキ」には、ブレーキライニング、制動板(以下「ブレーキライニング等」という。)について、製造者が指定しているものにあつては、「イ。」を○で選択した上で、要重点点検及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が指定していないものにあつては、「ロ。」を○で選択した上で、新設時の設置時厚みを記入してください。右欄に検査で測定したブレーキライニング等の残存厚みを記入してください。

㉘・㉙ (略)

㉚ 6(3)「走行台車」及び6(4)「車輪装置」の「探傷試験」の「種類」には、超音波、磁粉、浸透液のうち該当するものを○で選択し、「実施年月日」には、試験を実施した年月日を記入してください。なお、試験に日数を要した場合は、最終日を記入してください。また、探傷試験結果の概要が分かる資料を添付してください。

㉛ (略)

㉜ 9(1)「受電盤、制御盤及び操作盤」の「絶縁」及び「接地」には、各回路の電圧区分に該当するものを○で選択した上で、右欄に検

現在空気圧」には、検査で測定した空気圧を記入してください。右欄に現在空気圧の基準空気圧に対する割合を記入してください。

⑭～⑳ (略)

㉔ 4(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び7(5)「ガイドロープ」の「素線切れ」には、最も摩損した主索等の番号を記入するとともに、該当する遊戯施設素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。

㉕・㉖ (略)

㉗ 5(5)「制動装置」の「ブレーキ」には、ブレーキライニング、制動板(以下「ブレーキライニング等」という。)について、製造者が指定しているものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要重点点検及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が指定していないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、新設時の設置時厚みを記入してください。右欄に検査で測定したブレーキライニング等の残存厚みを記入してください。

㉘・㉙ (略)

㉚ 6(3)「走行台車」及び6(4)「車輪装置」の「探傷試験」の「種類」には、超音波、磁粉、浸透液のうち該当しないものを取消線で抹消し、「実施年月日」には、試験を実施した年月日を記入してください。なお、試験に日数を要した場合は、最終日を記入してください。また、探傷試験結果の概要が分かる資料を添付してください。

㉛ (略)

㉜ 9(1)「受電盤、制御盤及び操作盤」の「絶縁」及び「接地」には、各回路の電圧区分に該当しないものを取消線で抹消した上で、右

査で測定した抵抗値を記入してください。

③③～③⑤ (略)

③⑥ 11「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑦から⑪に準じて検査結果等を記入してください。

③⑦・③⑧ (略)

欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

③③～③⑤ (略)

③⑥ 11「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑦から⑪に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、削除して構いません。

③⑦・③⑧ (略)

（建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件）

第四条 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

別表第一		改正後	
一 法 第二十八項又は第三項の規定に基			
(一)	(二)		
機械換気設備	項目	(い) 検査	
機械換気設備(中)	項目	(ろ) 検査事	
給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況
目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	(は) 検査方法	
(略)	(略)	(に) 判定基準	
別表第一		改正前	
一 法 第二十八項又は第三項の規定に基			
(一)	(二)		
機械換気設備	項目	(い) 検査	
機械換気設備(中)	項目	(ろ) 検査事	
給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況
目視により確認する。	目視により確認する。	(は) 検査方法	
(略)	(略)	(に) 判定基準	

等室理調きべるけ設を備設気換（室居たれらけ設が備設気換きづ					
(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)
換気扇による換気 の状況	給気機又は排気機の設置の状況	風道の材質	風道の取付けの状況	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	各居室の給気口及び排気口の位置関係を目視等及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。
外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造とな	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
等室理調きべるけ設を備設気換（室居たれらけ設が備設気換きづ					
(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)
換気扇による換気 の状況	給気機又は排気機の設置の状況	風道の材質	風道の取付けの状況	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	各居室の給気口及び排気口の位置関係を目視等及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。
外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造とな	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

を-除く。°						
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)・(十)	(九)	
中央空調の設備の主要機器及び配管の外観				(略)		
空気調和設備の設置状況	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	空気調和設備の運轉の状況	空気調和設備の設置状況		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	
目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。		目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)		換気の妨げとなる物品が放置されていること。	ついていること。
を-除く。°						
(四)	(三)	(二)	(一)	(十)・(九)	(八)	
中央空調の設備の主要機器及び配管の外観				(略)		
空気調和設備の設置状況	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	空気調和設備の運轉の状況	空気調和設備の設置状況		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	
目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。		目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)			ついていること。
を-除く。°						

二 換 気 設 備 を 設 け る べ き 調 理 室 等					
(三)	(二)	(一)	(一) 三 三 (三)	(三)	
自然換気設備及び機械換気設備			(略)		
排気筒、排気フー	排気筒、排気フー	排気筒、排気フー		口	
目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。		冷却塔と建築物の他の部分との距離	
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製卷尺等により測定する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。		目視等により確認する	
(略)	(略)	(略)		(略)	

二 換 気 設 備 を 設 け る べ き 調 理 室 等					
(三)	(二)	(一)	(一) 三 三 (三)	(三)	
自然換気設備及び機械換気設備			(略)		
排気筒、排気フー	排気筒、排気フー	排気筒、排気フー		口	
目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。		冷却塔と建築物の他の部分との距離	
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製卷尺等により測定する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。		目視等により確認する	
(略)	(略)	(略)		(略)	

(七)	(六)	(五)	(四)	

排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	排気筒及び煙突の断熱の状況	排気筒及び煙突の設置の状況	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	給気口、排気口及び排気フードの位置	ド及び煙突の大きさ
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視等又は触診により確認する。		目視等又は触診により確認する。	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	
(略)	(略)		(略)	(略)	

(七)	(六)	(五)	(四)	
-----	-----	-----	-----	--

排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	排気筒及び煙突の断熱の状況	排気筒及び煙突の設置の状況	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	給気口、排気口及び排気フードの位置	ド及び煙突の大きさ
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視又は触診により確認する。		目視又は触診により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	
(略)	(略)		(略)	(略)	

(十)	(九)	(八)		
機械換気設備	自然換気設備			離
煙突に連結した排気筒及び半密閉式	煙突の先端の立ち上りの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	煙突等への防火ダンプー、風道等の設置の状況	
目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	
(略)	(略)	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	昭和四十五年建設省告示第八百二十六号第四第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	

(十)	(九)	(八)		
機械換気設備	自然換気設備			離
煙突に連結した排気筒及び半密閉式	煙突の先端の立ち上りの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）		煙突等への防火ダンプー、風道等の設置の状況	
目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		目視又は触診により確認する。	
(略)	(略)		昭和四十五年建設省告示第八百二十六号第四第二号又は第三号の規定に適合しないこと。	

第三法 第二十八條 第二項 又は 第三								
(四)	(三)	(二)	(一)	(四)	(三)	(三)		
防火ダンパー等（外壁の開								
防火ダンパーの劣化及び損	(略)	防火ダンパーの取付けの状況	防火ダンパーの設置の状況	(略)	給気機又は排気機の設置の状況	換気扇による換気	瞬間湯沸器等の設置の状況	
目視等又は触診により確認する。		目視等又は触診により確認する。	設計図書等により確認するとともに、目視等により確認する。		目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。		
(略)		(略)	(略)		(略)	(略)		

第三法 第二十八條 第二項 又は 第三								
(四)	(三)	(二)	(一)	(四)	(三)	(三)		
防火ダンパー等（外壁の開								
防火ダンパーの劣化及び損	(略)	防火ダンパーの取付けの状況	防火ダンパーの設置の状況	(略)	給気機又は排気機の設置の状況	換気扇による換気	瞬間湯沸器等の設置の状況	
目視等又は触診により確認する。		目視等又は触診により確認する。	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。		目視等又は触診により確認する。	目視により確認する。		
(略)		(略)	(略)		(略)	(略)		

三 項 の 規 定 に 基 づ き 換 気 設 備 が 設 け ら れ た 居 室 等				
(五)	(六)	(七)	(八)	

傷の状況	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさに並ぶに検査口の有無	防火ダンパーの温度ヒューズ	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱知器、複合式煙感知器及び熱感知器の位置
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
	(略)	(略)	(略)	(略)

三 項 の 規 定 に 基 づ き 換 気 設 備 が 設 け ら れ た 居 室 等				
(五)	(六)	(七)	(八)	

傷の状況	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさに並ぶに検査口の有無	防火ダンパーの温度ヒューズ	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱知器、複合式煙感知器及び熱感知器の位置
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
	(略)	(略)	(略)	(略)

(九)	(略)	次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することですりる。
(九) 一項(三)、(十)及び(十一)から(十二)まで、二項(十四)並びに三項	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録	
一項(一)、(二)、(五)から(八)まで、(十)から(十三)まで、(十五)及び(十六)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施した検査の記録	
一項(四)及び(十四)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録	

(九)	(略)	次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することですりる。
(九) 一項(三)、(九)及び(十)から(十二)まで、二項(十三)並びに三項	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録	
一項(一)、(二)、(五)から(八)まで、(十)から(十二)まで、(十四)及び(十五)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施した検査の記録	
一項(四)及び(十三)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録	

別表第二

一 令 第二百三十三 条 第三項 第二号 に規定する 階段室 又					
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	
排煙機の外観					項目 (イ) 検査
排煙機の設置の状況	排煙風道との接続の状況	煙排出口の設置の状況	煙排出口の周囲の状況	屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	項目 (ロ) 検査事
目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	(ハ) 検査方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(ニ) 判定基準

別表第二

一 令 第二百三十三 条 第三項 第二号 に規定する 階段室 又					
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	
排煙機の外観					項目 (イ) 検査
排煙機の設置の状況	排煙風道との接続の状況	煙排出口の設置の状況	煙排出口の周囲の状況	屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	項目 (ロ) 検査事
目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	(ハ) 検査方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(ニ) 判定基準

は付室、令第二百二十九条の三十の第三十三項に規定する昇降路又							
(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十) (六)
の設備 排煙口 開放の状 確認する。		排煙口 機械 設備 の 観 煙口 の 排煙口 の 位置					
		(略)		手動開放 装置の周 囲の状況	排煙口の 取付けの 状況	排煙口の 周囲の状 況	排煙口の 位置
		目視等により確認する。		目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

は付室、令第二百二十九条の三十の第三十三項に規定する昇降路又							
(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十) (六)
の設備 排煙口 開放の状 確認する。		排煙口 機械 設備 の 観 煙口 の 排煙口 の 位置					
		(略)		手動開放 装置の周 囲の状況	排煙口の 取付けの 状況	排煙口の 周囲の状 況	排煙口の 位置
		目視等により確認する。		目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

は乗降ピロ、令第二百二十六条第二項に規定する居室						
(五 三)	(四 三)	(三 三)	(二 三)	(一 三)	(三) 〃 (六)	
排煙風道						
機械排煙設備の排煙風道（排煙風道の取付け部分及び埋設部分を除く。）						煙口の性能
排煙風道の状況	排煙風道の状況	排煙風道の状況	排煙風道の状況	排煙風道の状況	排煙風道の状況	状況
目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等又は触診により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

は乗降ピロ、令第二百二十六条第二項に規定する居室						
(五 三)	(四 三)	(三 三)	(二 三)	(一 三)	(三) 〃 (六)	
排煙風道						
機械排煙設備の排煙風道（排煙風道の取付け部分及び埋設部分を除く。）						煙口の性能
排煙風道の状況	排煙風道の状況	排煙風道の状況	排煙風道の状況	排煙風道の状況	排煙風道の状況	状況
目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視又は触診により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(三 三)			(二 三)	
備 設 煙 排 の 造 構 な 殊 特	口 の 給 及 煙 の 排 設 備	口 の 給 及 煙 の 排 設 備	口 の 給 及 煙 の 排 設 備	
状況	排煙口及び給気口の周囲の	排煙口及び給気口の周囲の	排煙口及び給気口の周囲の	画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第百二十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられていない場合に限る。）
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	

(三 三)			(二 三)	
備 設 煙 排 の 造 構 な 殊 特	口 の 給 及 煙 の 排 設 備	口 の 給 及 煙 の 排 設 備	口 の 給 及 煙 の 排 設 備	
状況	排煙口及び給気口の周囲の	排煙口及び給気口の周囲の	排煙口及び給気口の周囲の	画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第百二十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられていない場合に限る。）
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	

二 令 第 百 二 十 三 条 第 三 項 第 二 号 に 規																																						
(二)													(一)	(三 号)					(二 号)																			
給 気 口	口 及 び	る 排 煙	に 設 け	ロ ビ ー	は 乗 降	の 昇 降	の 昇 降	ベ ー タ	用 エ レ	び 非 常	付 室 及	室 又 は	の 階 段	難 階 段	特 別 避																							
																造 の 排 煙 設 備 の 給 気 送 風 機 の 吸 込 口																						
況 周 囲 の 状													(略)	置 の 状 況					の 防 止 措 置					の 雨 水 等 吸 込 口 へ 置 さ れ た 屋 外 に 設					況 周 囲 の 状					吸 込 口 の 周 囲 の 状				
。目視等により確認する														。目視等により確認する					。目視等により確認する					。目視等により確認する					。目視等により確認する									
(略)														(略)					(略)					(略)					(略)									

二 令 第 百 二 十 三 条 第 三 項 第 二 号 に 規																										
(二)													(一)	(三 号)					(二 号)							
給 気 口 口 及 び る 排 煙 に 設 け ロ ビ ー は 乗 降 降 路 又 の 昇 ベ ー タ 用 エ レ び 非 常 付 室 及 室 又 は の 階 段 難 階 段 特 別 避																										
													造 の 排 煙 設 備 の 給 気 送 風 機 の 吸 込 口													
況 周 囲 の 状													(略)	置 の 状 況 の 防 止 措 の 雨 水 等 吸 込 口 へ 置 さ れ た 屋 外 に 設					況 周 囲 の 状			吸 込 口 の 周 囲 の 状				
目 視 に よ り 確 認 す る。													(略)						目 視 に よ り 確 認 す る。			目 視 に よ り 確 認 す る。				
(略)													(略)	(略)					(略)			(略)				

規定する階段室又は付室、令第二百二十九条の三十の第三項に規				
(三)	(四)	(五)	(六)	(七)
加圧防煙煙道及び排煙設備				
排煙風道の排煙風道の劣化及び損傷の状況	隠蔽及び埋設を分除する。の状況	排煙風道の材質	給気口の周囲の状況	給気口の取付けの状況
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

規定する階段室又は付室、令第二百二十九条の三十の第三項に規				
(三)	(四)	(五)	(六)	(七)
加圧防煙煙道及び排煙設備				
排煙風道の排煙風道の劣化及び損傷の状況	隠蔽及び埋設を分除する。の状況	排煙風道の材質	給気口の周囲の状況	給気口の取付けの状況
目視等により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

定する昇降路又は乗降ロビ						
(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)

給気口の状況		給気口の状況		給気口の状況		給気口の状況	
給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況
目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

定する昇降路又は乗降ロビ						
(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)

給気口の状況		給気口の状況		給気口の状況		給気口の状況	
給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況	給気口の状況
目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(ハ 三)	(七 三)	(六 三)	(五 三)	(四 三)	(三 三)	
-------	-------	-------	-------	-------	-------	--

し 逃 気 空	観 外 の 口			し 逃 気 空	(略)	口 込 吸 の			
の 状 況	の 口 空	の 口 空	の 口 空	の 口 空		置 置 置 置	の 防 止 雨 水 等	屋 外 に 設	況
の 状 況	の 口 空	の 口 空	の 口 空	の 口 空		置 置 置 置	の 防 止 雨 水 等	屋 外 に 設	況
。 目 視 等 により 確認 する	。 目 視 等 により 確認 する	。 目 視 等 により 確認 する	。 目 視 等 により 確認 する	。 目 視 等 により 確認 する		。 目 視 等 により 確認 する		。 目 視 等 により 確認 する	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	

(ハ 三)	(七 三)	(六 三)	(五 三)	(四 三)	(三 三)	
-------	-------	-------	-------	-------	-------	--

し 逃 気 空	観 外 の 口			し 逃 気 空	(略)	口 込 吸 の			
の 状 況	の 口 空	の 口 空	の 口 空	の 口 空		置 置 置 置	の 防 止 雨 水 等	屋 外 に 設	況
の 状 況	の 口 空	の 口 空	の 口 空	の 口 空		置 置 置 置	の 防 止 雨 水 等	屋 外 に 設	況
。 目 視 等 により 確認 する	。 目 視 等 により 確認 する	。 目 視 等 により 確認 する	。 目 視 等 により 確認 する	。 目 視 等 により 確認 する		。 目 視 等 により 確認 する		。 目 視 等 により 確認 する	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	

源電備予四	等室居るす定規に項一第二の条六十二百第令三			
(一)	(六)	(五)	(四)	(三) 〽 (一)
置電用自家 装電発用家自	煙壁可動防			
況措等の防火電自家用発 置の貫通画の	(略)	区画壁の防煙可動防煙	壁の材質可動防煙	(略)
。目視等により確認する		。目視等により確認する	。目視等により確認する	
(略)		(略)	(略)	

源電備予四	等室居るす定規に項一第二の条六十二百第令三			
(一)	(六)	(五)	(四)	(三) 〽 (一)
置電用自家 装電発用家自	煙壁可動防			
況措等の防火電自家用発 置の貫通画の	(略)	区画壁の防煙可動防煙	壁の材質可動防煙	(略)
。目視等により確認する		。目視等により確認する	。目視等により確認する	
(略)		(略)	(略)	

(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

置 等 の 状 況							
計器類及	燃料及び 冷却水の 漏洩の状 況	セル始動 用蓄電池 及び電気 ケーブル の接続の 状況	始動用の 空気槽の 圧力	燃料油、 潤滑油及 び冷却水 の状況	発電機及 び原動機 の状況	(略)	
目視等により確認する	目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

置 等 の 状 況							
計器類及	燃料及び 冷却水の 漏洩の状 況	セル始動 用蓄電池 及び電気 ケーブル の接続の 状況	始動用の 空気槽の 圧力	燃料油、 潤滑油及 び冷却水 の状況	発電機及 び原動機 の状況	(略)	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	目視により確認する。	目視等又は触診により確認する。	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(七)	(六)	(五)	(四)・(三)	(二)	(一)	(十)	(九)	
-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	--

自家用発電装置の性能								
(略)	排気の状態	運転の状態	(略)	(略)	接地線の接続の状態	(略)	自家用発電装置の取付けの状態	ランプ類の指示及び点灯の状態
	目視等により確認する。	目視等、聴診又は触診により確認する。			目視等により確認する。		目視等又は触診により確認する。	
	(略)	(略)			(略)		(略)	

(七)	(六)	(五)	(四)・(三)	(二)	(一)	(十)	(九)	
-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	-----	--

自家用発電装置の性能								
(略)	排気の状態	運転の状態	(略)	(略)	接地線の接続の状態	(略)	自家用発電装置の取付けの状態	ランプ類の指示及び点灯の状態
	目視により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。			目視により確認する。		目視又は触診により確認する。	
	(略)	(略)			(略)		(略)	

(二 三)	(一 三)	(三)	(五)	(六)
				直結エンジン
直結エンジン				
給気部及び排気管の取付けの状況	計器類及びランプの指示及び点灯の状況	セル始動用蓄電池及び電気のケーブルの接続の状況	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	直結エンジンの設置の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(二 三)	(一 三)	(三)	(五)	(六)
				直結エンジン
直結エンジン				
給気部及び排気管の取付けの状況	計器類及びランプの指示及び点灯の状況	セル始動用蓄電池及び電気のケーブルの接続の状況	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	直結エンジンの設置の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三		(略)							
			(六 三)		(五 三)		(四 三)		(三 三)
			能 性 の ン ジ ン エ 結 直						
			状 況 に 運 転 の 停 止 並 び		(略)	接 地 線 の 接 続 の 状 況		V ベ ル ト	
目 視 等、聴 診 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。		目 視 等 に よ り 確 認 す る。		目 視 等 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。					
(略)		(略)		(略)					

別表第三		(略)							
			(六 三)		(五 三)		(四 三)		(三 三)
			能 性 の ン ジ ン エ 結 直						
			状 況 に 運 転 の 停 止 並 び			(略)	接 地 線 の 接 続 の 状 況		V ベ ル ト
目 視、聴 診 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。			目 視 に よ り 確 認 す る。		目 視 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。				
(略)			(略)		(略)				
項目		(い) 検査							
項		(ろ) 検査事							
		(は) 検査方法							
		(に) 判定基準							

二 電 池 内 蔵 形 の 電 池 蓄 電 源 別		一 照 明 器 具	
(二)	(一)	(二)	(一)
照度	予備電源	非常用の照明器具	
照度の状況	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	照明器具の取付けの状況	使用電球、ランプ等
避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。ただし、自動検査機能を有し、非常時のみLEDランプが点灯するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することである。	作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することである。	目視等及び触診により確認する。	目視等により確認する。
昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第四第一号の規定に適合しないこと。	(略)	(略)	(略)

二 電 池 内 蔵 形 の 電 池 蓄 電 源 別		一 照 明 器 具	
(二)	(一)	(二)	(一)
照度	予備電源	非常用の照明器具	
照度の状況	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	照明器具の取付けの状況	使用電球、ランプ等
避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	作動の状況及び点灯時間を確認する。	目視等及び触診により確認する。	目視により確認する。
昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第四の規定に適合しないこと。	(略)	(略)	(略)

の形置別源電 三		置装電発用家自び及池電蓄の形置		
(一)		(五)	(四)	(三)
配線		配線	分電盤	
照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。	非常用電源分岐回路の表示の状況	照明の妨げとなる物品の放置の状況
	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
(略)		(略)	(略)	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

の形置別源電 三		置装電発用家自び及池電蓄の形置		
(一)		(四)	(三)	
配線		配線	分電盤	
照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。	非常用電源分岐回路の表示の状況	
	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視等により確認する。	
(略)		(略)	(略)	

蓄電池及び自家発電装置				
(五)	(四)	(三)	(二)	
(略)				
	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	電気回路の接続の状況	を除く。）
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	
	(略)	(略)	(略)	

蓄電池及び自家発電装置				
(五)	(四)	(三)	(二)	
(略)				
	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	電気回路の接続の状況	を除く。）
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	
	(略)	(略)	(略)	

五 電 源 別 置 形 の 蓄 電 池				四 電 池 内 蔵 形 の 蓄 電 池				(六) ・
(四)	(三)	(二)	(一)	(二)		(一)		
(略)	蓄 電 池			配線及び充電ランプ				
	蓄 電 池 等 の 状 況			充電ランプの点灯の状況				
	蓄電池の設置の状況	(略)	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況			。目視等により確認する	
	目視等又は触診により確認する。		。目視等により確認する	。目視等により確認する				
	(略)		(略)	(略)			(略)	

五 電 源 別 置 形 の 蓄 電 池				四 電 池 内 蔵 形 の 蓄 電 池				
(四)	(三)	(二)	(一)	(二)		(一)		(六)・
(略)	蓄電池			配線及び充電ランプ				
	蓄電池等の状況			充電ランプの点灯の状況				
	蓄電池の設置の状況	(略)	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	目視により確認する。		
	目視又は触診により確認する。		目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		

六 自 家 用 電 装 置									
(四)	(三)	(二)	(一)		(八)	(七)	(六)		
自 家 用 電 装 置									
自 家 用 電 装 置 等 の 状 況					充 電 器				
燃 料 油、 潤 滑 油 及 び 冷 却 水	発 電 機 及 び 原 動 機 の 状 況	(略)	自 家 用 電 機 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	自 家 用 電 機 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	キ ュー ビ クル の 取 付 け の 状 況	充 電 器 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況			
目 視 等 に よ り 確 認 す る	目 視 等 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。		目 視 等 に よ り 確 認 す る	目 視 等 に よ り 確 認 す る	目 視 等 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る			
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

六 自 家 用 電 装 置							
(四)	(三)	(二)	(一)	(八)	(七)	(六)	
自 家 用 電 装 置							
自 家 用 電 装 置 等 の 状 況				充 電 器			
燃 料 油、 潤 滑 油 及 び 冷 却 水	発 電 機 及 び 原 動 機 の 状 況	(略)	自 家 用 電 機 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	キ ュー ビ クル の 取 付 け の 状 況	充 電 器 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況		
目 視 により 確 認 する。	目 視 又 は 触 診 により 確 認 する。		目 視 により 確 認 する。	目 視 又 は 触 診 により 確 認 する。	目 視 により 確 認 する。		
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)

の状況	始動用の 空気槽の 圧力	セル始動 用蓄電池 及び電気 ケーブル の接続の 状況	燃料及び 冷却水の 漏洩の状 況	計器類及 びランプ 類の指示 及び点灯 の状況	自家用発 電装置の 取付けの 状況
	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)

の状況	始動用の 空気槽の 圧力	セル始動 用蓄電池 及び電気 ケーブル の接続の 状況	燃料及び 冷却水の 漏洩の状 況	計器類及 びランプ 類の指示 及び点灯 の状況	自家用発 電装置の 取付けの 状況
	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一		別表第四	(略)							
(一)				(七)	(六)	(五)	(四)・(三)	(二)	(一)	(十)
飲料用	項目 (イ) 検査									
配管の取	項 (ロ) 検査事			能 性 の 置 装 電 発 用 家 自						
目視等により確認する	(ハ) 検査方法			(略)	況 排 気 の 状	況 運 転 の 状	(略)	(略)	況 接 地 線 の 接 続 の 状	(略)
(略)	(ニ) 判定基準				。目視等により確認する	目視等、聴診又は触診により確認する。			。目視等により確認する	
					(略)	(略)			(略)	

一		別表第四	(略)							
(一)				(七)	(六)	(五)	(四)・(三)	(二)	(一)	(十)
飲料用	項目 (イ) 検査									
配管の取	項 (ロ) 検査事			能 性 の 置 装 電 発 用 家 自						
目視により確認する。	(ハ) 検査方法			(略)	況 排 気 の 状	況 運 転 の 状	(略)	(略)	況 接 地 線 の 接 続 の 状	(略)
(略)	(ニ) 判定基準				。目視により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。			。目視により確認する。	
					(略)	(略)			(略)	

飲料用の配管設備及び排水設備							
(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	
配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部を除く。）							
飲料水系	配管の支持金物	防火区画等の貫通措置の状況	保温措置の状況	継手類の取付けの状況	所損傷防止措置の状況	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部を除く。）
目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

飲料用の配管設備及び排水設備							
(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	
配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部を除く。）							
飲料水系	配管の支持金物	防火区画等の貫通措置の状況	保温措置の状況	継手類の取付けの状況	所損傷防止措置の状況	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部を除く。）
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二 飲料水の配管設備					
(二)	(一)	(一)	(十)	(九)	
飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」）	給水タンク等の設置状況	給湯管及び膨張管の設置状況	ウォータ―ハンマ―の防止措置の状況	止水弁の設置状況	統配管の汚染防止措置の状況
目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

二 飲料水の配管設備					
(二)	(一)	(一)	(十)	(九)	
飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」）	給水タンク等の設置状況	給湯管及び膨張管の設置状況	ウォータ―ハンマ―の防止措置の状況	止水弁の設置状況	統配管の汚染防止措置の状況
目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

備					
(八)	(七)	(六)	(五)・(四)	(三)	
給湯設備（循環ポンプを含む。）	という並びに給水管の状況				
給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	給水タンク等の内部の状況	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	(略)	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	オーバーフロー管等の設置の状況
目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。		目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)	

備					
(八)	(七)	(六)	(五)・(四)	(三)	
給湯設備（循環ポンプを含む。）	という並びに給水管の状況				
給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	給水タンク等の内部の状況	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	(略)	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	オーバーフロー管等の設置の状況
目視等又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視等又は触診により確認する。		目視により確認する。	
(略)	(略)	(略)		(略)	

三 排水設備							
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十)	(九)	
排水槽							
(略)	排水ポンプの設置の状況	排水漏れの状況	排水槽の通気状況	排水槽のマンホールの大きさ	給湯設備の腐食及び漏水の状況	ガス湯沸器の取付けの状況	状況
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

三 排水設備							
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十)	(九)	
排水槽							
(略)	排水ポンプの設置の状況	排水漏れの状況	排水槽の通気状況	排水槽のマンホールの大きさ	給湯設備の腐食及び漏水の状況	ガス湯沸器の取付けの状況	状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(三)	(三)	(二)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
他 その		排水再 利用配 管設備 (中水 道を含 む。)					
排水トラ ップの取 付けの状 況	衛生器具 の取付け の状況	消毒装置	雑用水タ ンク、ポ ンプ等の 設置の状 況	配管の標 識等	雑用水給 水栓の表 示の状況	(略)	
目視等により確認する とともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(三)	(三)	(二)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
他 その		排水再 利用配 管設備 (中水 道を含 む。)					
排水トラ ップの取 付けの状 況	衛生器具 の取付け の状況	消毒装置	雑用水タ ンク、ポ ンプ等の 設置の状 況	配管の標 識等	雑用水給 水栓の表 示の状況	(略)	
目視等により確認する とともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定 する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----

排水 管	公共下水 道等への 接続の状 況	雨水排水 立て管の 接続の状 況	排水の状 況	掃除口の 取付けの 状況	雨水系統 との接続 の状況	プッ
目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----

排水 管	公共下水 道等への 接続の状 況	雨水排水 立て管の 接続の状 況	排水の状 況	掃除口の 取付けの 状況	雨水系統 との接続 の状況	プッ
目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	目視等により確認する	する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)			
	(二 三)	(一 三)	(三)
	管 気 通		
	通気管の 状況	通気開口 部の状況	間接排水 の状況
	目視等又は嗅診により 確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
	(略)	(略)	(略)

(略)			
	(二 三)	(一 三)	(三)
	管 気 通		
	通気管の 状況	通気開口 部の状況	間接排水 の状況
	目視等又は嗅診により 確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
	(略)	(略)	(略)

別記第一号（A 4）

検査結果表
（換気設備）
（略）

番号	検査項目等			（略）
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 （換気設備を設けるべき調理室等を除く。）			
(1)	機械換気設備	機械換気設備 （中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の <u>外気取入口</u> 並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	
(2)			給気機の <u>外気取入口</u> 及び排気機の排気口の取付けの状況	
(3)～(7)			（略）	
(8)			換気扇による換気の状況	
(9)			各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	

別記第一号（A 4）

検査結果表
（換気設備）
（略）

番号	検査項目等			（略）
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 （換気設備を設けるべき調理室等を除く。）			
(1)	機械換気設備	機械換気設備 （中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の <u>外気取り入れ口</u> 並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	
(2)			給気機の <u>外気取り入れ口</u> 及び排気機の排気口の取付けの状況	
(3)～(7)			（略）	
(8)			換気扇による換気の状況	

<u>(10)</u>) <u>・</u> <u>(11)</u>) <u>=</u>		(略)	
<u>(12)</u>) <u>~</u> <u>(22)</u>) <u>=</u>	(略)		
2	換気設備を設けるべき調理室等		
(1) ~ (7)	自然換 気設備 及び機 械換気	(略)	
(8)	設備	煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状 況	
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放 置の状況	
<u>(10)</u>) <u>~</u> <u>(14)</u>) <u>=</u>	(略)		
3 ・	(略)		

<u>(9)</u> ・ <u>(10)</u>) <u>=</u>		(略)	
<u>(11)</u>) <u>~</u> <u>(21)</u>) <u>=</u>	(略)		
2	換気設備を設けるべき調理室等		
(1) ~ (7)	自然換 気設備 及び機 械換気	(略)	
(8)	設備	煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状 況	
<u>(9)</u> ~ <u>(13)</u>) <u>=</u>	(略)		
3 ・	(略)		

4		
(略)		

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は記入不要です。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「ー」を記入してください。

⑥～⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑪・⑫ (略)

⑬ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。

⑭・⑮ (略)

4		
(略)		

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥～⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪・⑫ (略)

⑬ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。

⑭・⑮ (略)

別記第二号（A 4）

検査結果表
（排煙設備）
（略）

（注意）

①・② （略）

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は記入不要です。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑥～⑨ （略）

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑪～⑬ （略）

⑭ 5「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。

⑮・⑯ （略）

別記第二号（A 4）

検査結果表
（排煙設備）
（略）

（注意）

①・② （略）

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥～⑨ （略）

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪～⑬ （略）

⑭ 5「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。

⑮・⑯ （略）

別記第三号（A 4）

検査結果表
（非常用の照明装置）
（略）

番号	検査項目等		(略)
1	(略)		
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置		
(1)	(略)		
(2)	照度	照度の状況	
(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	
<u>(4)</u> ・ <u>(5)</u>	(略)		
3 ～ 7	(略)		
(略)			

別記第三号（A 4）

検査結果表
（非常用の照明装置）
（略）

番号	検査項目等		(略)
1	(略)		
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置		
(1)	(略)		
(2)	照度	照度の状況	
<u>(3)</u> ・ <u>(4)</u>	(略)		
3 ～ 7	(略)		
(略)			

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は記入不要です。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑥・⑦ (略)

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑪ (略)

⑫ 7「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。

⑬・⑭ (略)

別記第四号 (A 4)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥・⑦ (略)

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ (略)

⑫ 7「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。

⑬・⑭ (略)

別記第四号 (A 4)

検査結果表
(給水設備及び排水設備)
(略)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面16欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は記入不要です。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑥・⑦ (略)

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です

⑪ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑦から⑩に準じて検査結果等を記入してください。

⑫・⑬ (略)

検査結果表
(給水設備及び排水設備)
(略)

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面16欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥・⑦ (略)

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ (略)

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑦から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。

⑫・⑬ (略)

別表四 非常用の照明装置の照度測定表（A 4）

別表 4. 非常用の照明装置の照度測定表（A 4）

測定年月日	光源の種類	測定機器 メーカー名		型式番号等	判定
		階	最低照度の測定場所 部屋・廊下等		
	白熱灯			最低照度（lx）	指摘なし・要是正
	蛍光灯				指摘なし・要是正
	LEDランプ（自動検査機能なし）				指摘なし・要是正
	LEDランプ（自動検査機能あり）				指摘なし・要是正
	その他（ ）				指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 ^{*1)}	光源の種類 ^{*1)(2)}	照度（lx） ^{*1)(3)}	判定
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正

注 1） 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
注 2） 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、LEDランプ（自動検査機能なし）、LEDランプ（自動検査機能あり）、その他の別及び電燈内蔵のものにあっては、（内）と付す。
注 3） 「照度」欄には、自動検査機能を有していない場合は、照度の値（lx）を記入し、自動検査機能を有するものには、「-」を記入する。

別表四 非常用の照明装置の照度測定表（A 4）

別表 4. 非常用の照明装置の照度測定表（A 4）

測定年月日	光源の種類	測定機器 メーカー名		型式番号等	判定
		階	最低照度の測定場所 部屋・廊下等		
	白熱灯			最低照度（lx）	指摘なし・要是正
	蛍光灯				指摘なし・要是正
	その他（ ）				指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 ^{*1)}	光源の種類 ^{*1)(2)}	照度（lx）	判定

注 1） 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
注 2） 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電燈内蔵のものにあっては、（内）と付す。

（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件の一部改正）

第五条 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第三 令第十六条第三項第二号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）以外のものとする。 一・二 （略）
改正前	第三 令第十六条第三項第二号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）以外のものとする。 一・二 （略）

（防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件）

第六条 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

別表第一					改正後
(四)	(三)	(二)	(一)		
常時 閉鎖 した	防火扉			(い)検査項目	
	固定の状況	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	扉の取付けの状況	(ろ)検査事項	
	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	(は)検査方法	
	常閉防火扉が開放状態に固定されている	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	取付けが堅固でないこと。	(に)判定基準	
別表第一					改正前
(四)	(三)	(二)	(一)		
	防火扉			(い)検査項目	
	危害防止装置	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	扉の取付けの状況	(ろ)検査事項	
	作動の状況	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	(は)検査方法	
	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーが百五十ニュートンを超えること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	取付けが堅固でないこと。	(に)判定基準	

(七)	(六)	
機構		連動
煙感器、複合式煙感器、熱感器及熱感知器		主要なものに限る。
設置位置	感知の状況	
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(十七)の項又は(十八)の項の点検が行われるものを除外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で	
(略)		

(六)	(五)	
機構		連動
煙感器、複合式煙感器、熱感器及熱感知器		
設置位置	感知の状況	
目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(十六)の項又は(十七)の項の点検が行われるものを除外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で	
(略)		

	(三)	(三)	(二)	(十)	(九)	(八)	
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

備電	用予	機構	連動	器制連 御動			装 置	ー ズ	ヒ ュ	温 度	
		劣化及び損傷の状況	(略)	(略)	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況				設置の状況	
		目視等により確認する。			目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。				目視等により確認する。	実施した検査の記録がある場合に、あつては、当該記録により確認することである。
		(略)			(略)	(略)				(略)	

	(三)	(三)	(十)	(九)	(八)	(七)	
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

備電	用予	機構	連動	器制連 御動			装 置	ー ズ	ヒ ュ	温 度	
		劣化及び損傷の状況	(略)	(略)	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況				設置の状況	
		目視により確認する。			目視又は触診により確認する。	目視により確認する。				目視により確認する。	実施した検査の記録がある場合に、あつては、当該記録により確認することである。
		(略)			(略)	(略)				(略)	

(七)	(六)	(五)	(四)
総合的な作 動の状況			
	装置	閉鎖 自動	源
防火扉（常 閉防火扉を 除く。）の 閉鎖の状況	(略)	設置の状況	容量の状況
		目視等又は 触診により 確認する。	予備電源試 験スイッチ 等を操作し 、目視等に より確認す る。
煙感知器、 熱煙複合式 感知器若し くは熱感知 器を作動さ せ、又は温 度ヒューズ を外し、全 ての防火扉 (ハ)の項の 点検が行わ れるものを 除く。）の 作動の状況 を確認する 。ただし、 連動機構用	(略)	(略)	(略)

(七)	(六)	(五)	(四)
総合的な作 動の状況			
	装置	閉鎖 自動	源
防火扉の閉 鎖の状況	(略)	設置の状況	容量の状況
		目視又は触 診により確 認する。	予備電源試 験スイッチ 等を操作し 、目視によ り確認する 。
煙感知器、 熱煙複合式 感知器若し くは熱感知 器を作動さ せ、又は温 度ヒューズ を外し、全 ての防火扉 (ハ)の項の 点検が行わ れるものを 除く。）の 作動の状況 を確認する 。ただし、 連動機構用	(略)	(略)	(略)

別表第二

(一)		(二)	
防火シャッター			(イ) 検査項目
設置場所の周囲状況	駆動装置(二)の項から		(ロ) 検査事項
閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	軸受け部のブラケット、巻取りシヤフト及び開閉機の取		(ハ) 検査方法
目視等により確認する。	目視等、聴診又は触診により確認する。		(ニ) 判定基準
物品が放置されていること等により防火シャッターの閉鎖に支障があること。	(略)		

(六)	
(略)	
	予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。

別表第二

(一)		(二)	
防火シャッター			(イ) 検査項目
設置場所の周囲状況	駆動装置(二)の項から		(ロ) 検査事項
閉鎖の障害となる物品の放置の状況	軸受け部のブラケット、巻取りシヤフト及び開閉機の取		(ハ) 検査方法
目視により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。		(ニ) 判定基準
物品が放置されていること等により防火シャッターの閉鎖に支障があること。	(略)		

(七)	
(略)	
	予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
-----	-----	-----	-----	-----	--

カーテン部		(四)の項までの点検について、は、日常的に開閉するものに限る。			
吊り元の劣化及び損傷並びに固定	スラット及び座板の劣化等の状況	ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	目視等により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
-----	-----	-----	-----	-----	--

カーテン部		(四)の項までの点検について、は、日常的に開閉するものに限る。			
吊り元の劣化及び損傷並びに固定	スラット及び座板の劣化等の状況	ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	目視により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(三)	(二)	(一)	(九)	(八)	
--	-----	-----	-----	-----	-----	--

の に も に 係 タ ー ヤ ッ 火 シ る 防 設 け 分 に る 部 供 す 用 に 行 の 通 入 装 置 防 止 危 害	ル レ イ ド び ガ さ 及 ま ぐ	ス ケ ー	の 状 況
危 害 防 止 装 置 用 予 備 電 源 の 容 量 の 状 況	劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	の 状 況
予 備 電 源 試 験 ス イ ッ チ 等 を 操 作 し 、 目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	
(略)	(略)	(略)	

	(三)	(二)	(一)	(九)	(八)	
--	-----	-----	-----	-----	-----	--

装 置 防 止 危 害	ル レ イ ド び ガ さ 及 ま ぐ	ス ケ ー	の 状 況
危 害 防 止 装 置 用 予 備 電 源 の 容 量 の 状 況	劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	の 状 況
予 備 電 源 試 験 ス イ ッ チ 等 を 操 作 し 、 目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	
(略)	(略)	(略)	

						(三)
(六)	(七)	(六)	(五)			(四)
機 連 構 動						
連 動	装 ー ヒ 温 置 置 ュ 度	器 感 び 器 感 合 煙 、 知 煙 知 知 熱 及 知 式 複 熱 器 感	。限る			
ス イ ツ チ 類	設 置 の 状 況	(略)	設 置 位 置	(略)	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	
目視等によ	。目視等により確認する		目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	
(略)	(略)		(略)		(略)	

(六)		(七)		(六)		(五)		(四)		(三)			
機 連 構 動													
連 動	装 置	ー ズ	ヒ ュ	温 度	器 感 知	び 熱	器 及	感 知	合 式	煙 複	、 熱	知 器	煙 感
ス イ ッ チ 類				設 置 の 状 況	(略)								座 板 感 知 部 の 劣 化 及 び 損 傷 並 び に 作 動 の 状 況
目 視 に よ り				目 視 に よ り 確 認 す る。			目 視 に よ り 確 認 す る と と も に 、 必 要 に 応 じ て 鋼 製 卷 尺 等 に よ り 測 定 す る。						目 視 に よ り 確 認 す る と と も に 、 座 板 感 知 部 を 作 動 さ せ 、 防 火 シ ャ ッ タ ー の 降 下 が 停 止 す る こ と を 確 認 す る。
(略)				(略)			(略)						

(五)	(四)	(三)	(三)	(三)	(二)	(一)	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

装置 閉鎖 手動		装置 閉鎖 自動	源 備電 用予 機構 連動		器 制御			
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	(略)	(略)	結線接続の状況	及び表示灯の状況	
						目視等又は触診により確認する。	り確認する。	
						(略)		
目視等により確認するとともに、必要に応じ	目視等又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	目視等により確認する。	(略)	(略)	(略)		

(五)	(四)	(三)	(三)	(三)	(二)	(一)	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

装置 閉鎖 手動		装置 閉鎖 自動	源 備電 用予 機構 連動		器 制御			
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	(略)	(略)	結線接続の状況	及び表示灯の状況	
						目視又は触診により確認する。	確認する。	
目視により確認するとともに、必要に応じて	目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認する。	(略)	(略)	(略)		

別表第三

(一)			(二)	(三)
耐火クロスの設置場所の周囲状況			駆動装置	カーテン及び座板の劣化及び損傷の状況
(イ) 検査項目			ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況
(ロ) 検査事項			目視等、聴診又は触診により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等による
(ハ) 検査方法			目視等により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等による
(ニ) 判定基準			(略)	(略)

(四)・(五)	
総合的な作動の状況	
(略)	
	て鋼製巻尺等により測定する。

別表第三

(一)			(二)	(三)
耐火クロスの設置場所の周囲状況			駆動装置	カーテン及び座板の劣化及び損傷の状況
(イ) 検査項目			ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況
(ロ) 検査事項			目視等、聴診又は触診により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等による
(ハ) 検査方法			目視等により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等による
(ニ) 判定基準			(略)	(略)

(四)・(五)	
総合的な作動の状況	
(略)	
	鋼製巻尺等により測定する。

設計に ける部 供する 用に 行の通 （人） 装置防 止危害	ルレー イドガ びさ及 まぐ	スケー ー			
況 び損傷の状 況	劣化及び損 傷の状況	劣化及び損 傷の状況	吊り元の劣 化及び損傷 並びに固定 の状況		
。目視等により確認する	。目視等により確認する	。目視等により確認する	目視等又は 触診により 確認する。		。目視等により確認する
(略)	(略)	(略)	(略)		

ケース	まぐさ及びガビドイルレー	危害防止装置	状況	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況
劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	目視により確認する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(三)		(三)		(十)		(九)	
機 連 構 動							
煙 感 知 器 、 熱 複 煙 合 式 感 知 器 及 熱 感 知 器		耐 火 ク ロ ス ス ク リ ー ン に 係 る も の に 限 る 。					
(略)	設 置 位 置	(略)	座 板 感 知 部 の 劣 化 及 び 損 傷 並 び に 作 動 の 状 況			危 害 防 止 装 置 用 予 備 電 源 の 容 量 の 状 況	
	目 視 等 に よ り 確 認 す る と 同 じ に 、 必 要 に 応 じ て 鋼 製 卷 尺 等 に よ り 測 定 す る 。		目 視 等 に よ り 確 認 す る と 同 じ に 、 座 板 感 知 部 を 作 動 さ せ 、 耐 火 ク ロ ス ス ク リ ー ン の 降 下 が 停 止 す る こ と を 確 認 す る 。			予 備 電 源 試 験 ス イ ッ チ 等 を 操 作 し 、 目 視 等 に よ り 確 認 す る 。	
	(略)		(略)			(略)	

(三)	(二)	(一)	(十)	(九)
連動機構				
煙感知器、煙複合式感知器、熱感				
(略)	設置位置	(略)	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	危害防止装置用予備電源の容量の状況
	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		目視により確認するとともに、座板感知部を動作させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。
	(略)		(略)	(略)

(三)	(三)	(六)	(六)	(七)・(六)	(五)	(四)	
-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	--

手動	装置 閉鎖 自動	源 備電	用予 機構	連動	器 制御	連動	器
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	(略)	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	
目視等による確認	目視等又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	目視等により確認する。		目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	

(三)	(三)	(六)	(六)	(七)・(六)	(五)	(四)	
-----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	--

手動	装置 閉鎖 自動	源 備電	用予 機構	連動	器 制御	連動	器
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	(略)	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	
目視により確認	目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認する。		目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	

別表第四

(三)	(二)	(一)	
等 ヤー ドレ ン チ			(イ) 検査項目
弁 開閉	ド ヘッ 散水	況 囲状 の 場所 設置	(ロ) 検査事項
況 開閉弁の状	況 の 設置の 状	等 及び懸垂物 の 状	(ハ) 検査方法
。 目視等 に よ り 確 認 す る	。 目視等 に よ り 確 認 す る	。 目視等 に よ り 確 認 す る	(ニ) 判定基準
(略)	(略)	物品が放置さ れていること 等によりドレ ンチャー等の 作動に支障が あること。	

(三)・(三)	
総合的な作 動の状況	閉鎖 装置
(略)	り 確認する とともに、 必要に応じ て鋼製巻尺 等により測 定する。

別表第四

(三)	(二)	(一)	
等 ヤー ドレ ン チ			(イ) 検査項目
弁 開閉	ド ヘッ 散水	況 囲状 の 場所 設置	(ロ) 検査事項
況 開閉弁の状	況 の 設置の 状	況 の 放置の 状	(ハ) 検査方法
確認する。 目視により	確認する。 目視により	確認する。 目視により	(ニ) 判定基準
(略)	(略)	物品が放置さ れていること によりドレン チャー等の作 動に支障があ ること。	

(三)・(三)	
総合的な作 動の状況	閉鎖 装置
(略)	確認すると ともに、必 要に応じて 鋼製巻尺等 により測定 する。

(三)	(二)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

加圧送水装置					水源		
加圧送水装置 用予備電	(略)	ポンプ及び 電動機の状 況	(略)	結線接続の 状況	ポンプ制御 盤のスイッ チ類及び表 示灯の状況	給水装置の 状況	貯水槽の劣 化及び損傷 、水質並び に水量の状 況
目視等によ り確認する		目視等又は 触診により 確認する。		目視等又は 触診により 確認する。	目視等又は 作動の状況 により確認 する。	目視等によ り確認する。	目視等によ り確認する。
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(三)	(二)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

加圧送水装置					水源		
加圧送水装置 用予備電	(略)	ポンプ及び 電動機の状 況	(略)	結線接続の 状況	ポンプ制御 盤のスイッ チ類及び表 示灯の状況	給水装置の 状況	貯水槽の劣 化及び損傷 、水質並び に水量の状 況
目視により 確認する。		目視等又は 触診により 確認する。		目視等又は 触診により 確認する。	目視等又は 作動の状況 により確認 する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(六)	(五)	(四)	(三)	
機 連 構 動				
煙感器、煙複合式感知器、熱感知器、火災（感知）				
(略)	設置位置	圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	加圧送水装置用予備電源の容量の状況	源の劣化及び損傷の状況
	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視等又は作動の状況により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	。
	(略)	(略)	(略)	

(六)	(五)	(四)	(三)	
機連 構動				
感 火 器 感 び 器 感 合 煙 、 知 煙 知 災 (知 熱 及 知 式 複 熱 器 感 感				
(略)	設置位置	況 属装置の状 用圧力スイ ッチ等の付 水槽、起動 圧力計、呼	加圧送水装 置用予備電 源の容量の 状況	源の劣化及 び損傷の状 況
	目視により 確認すると ともに、必 要に応じて 鋼製巻尺等 により測定 する。	目視又は作 動の状況に より確認す る。	予備電源試 験スイッチ 等を操作し 、目視によ り確認する 。	
	(略)	(略)	(略)	

(三)	(三)	(四)・(五)	(六)	(七)	
-----	-----	---------	-----	-----	--

源 備 用 機 連 電 予 構 動		器 制 御			へ 用 ツド 等 の 感 知 装 置 を 含 む。
容量の状況	劣化及び損傷の状況	(略)	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する	目視等により確認する。		目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	
(略)	(略)		(略)	(略)	

(三)	(三)	(四)・(五)	(六)	(七)	
-----	-----	---------	-----	-----	--

源 備 用 機 連 電 予 構 動		器 制 御			へ 用 ツド 等 の 感 知 装 置 を 含 む。
容量の状況	劣化及び損傷の状況	(略)	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する	目視により確認する。		目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	
(略)	(略)		(略)	(略)	

(三)・(五)	(三)	(三)	
(略)			
	装置 作動 手動	装置 作動 自動	
	設置の状況	設置の状況	
	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視等又は触診により確認する。	る。
	(略)	(略)	

(三)・(五)	(三)	(三)	
(略)			
	装置 作動 手動	装置 作動 自動	
	設置の状況	設置の状況	
	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視又は触診により確認する。	。
	(略)	(略)	

別記第一号（A4）

検査結果表
(防火扉)

当該検査に關与した検査者		氏 名	検査者番号	
		代表となる検査者		
		その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号
			指摘なし	要是正 既 存 不適格	
(1)	防火扉	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		扉の取付けの状況			
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況			
(4)		常閉防火扉 固定の状況			
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉枠			
(6)	連動機構	感知知器、熱線複合式感知知器及び熱感知知器	設置位置		
(7)		感知知器及び熱感知知器	感知の状況		
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(10)			結線接続の状況		
(11)			接地の状況		
(12)			予備電源への切り替えの状況		
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(14)			容量の状況		
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(16)	再ロック防止機構の作動の状況				
(17)	総合的な作動の状況		防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況		
(18)			防火区画の形成の状況		
上記以外の検査項目					
特記事項					
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善（予定）年月		

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表（イ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（イ）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に關与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。

⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

⑭ ※欄は、常閉防火扉にあっては、各階の主要なものについてのみ記入してください。

別記第一号（A4）

検査結果表
(防火扉)

当該検査に關与した検査者		氏 名	検査者番号	
		代表となる検査者		
		その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号
			指摘なし	要是正 既 存 不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		扉の取付けの状況			
(3)		扉、枠及び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(4)		危険防止装置	作動の状況		
(5)	連動機構	感知知器、熱線複合式感知知器及び熱感知知器	設置位置		
(6)		感知知器及び熱感知知器	感知の状況		
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(9)			結線接続の状況		
(10)			接地の状況		
(11)			予備電源への切り替えの状況		
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(13)			容量の状況		
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(15)	再ロック防止機構の作動の状況				
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況		
(17)			防火区画の形成の状況		
上記以外の検査項目					
特記事項					
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善（予定）年月		

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表（イ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（イ）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に關与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。

⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第二号（A4）

検査結果表 (防火シャッター)					
当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号		
代表となる検査者					
その他の検査者					
番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果 要修正 指摘 なし	既 存 不 適 格	担当 検査者 番号
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の設置並びに原則器具及び懸吊物等の状況			
(2)		軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況			
(3)		スイングシャフトの設置の状況			
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況			
(5)		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)	防火シャッター	カーテン部			
(7)		スラット及び駆動板の劣化等の状況			
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)		庫板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)		作動の状況			
(15)	煙感知器、熱濃複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知の状況			
(17)		設置の状況			
(18)		スモッチ箱及び表示灯の状況			
(19)		結線接続の状況			
(20)	連動機構	接地の状況			
(21)		予備電源への切り替えの状況			
(22)		劣化及び損傷の状況			
(23)		作動の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)		防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目					
特記事項					
番号	検査項目	指摘の具体的内容等			改善（予定）年月

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表（イ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要修正」欄は、別表（イ）欄に掲げる検査項目について同表（ホ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（ロ）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑤に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要修正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑩ 添付は、日常的に開閉するものについてのみに記入してください。

⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、④から⑩に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合には、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、④から⑩に準じて検査結果等を記入してください。

⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要修正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善業者が明らかになっている場合は「改善済みの具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑭ 要修正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要修正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第二号（A4）

検査結果表 (防火シャッター)					
当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号		
代表となる検査者					
その他の検査者					
番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果 要修正 指摘 なし	既 存 不 適 格	担当 検査者 番号
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の設置の状況			
(2)		軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況			
(3)		スプロケットの設置の状況			
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況			
(5)		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)	防火シャッター	カーテン部			
(7)		スラット及び駆動板の劣化等の状況			
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)		庫板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)		作動の状況			
(15)	煙感知器、熱濃複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知の状況			
(17)		設置の状況			
(18)		スモッチ箱及び表示灯の状況			
(19)		結線接続の状況			
(20)	連動機構	接地の状況			
(21)		予備電源への切り替えの状況			
(22)		劣化及び損傷の状況			
(23)		作動の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)		防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目					
特記事項					
番号	検査項目	指摘の具体的内容等			改善（予定）年月

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で消すしてください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表（イ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要修正」欄は、別表（イ）欄に掲げる検査項目について同表（ホ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（ロ）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑤に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要修正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ 添付は、日常的に開閉するものについてのみに記入してください。

⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、④から⑩に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合には、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、④から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要修正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善業者が明らかになっている場合は「改善済みの具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑭ 要修正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要修正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第三号（A4）

検査結果表 (耐火クロススクリーン)						
当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号			
代表となる検査者						
その他の検査者						
番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果		担当検査者番号	
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格		
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び動植物等の状況			
(2)		駆動装置	ローテーションの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び扉板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(8)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(9)		危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(10)		扉板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(11)	連動機構	作動の状況				
(12)		位置位置				
(13)		感知の状況				
(14)		スイッチ類及び表示灯の状況				
(15)		結線接続の状況				
(16)		接地の状況				
(17)		予備電源への切り替えの状況				
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)			防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等			改善（予定）年月	

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は記入不要です。

④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑤ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（イ）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（ニ）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑤に該当しない場合に○印を記入してください。

⑦ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑧ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑨ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑧に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合は、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑧に準じて検査結果等を記入してください。

⑩ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑪ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を含わせて記載することとして構いません。

⑫ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第三号（A4）

検査結果表 (耐火クロススクリーン)						
当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号			
代表となる検査者						
その他の検査者						
番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果		担当検査者番号	
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格		
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	ローテーションの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び扉板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(8)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(9)		危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(10)		扉板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(11)	連動機構	作動の状況				
(12)		弾感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(13)			感知の状況			
(14)			スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)		連動制御器	結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)			予備電源への切り替えの状況			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)			防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等			改善（予定）年月	

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表（イ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（イ）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（ニ）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑧に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合は、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑧に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を含わせて記載することとして構いません。

⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

附 則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。